

366.02221

Ki322k



\*0037633000\*

0037633-000

366.02221-Ki322k

北支那労働事情概観

北支那開発企画部

1941

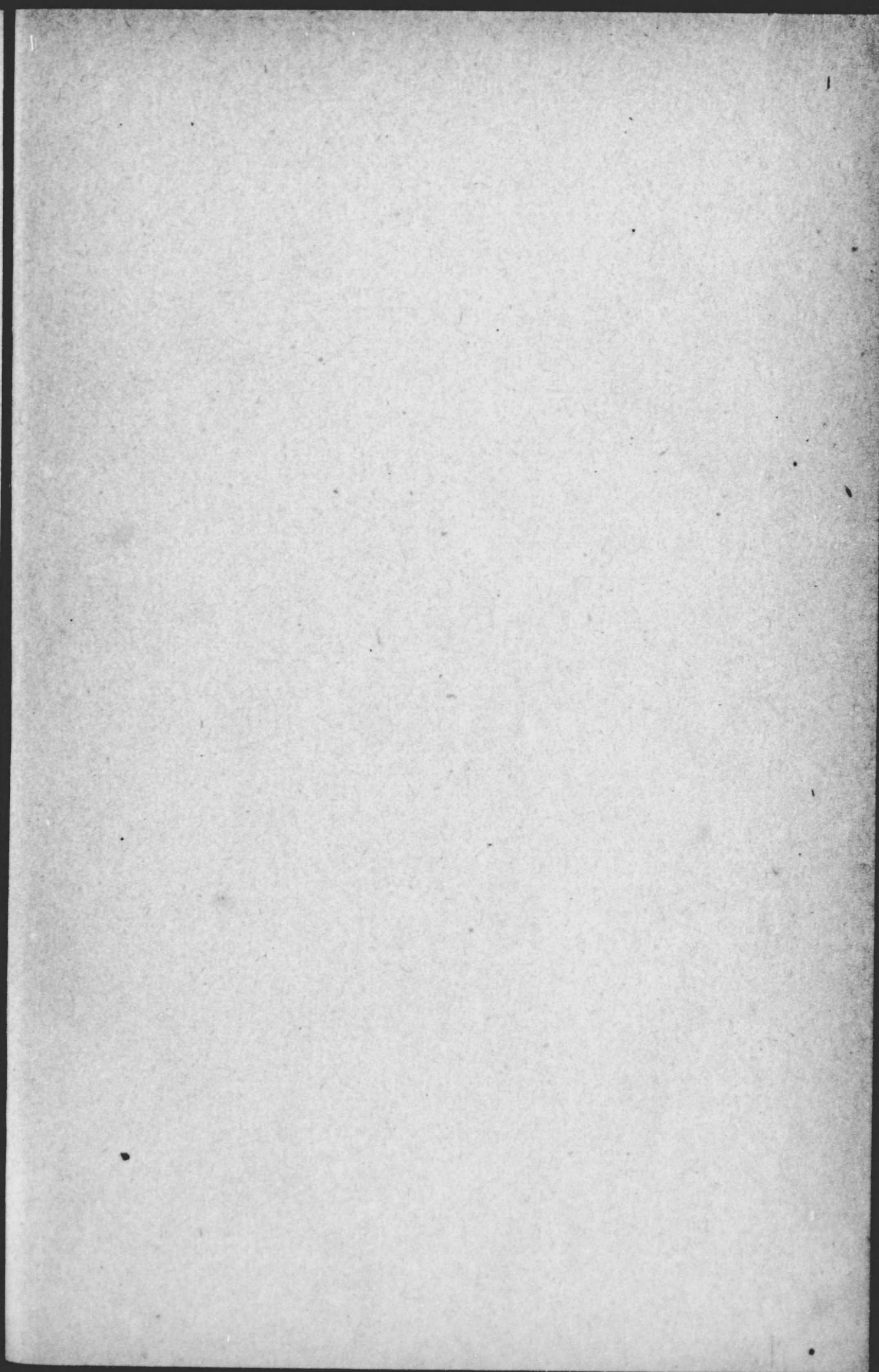
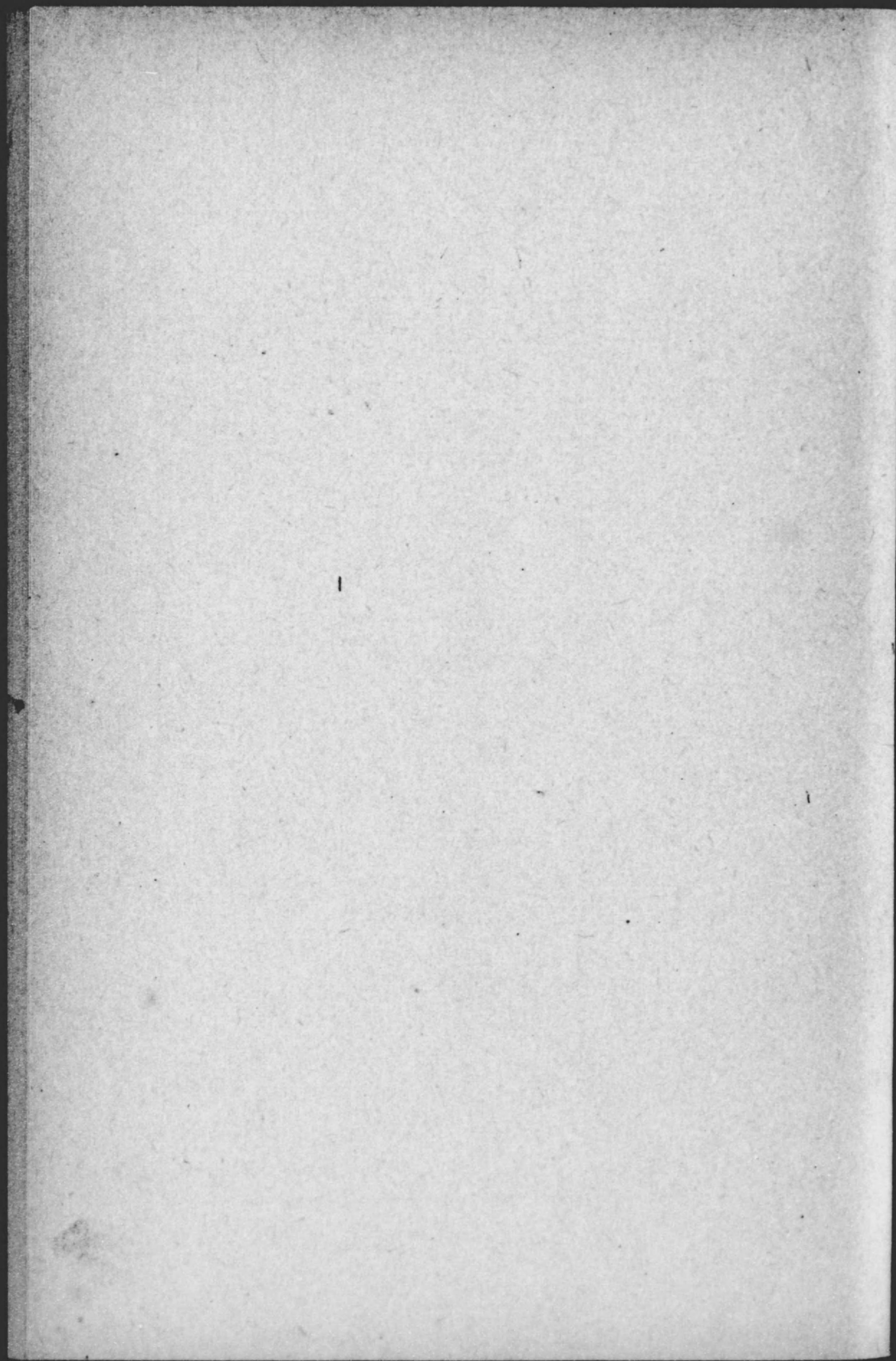
AGF

企畫部調查資料第四編  
昭和十六年六月

# 北支那勞働事情概觀

(以印刷代磨寫)

北支那開發株式會社



昭和十六年六月刊

北支那勞働事情概觀

北支那開發株式會社

366.0222/  
Ki322k

北支派開發部友會

北支派開發部友會

昭和十六年六月

39324



### 例言

一、從來北支の勞働力は賃銀低廉でしかも豊富無限な供給力があり、こゝに北支産業開發上の大きな強味があるものと謂はれ、對滿苦力の一大供給源となつてゐたことも周知の事實である。

而も事變前に中南支の勞働者は三民主義又は共產主義の影響の下に近代的勞働運動の洗禮を受けてきたが、北支の勞働者はかゝる思想的影響も軽く、帮口制を採り、それは今日までも繼續してきてゐる。

一、然し最近に至つては漸く中國共產黨の思想的影響も浸潤しつゝあるやに見受けられ、且つ滿、蒙、支の重要産業開發に要する勞働力も時に募集難確保難を訴へざるを得ない狀勢に立ち到つてゐる。北支勞務對策は經濟開發完遂上いよいよその重要性を増してきた。

一、こゝに當部は第一課内に勞務係を設置し、勞務關係の實態調査を行ひ、それに基づいて勞働力の確保、勞働力の調整、方策等勞務對策の研究立案に當らしめてゐるが、本冊子は問題の重要性に鑑み、北支勞働事情の一般的理解のため平易な案内書として編纂したのである。

一、本冊子の編纂にあたり、興亞院華北連絡部勞務室、滿鐵北支經濟調査所の資料に裨益さるゝこと多かりしを

附記し深謝の意を表する次第である。  
一、本冊子は企畫部第一課田尾岩太郎職員の執筆に係る。

昭和十六年六月

北支那開發株式會社企畫部

# 目次

第一節 概 説	一
第二節 勞働力の概要	二
一 勞働者人口	二
二 勞働の生産力	三
三 勞働移動	三
四 勞働力の需給	三
第三節 勞働者状態	四
一 工人(苦力)の組織	四
二 勞働者状態と賃銀	四
三 賃銀の種類と賃銀形態	六
四 勞働者の生活状態	七

第四節 勞働政策

四

- 一 勞働政策の基調……………八七
- 二 勞働統制と其の機關……………八九
- 三 勞働統制の勞務管理に及ぼす影響……………一〇一

附 錄

- 一 滿洲國勞働統制關係法規……………一一一
- 二 蒙疆勞働統制關係法規……………一四一
- 三 華北勞働統制關係法規……………一五七

統計表

- 第一表……………八
- 第二表……………一九
- 第三表……………一九
- 第四表……………二〇
- 第五表……………二〇

- 第六表……………二〇
- 第七表……………二一
- 第八表……………二一
- 第九表……………二二
- 第十表……………二二
- 第十一表……………二三
- 第十二表……………二三
- 第十三表……………二四
- 第十四表……………二四
- 第十五表……………二五
- 第十六表……………二五
- 第十七表……………二六
- 第十八表……………二七
- 第十九表……………二七
- 第二十表……………二八

第二十一表 ..... 元

第二十二表 ..... 元

第二十三表 ..... 元

第二十四表 ..... 元

第二十五表 ..... 三〇

第二十六表 ..... 三〇

第二十七表 ..... 三一

第二十八表 ..... 三一

第二十九表 ..... 三九

第三十表 ..... 四一

第三十一表 ..... 四二

第三十二表 ..... 六五

第三十三表 ..... 七一

第三十四表 ..... 七三

第三十五表 ..... 七六

### 第一節 概 說

支那事變發生の直後、「支那四千年の歴史の中に育つた労働者」を如何なる政策的見地に於て取扱ふかと云ふことについて一時労働界は二分された様であつた。即ち其の一は「支那人は強度の賃銀搾取に甘んずる労働者であり、社會聯關的には親族知己の間に相互扶助に依つて生存し來つたもので、所謂大家族主義による餘剩労働力は之を滿洲に賣つて生活して來た。そして之等の家族制度に依存し得ざるものはルンペンを以つて甘んずる。従つて之等は謂ふところの労働問題乃至社會問題とするに足らない」とし、其の二は「支那の歴史に於て通過せる労働運動乃至労働組合は其の一般的形態であるところの自然發生的な組織の中から漸次發展強化されたものではなく、最も勢力ある指導機關の指導により發展したもので、對立内分化或は妥協と云つた形式を通過せず直進的に極めて戰闘的な左翼の理論と其の戰術のもとに大衆を吸収して活躍し、經濟闘争より革命的政治闘争への過程に於て成立した史實は明らかに之を社會問題とするに足る根據がある」とし、この二つの相異なる見解が對立してゐた。前者は資本主義的であり、後者は社會主義的である。



然し事變後の段階に於てはその何れもが支那の労働者を取扱ふ政策基調とはならない。少くとも現實の日、滿、支の思想、政治、經濟は其の持つ内容が社會的基底に於て一貫的に育成されねばならないからであり、特に労働政策の分野に在つては生産計畫遂行の主要素となる爲め其の統制の社會化を以て労働の生産力を確保する必要に迫られてゐるからである。

茲に於て労働統制方策の基調となる諸要素を述べべきであるが、順序として一應これ等統制の主體的對象となる支那労働者の成育して來た労働史を一瞥し、現状を繕き、據つてある實狀に對する労働政策の問題に進みたいと思ふ。

## 一 奴隸制度

支那の奴隸制度は周代に公認された時に始まり、其の後幾分の消長變化はあつたが、爾後一般經濟界の進歩に伴ひ奴隸制度が凋落するに至る迄の一千三百年の間繼續されて來たもので、之等は敵國の捕虜及び國內の罪人に對し其の人格を認むる要なしとして動物的に酷使することを許したるに始る。秦代に於ても一般よりの官業労働者募集に際して強制的手段を用ひ准奴隸として使役した事實がある。即ち萬里の長城の築造に際して始皇帝の採つた労働者募集策の如きこれである。春秋時代を経て漢に至り奴隸殺戮の風全國を掩ひ、遂に奴隸の解放をなすに至つたが民間に浸透した因襲は急速に更たまらず、容易に改變されぬ状態を繼續したが、年と共に其の社會的缺

陥乃至經濟思想の進歩により漸次緩和せられるに至つた。

## 二 自由契約制度

奴隸制度が労働能率に及ぼす影響或は其の目的達成に支障を生ずる經濟界に進展して以來、奴隸制度に代る雇傭關係を生ずるに至つたものが自由契約制度である。この制度は各労働者が自己の意思により雇主と労働契約を締結し得るもので、労働者は雇主に労働を給し、雇主は之に對し勞銀を支拂ふ制度で、封建社會にあつては一應進歩した形態であつた。

然るにこの労働者對雇主の關係は謂ふところの労働給付にして、雇主は労働の生産性を高め、より低賃銀を以つて労働力を搾取し、高利潤を得んとするに至り、爲に企業家は明日への労働力は勿論、労働者の人格を無視し、一個の人間としての尊重を念頭より失念する状態となり、それは直ちに社會的には經濟的強者雇主が經濟的に惠まれざる弱者労働者に對する極端な強制的結果として労働者側の團結を誘發する原因となつた。即ち労働者が雇主との間に締結せる労働條件は絶えず不利なものとされ、それは労働者の人格及び體力保全等を無視されたのみならず、當然受くべき労働報酬すら雇主に奪取されることに甘んずるの餘儀なき状態に於て呻吟するの已むなきにあつた。これ奴隸解放以後に於ける労働問題の主要なる内容にして、労働者が強者たる雇主に對抗し、之を矯正せんとする意圖に於て先づ結束し團結の力を以つて問題の解決を試みんとする傾向を生じ、所謂苦力帮を

成立せしめるに至つたものである。

### 三 帮口制度

支那に於ける帮口制は所謂労働組合の發芽時代に組織されたもので手工帮、機械工人帮、地方帮等がある。以下逐條的にこれ等を概述せん。

#### 一 手工帮

手工帮即ち舊式ギルドにして

- (イ) 團結は師傅（師匠、親方）を單位としこれに屬する徒弟は全く顧みられない師傅のみの結合にして、
- (ロ) 團結は雇主を對象とし、
- (ハ) 團結の分子は職人なるも且つ企業家を兼ね、
- (ニ) 團結は對内的にして同業者間に於ける仲間の親睦なり。

斯の如き組織にある手工帮は親方連の團結であると共に其の職業に従事せんとする者は親方に對して弟子入りし、帮に隸屬して一人前の職人となるを通常とする。そして一度弟子入りせる者は職能者としての技術を收得するといふ理由のもとに三年乃至五年間は無報酬で働かねばならないもので、謂ふところの徒弟制度である。この徒弟制度が途中からの轉向を許さないこと及び准奴隸として働くことを強要せる點にギルド崩壞の原因が内在さ

れてゐたものゝ如くである。

#### 二 機械工人帮

これは俗に工人帮とも呼ばれ、其の組織に於ける要點は

- (イ) 同業と同郷との關係に依り團結し、
- (ロ) 帮内には職工より選舉された頭がありて職工團結の單位を爲し、
- (ハ) 團結の構成分子は職工のみであり、企業的色彩なく
- (ニ) 團結の對象を企業家とする、

もので其の組織の目標が階級的立場に於て團體行動をとる點に特徴がある。

#### 三 地方帮（苦力帮）

地方帮即ち苦力帮は純筋肉労働者（非精練工人）の團結體で、一種の同郷會の性質も帶び、手工帮の如き師匠對徒弟の關係なく、帮員は同一資格を以つて結合する純然たる労働團體である。苦力帮の組織は支那の他の社會に於て觀られるが如き頭目組織で、帮毎に一人の頭目が存在して帮を代表し、各帮が結合して一大苦力帮を形成せるを常とする。この帮口制の特徴は帮員が組合員として一個の人格を認められて居る點で、手工帮に於ける徒弟を度外視せると非常な差異を有するものであると同時に、帮員は同一郷里の者であることを建前とし、帮規を守り、其の労働に際しては頭目の指揮命令に絶対服従するのみならず、頭目は帮員を代表して賃銀を受取り其

の何割かを引去り、俗に頭刎ねと稱せられるものを頭目収入とし、殘餘を帮員に支拂ふ點にある。なほ頭目たる把頭は帮員が病氣の爲め労働に従事し得ない場合は生活費を支給し、或は癡疾者を扶助し、或は死者の葬儀費を負担し、若し其の額が頭目一人の負担に堪へない時は帮員より贖金して之を補ふ。故に頭目の引去る頭刎金の或る一部は帮員の共済金となり一種の労働保護となる。

斯く觀るとき苦力帮の任務は寧ろ對外問題に指向されるところにあり、これを推定するに左の如きものとなる。

(イ) 一種の繩張りの中にある自己營業の保護

(ロ) 企業者又は其の代理者との交渉即ち團體交渉により労働條件を協定し、賃銀其他を決定し

(ハ) 就勞の斡旋に際しては團體協約としての團體保證的行動をとる。

以上に於て帮口制を概観したのであるが、更にこれ等三つの帮の組織的關係を觀察するに、苦力帮のそれは同郷關係及同業關係を組織要件とするが、手工帮のそれは同業關係を絕對要件とし、同郷關係は相對的要件となり、機械工人帮に於けるそれは同郷關係を絕對要件とせざるところより觀れば手工帮と同一視されるが、其の組織の性質上よりすれば寧ろ苦力帮と同一視すべきものであらう。即ち手工帮に於ける性能が對內的協同の機關たるにその重點があり、且つ其の一面企業家としての性能をも兼ね備へて居るに、苦力帮のそれは對内外ともに労働組合としての目的に終始せる點を觀ることによつて明らかである。而して手工帮は同業組合即ちギルトに屬し、機械工人帮、苦力帮は労働組合に屬する性質のものである。

以上で支那に於ける労働史を概観したのであるが、斯かる歴史的過程に成育した労働者の現段階に於ける動向に關して觀察してみたい。

支那事變前に於ける支那の工業化の程度については、既に多くの論究がなされ、多くの所説並に實證が續けられたのであるが、この理解の定まるところは、それが全く初步的な段階に於て極めて長い停滞を持續してきたといふことである。

近代の支那には多かれ少かれ三つの半近代的賃銀労働者を見出すことが出来る。即ち交通労働者、鑛山労働者、完成品工業労働者がそれである。北支に於ける之等の半近代的賃銀労働者は事變前三十一萬五千人、昭和十四年末三十一萬人と推算され、従つて昭和十四年末に於て大體事變直前の程度にまで恢復し得たと推定されるのであるが、こゝに最も重要な問題は、右三群の労働者が嚴密な意味では完全な近代的工業プロレタリアートの範疇に入らず、寧ろ半封建的な農業社會との連帶を斷ち切り得ざる所謂半農半工賃銀労働者たる性格を多分に保有するものなること並にそれ等の大部分に於ける植民地的労働としての特性である。

凡そ産業の近代化を促進する鍵となるものは生産部門、生産手段の機械化であり、労働者の健全なる發達であることは論を俟たないところであるが、北支に於けるこれ等の發展態様は最近の北支那開發會社の工場實態調査員の報告に據れば、「屈指の大工場を除外すれば、極めて採光の悪い一間或は數間の普通家屋に、三、四馬力の電動機と數臺の工作機械を据附けたのが現在の北支に見る機械工場の一般的な姿である。最近の如き日本人工場

が進出する迄は、モーター直結工作機等は何處にも見られなかつた。熟練旋盤工に於てさへ多くの者が文盲であり、設計製圖は無きに等しい。其の工作方法は最初外人から傳授されたものが永く繼續されて居るに過ぎず、好んで似せて造る外國模造品も簡單輕少のもののみで、精密度に於ては全く問題にならぬ」とある。従つて金屬機械器具労働者は主として斯かる業態下にある機械器具労働者であり、工場經營單位數から見ても手工業的經營、鋼鐵舖（鍛冶屋）が壓倒的に多いと稱せられてゐる。

しかし、支那事變を契機として日支提携の北支經濟建設が新に進められ、統制企業として石炭、鐵礦、鹽、鉄鐵等の開發増産が高められ、それ等開發の基礎部門たる交通、港灣、通信、電力等も漸次整備増強されつゝあり、他の自由企業も日本にとつての二重投資の抑制、經營の日支合辦主義、同種企業の亂立防止、立地條件的考慮等の方針の下に發展を見つゝある。

觀方を換へて謂へば、事變前長年に亘つて停滯の儘にあつた支那に於ける工業近代化の過程は、北支經濟建設の推進に依つて新に活力を附與され其の發展が期待されるに至つた。斯かる狀勢下に於ける北支労働界は當然に都市労働、工業労働の量的並質的躍進が豫想され、其の中の量的増加の問題については、滿洲の北支労働力に對する歴史的依存關係並蒙疆地域よりの新なる労働力需要を併せて考慮に入れねばならぬ状態にある。昭和十五年度滿洲よりの北支に對する労働力需要は最近に於て實に未曾有の數一四〇萬人であり、蒙疆三箇年計畫の同年度労働力一五萬人、北支自體の經濟建設に伴ふ需要増加九〇萬人と推定して合計約二四五萬人の労働者が總て北支

労働資源より賄はれねばならぬ状態であり、北支四箇年計畫に於て最も重點が置かれて居る地下資源の開發について見ても、昭和十七年度目標に於て、所要労働者數約三倍を目途されてゐる。

元來北支那は労働力の過剩地であり、滿、蒙、支を通ずる労働力給源地たる傳統を有して居るのであるが、現下の事變原因に依る勞力給源地の治安状態並に當面する前述の労働力需要は未だ嘗て北支那の經驗せざる大量なることに鑑みると、今後の滿蒙支を通ずる労働力の需給配分調整の問題は北支那にとつて最も重要な課題となつた。北支那にとつては全く劃期的な労働力源泉の保護涵養の問題を新に伴ひ、之が對策は漸次具體化するであらう。

次に労働力需要の質的躍進の問題はこれからの北支經濟建設遂行の基礎的な條件として登場しつゝあることであるが、支那の労働者が半封建的形態の中から漸次近代労働者化に辿りつゝあるとは云へ、これまでの支那労働史は農民史のそれであり、北支那の工業化も既述の如く低位にあつたのである。家内工業的技能者の保有養成にあつても帯口制を出でず、近代的技術の需給は殆んど問題視されない。北支那現在の缺乏は全くこの下級技術員及熟練工の保有並其の養成能力である。日本及滿洲の現状よりして之等技能的要素の輸入は到底多きを期待し得られないとすれば北支那自體に深く考慮するところがなければならぬ。既に北支那開發會社に於ては企畫部信岡課長の提唱により「現場技術員養成所」の開設をなしたが、開設切々のこれに北支那全體の需要を要請すべくもない。大いに之が強化擴充をなすと共に技能者養成の根本方策を確立實施することは目下の急務であらう。

技能工、熟練労働者、不熟練労働者、その何れもの労働力の生産性は農民を源泉とする。支那労働者の絶對的多數を占むるものは農民であり、この農民の殆んどが零細農である。軍閥と匪賊に限りない暴政を蒙つてきた彼等は種々な秘密結社、宗教結社に依存する極めて複雑な社會層の中にある。

斯の如く支那を構成して來たものは農民社會であり、少くともこの見地よりすれば支那に於ける労働對策は農民對策と謂ひ得る。最近の合作社運動、産業組合乃至協同組合運動が農村に浸透しつつあることは日本の指導による新中國政府の農民對策として眞に適切であらう。そしてこれ等の運動が廣汎な社會的基礎の上に立つて歴大なアジア的土壌の封建的枠内に呻吟する農民大衆を救出し、對日依存に傾かしめ中同共產黨の働きかけを反撥する性格を培ひ得ることを、北支那産業開發の圓滿なる進行の素因として切望するものである。

## 第二節 労働力の概要

### 一 労働者人口

支那は（蒙古、西藏、新疆、青海等は別として）人も知る如く、その人口が甚だ稠密してゐる。支那の經濟生活がこのことを證明してゐる。人口増加の激しい原因は、就中、次の諸要因からこれを知ることが出来る。

#### 一 支那の農業的性質

農業住民は一般に工業住民よりも急速に増加する。それは、前者の從屬者は土地に定着してをり、欲望が小さく、それ故に早く結婚して多くの子供を産むからである。更にまた、小農的經營を有つた農業住民は大經營を有つた農業住民よりも急速に増加する。それは、面積一單位當りの住民數は、前者に於ける方が大きくなり得るからである。支那は殆んど専ら小農經營を有つた大農業國である。

#### 二 支那の家族制度

支那の如き大家族主義による共有財産制的家長制にあつては、若夫婦は自分の家計に對して責任をとらない。それ故、子孫を經濟的理由から制限する動機が缺けてゐるのである。

人口の著しく稠密してゐる證據は、就中、移住によつても與へられてゐる。この四十年間に略八百萬の支那人が移住したと云はれてゐる。人口の絶對的增加は、出生と死亡との差から生れる。アメリカのE・A・ロツスに従へば、支那人の出生數字は五〇%以上であるといふ。死亡率は程昌恒に従へば三〇%と四〇%との間にあるといふ。しかし今のところ精確な報告は期し難いものであらう。支那の人口の激増は、漸く今世紀になつて始まつた。漢から宋に至るまで（略々西紀前二世紀から西紀十三世紀まで）の人口數は、四千萬から六千萬の間を上下してゐた。然るに、十七世紀の中葉から十九世紀の末葉に至るまでの間に、それは六千萬から三億五千萬乃至四億に増加した。然し、こゝでは、この期間に國土も擴大されたことを忘れてはならぬのである。そしてこゝで考慮されねばならぬのは、人頭税の存在する限り、縣官が、徴收した租税の一部を、下僚及び自分のために、抑留しようとして屢々實際より多い人口數を報告したといふことである。一七一三年（康熙帝治下）に地租が一般に施行された際には、この、人口數を多く見せるといふ根據も消失した。

しかし、こゝに最も重要なのは、支那の食料の餘地と支那の人口増加との割合である。支那に經濟的自給自足が存在した間は、農業生産がかなりの程度までこの増加と歩調を合せてゐたやうであるが、ヨーロッパの影響の下に立つやうになつて以來、初めて生計も稍々高められ、欲望は最早國內の生産だけでは充足されなくなつたと云ふことである。

最近の北支に於ける總人口及労働者人口を観るに、滿鐵・北支經濟調査所調（昭和十六年一月）の「華北の人

口及労働統計」によれば、華北及蒙疆の戶數は一、九八三萬戶、人口一〇、九五五萬人にして、其の人口密度は一平方軒當一〇一人、これを全支那の四九人、滿洲國の二八人、日本内地の一八七人とに比較してみるとき相當高度の密度にあることが窺はれる。しかしして北支那人の産業別構成の推算（同資料）に示す、農業七九%、水産業、鑛業、工業、商業、交通業、公務自由業、其他が〇・三%より八・一%を占むる割合を観ても、支那の農業的性質及び家族制度からくる影響を充分知ることが出来る。

總人口に對する労働者人口の割合を観る資料も正確を期し難いが、日本内地第一回國勢調査の結果及康徳三年末滿洲國産業別人口推計統計を参考とせる前記資料によれば、北支那人口中の有業者人口比率を三六%として、一六、五七四千人と推定され、昭和十五年六月興亞院華北連絡部勞務室が調査せる北支那開發株式會社關係事業及び紡績、都市自由労働者等の數が一二八萬人であり、この數が半近代的賃銀労働者であるとすれば、北支那に於ける労働力は全く汲めども盡きせぬものがあると謂へよう。そして政策的にはこれ等近代産業の労働力が農村を給源地として消長盛衰する現段階の北支那に於ては労働力を人口問題として解決するのではなく、生産政策を遂行する條件としての農村對策として解決する時期にあると謂へる。

## 二 労働の生産力

技術は、人間が用ひて以てその經濟的欲望を最もよく充し得る手段を見出すべきものである。技術的合目的性

若しくは技術的合理性を、生産性の基礎たる経済性といふことが出来る。生産性とは生産の即物的な収益性のことである。従つて経営の採算性は、全く直接に、その生産性に基礎を置いてゐるのである。

市場経済に於ては労働者の能率の大小の問題は、私経済的な利害問題になる。企業の採算性は、なされる労働の費用は通常總費用の主要部分を構成してゐるから、著しい程度に於てこの能率にかかつてゐるのである。

そこで、能率の最高限は如何なる前提の下に於て達せられるのであるか？、この場合二つの前提が問題になる、其の一は諸種の労働過程によく適應して、各人がその最善を盡し得る地位にあること、其の二は労働の技術的及び人的要件の合目的な形式によつて各労働者をしてその地位にあつて最大の能率を發揮せしめ得るやうにすることである。

労働分解と生産区分とは、技術的分業の様式である。これは労働開始に際しての合目的な役割の振當から成り、諸種の機能をして異つた人による相互的補足を企てしめる國民経済の基本的現象である。これは、人間の嗜好や能力の差異の結果であり、自然環境の差異の結果であり、また人間の計畫的組織の結果である。既に支那の大家族主義の中に技術的分業が見られる。そしてこれは経済の一切の高度の組織のための基礎を形成してゐるのである。

近代的な経済生活に於ては、個々の職業及び個々の企業がまた、これらの職業や企業に於て必要な労働、例へば炭礦に於ける諸種の労働（機械、電気、採炭、運炭）若しくは諸種の労働機能のすべてが最早一個の企業若し

くは一人の労働者によつて行はれず、諸々の仕事が一定の企業若しくは一定の労働者に割當てられてゐるといふ現象をも證明してゐる。

組織の完成は、大多数の場合に於て、完全に遂行された技術的分業を意味する。技術的分業、即ち労働分解と結びついてゐる利益は甚だ顯著で、この應用には採算性の限界以外の限界が劃されない程である。労働分解は、継続的にして均一な練習の結果、労働者の熟練の増加の中にその作用を表はしてゐる。斯かる場合に於ては報償は一層よく能力に適應せしめられ得るのである。全経営に於ては、その作用は、生産物の増加とその品質の改善とに現はれるものである。

生産の能率の大小はまた、著しい程度に於て、その経営が機械や道具を備へてゐるか否かにかゝつてゐる。特に支那労働者の手足の力を増すといふに止まつてゐる道具の、動力が最早人間から出ずに、生産の遂行の規模や様式を機械的に制約してゐる機械への轉化は、用ひられる動力の働きが大になるに従ひ、また労働機能を機械の力による機械的遂行を許す部分的過程に分解せしめ得るに従つて、益々完全なものになる生産過程の技術の改造を生み出してゐる。機械の應用と労働の合理化は労働力を高めるための手段を意味する。

そして労働条件の改善が経営の組織の進歩と雁行して行はれるときに、斯かる進歩が遙かに頻繁且つ一層確實に達せられることは、確かである。斯かる場合に於ては有利な条件を獲得するための社會的前提も一層容易にくり出されるから、これと關聯して、労働時間を短縮せ、若しくは、賃銀を引上げることも出来る。斯くして

技術的進歩は、消費者としてのみでなく、生産の協力要因としての労働者に利益を齎らす一般的な文化的進歩の可能性をつくり出すのである。

人間の能率の差異は、一部は、變へることの出来ない自然的事實に、——個々の人間の肉體的及び精神的能力の差異、個人及び國民の發達の差異に基礎を置いてゐる。

大きな國民經濟に於ては、有能な人間と並んで甚だ多くの、あまり有能でない人間、例へば不具者や老人もゐる。彼等がその半人前、四分の一人前、十分の一人前の力を經濟的に用ひる場合に於ては、彼等には半人前、四分の一人前、十分の一人前の賃銀しか行かない。斯かる賃銀が生存最低限に達しないことも珍らしくないのである。

個々の労働能率は甚だ區々の品質のものであるから、賃銀も同じ規準に照すことは出来ない。完全に労働出來て有能な者から、半人前の者や全く役に立たぬ者、本當の癱疾者に到るまで、不斷の格差がある。更にまた吾々は精神的及び知的な點に關しても、甚だ多様な差異を見出すのである。此處にも、非常に信頼の置ける者、精力的な者、努力家、知者、及び勤勉家から無能者に至る極めて大きな差異がある。これらの自然的差異や精神的差異は、同一の支那國民の中にも既に明瞭に刻み出されてゐるのであるが、異つた種族や人種を比較する場合にはなほ明瞭に現はれるのである。

同一の國民の内部に於ても、個々の地方に於て民族心理の差異が確認されるが、この差異は、國民經濟的に重

要である。更にまた、各時代の人間の精神状態の差異も、注意深い觀察者の眼には明瞭に現はれるので、この觀察者はまた、異つた類型を認めることが出来るのである。住民の能率はまた、性別配分や年齢等級別の如何によつて著しい程度に於て條件づけられる。兩性は、その肉體的並に精神的特質が異なるためにその能率も不等である。

そして能率はまた、著しい程度に於て、労働の個人的な才能にかかつてゐる。随つて、人間の性質、その能率及びその意志の根本的方向は、經濟生活の基本的條件を形成してゐるのである。然し労働能率はまた、著しい程度に於て、文化の程度や労働者の性質にもかかつてゐる。従つて、吾々は一般的に次の如く要約することが出来るのである。

一 市場經濟に於ては労働の所産そのものが労働の報酬の尺度である。能力が同一でないから賃金の高さも異なる。

二 國民經濟の總産物中労働者の占むる分前は、一般的には、そして長きに亘つては、労働の生産性によつて決定される。

三 計畫經濟乃至國防經濟に於ける労働の生産性は、労働力の保全、とりわけその再生産への過程に、長きに亘つて労働の培養を中心として、生活經濟を配合して賃金の高さを決定し、直接には能率の恒久的な維持向上を計る。

吾々は、支那に於ける經濟狀況が個々の省や地方の間の多様な理由（原料の豊否や土地の肥沃度、交通上の位



置、資本市場、景況、技術及び個人的能力の差異)によつて大きな差異を示してゐることを見てゐる。生産性の豫定条件が異なるから、賃銀も異らねばならぬ、そして支那に於ては實際に異つてゐる。最高の賃銀は、生産を促進する要因が最も多く堆積してゐるところに於て獲得され、労働の最低の収益は、特に不利な要因が堆積してゐるところに於て見出される。

しかし、また、支那に於ける労働の生産性は全體的に未だ高度の精練労働の能率化の域に達しては居らず、所謂「苦力」として、その範疇内の非精練労働の合理化乃至熟練化如何が生産性の程度の差異を決定する時代であり、労働の質よりも労働の量を以て生産の尺度として居る實狀よりして量的能率化の域にあるものと云へる。

茲に元滿鐵經濟調査會、現滿洲能率協會大内信夫氏の研究になる日、鮮、漢の民族別労働者の體力比較並に力役労働能力比較の研究に基く體力及能力に関する一覽表を掲出して参考に資したい。

A 日・鮮・漢人労働者の體力比較調

第一表 民族別労働者平均體格

民族別	労働種別	
	力役労働者	技術労働者
身長(厘米)	身長(厘米)	身長(厘米)
體重(斤)	體重(斤)	體重(斤)

民族別	平均身長(厘米)	平均體重(斤)	比率(漢人を100とす)
日本人	160.0	61	62
朝鮮人	161.0	61	63
漢人	168.0	64	67
平均	163.7	62	64

第二表 力役労働者平均年齢に於ける平均握力

民族別	平均握力(斤)	比率(漢人を100とす)
日本人	56.4	112
朝鮮人	52.0	103
漢人	50.4	100

第三表 力役労働者平均身長による平均握力

民族別	平均身長に於ける平均握力(斤)	比率(漢人を100とす)
日本人	54.0	114
朝鮮人	50.0	105

漢人	四七・五	一〇〇
----	------	-----

第四表 力役労働者平均體重に於ける平均握力

民族別	項目	體重別握力(斤)	比率(漢人を一〇〇とす)
日本人		五五・五	一一三
朝鮮人		五二・〇	一〇六
漢人		四九・〇	一〇〇

第五表 力役労働者平均年齢に於ける平均背筋力

民族別	項目	平均背筋力(斤)	比率(漢人を一〇〇とす)
日本人		一八三	一一〇
朝鮮人		一六一	九七
漢人		一六六	一〇〇

第六表 力役労働者平均身長における平均背筋力

民族別	項目	平均身長に於ける背筋力(斤)	比率(漢人を一〇〇とす)
日本人		一八九	一一七
朝鮮人		一五二	九四
漢人		一六二	一〇〇

第七表 力役労働者平均體重に於ける平均背筋力

民族別	項目	平均體重に於ける背筋力(斤)	比率(漢人を一〇〇とす)
日本人		一八七	一一四
朝鮮人		一五五	九五
漢人		一六四	一〇〇

第八表 技術労働者平均年齢に於ける平均握力

民族別	項目	平均握力(斤)	比率(漢人を一〇〇とす)
日本人		五〇・〇	一〇八

民族別	項目
漢人	平均身長に於ける握力(庇)
朝鮮人	平均身長に於ける握力(庇)
日本人	平均身長に於ける握力(庇)
比率(漢人を100とす)	

第九表 技術労働者平均身長に於ける平均握力

民族別	項目
漢人	平均體重に於ける背筋力(庇)
朝鮮人	平均體重に於ける背筋力(庇)
日本人	平均體重に於ける背筋力(庇)
比率(漢人を100とす)	

第十表 技術労働者平均體重に於ける平均握力

民族別	項目
漢人	平均身長に於ける背筋力(庇)
朝鮮人	平均身長に於ける背筋力(庇)
日本人	平均身長に於ける背筋力(庇)
比率(漢人を100とす)	

第十一表 技術労働者平均年齢に於ける平均背筋力

民族別	項目
漢人	平均身長に於ける背筋力(庇)
朝鮮人	平均身長に於ける背筋力(庇)
日本人	平均身長に於ける背筋力(庇)
比率(漢人を100とす)	

第十二表 技術労働者平均身長に於ける平均背筋力

民族別	項目
漢人	平均體重に於ける背筋力(庇)
朝鮮人	平均體重に於ける背筋力(庇)
日本人	平均體重に於ける背筋力(庇)
比率(漢人を100とす)	

第十三表 技術労働者平均體重に於ける平均背筋力

民族別	項目
漢人	平均體重に於ける背筋力(庇)
朝鮮人	平均體重に於ける背筋力(庇)
日本人	平均體重に於ける背筋力(庇)
比率(漢人を100とす)	

漢人	朝鮮人	日本人
一五五	一四八	一四二
一〇〇	九五	九二

第十四表 力役労働者の労働年限の差異比較

民族別	民 族 比 較 項 目		
	最大握力と 其の年齢	最高握力より5%低下 範囲の年齢と年齢	
漢人	三歳(三八斤) 三歳(三三斤) 六歳(三三斤)	三歳(三八斤) 三歳(三三斤) 六歳(三三斤)	
朝鮮人	三歳(三八斤) 三歳(三三斤) 六歳(三三斤)	三歳(三八斤) 三歳(三三斤) 六歳(三三斤)	
日本人	三歳(三八斤) 三歳(三三斤) 六歳(三三斤)	三歳(三八斤) 三歳(三三斤) 六歳(三三斤)	
	1	2	3
	背筋力方面の検討		背筋力方面の検討
	最高背筋力と 其の年齢		最高背筋力より5%低下 下範囲の年齢と年齢
	三歳(三八斤) 三歳(三三斤) 六歳(三三斤)		三歳(三八斤) 三歳(三三斤) 六歳(三三斤)
	1		2
	順年保持力		順年保持力
	1		2

日・鮮・漢人力役労働能力比較調

第十五表 日本人石炭運搬作業距離別炭種別能力表(單位馬)

距離メートル	炭種	中塊炭	切込炭	粉炭
一〇〇	一〇〇	一・一	一・一	一・二
九〇	九〇	一・二	一・二	一・三
八〇	八〇	一・三	一・三	一・四
七〇	七〇	一・五	一・四	一・六
六〇	六〇	一・七	一・六	一・八
五〇	五〇	一・九	一・九	二・一
四〇	四〇	二・三	二・二	二・五
三〇	三〇	二・九	二・六	三・二
二〇	二〇	三・七	三・三	四・二
一〇	一〇	五・三	四・五	六・一

第十六表 朝鮮人石炭運搬作業距離別炭種別能力表(單位馬)

距離メートル	炭種	中塊炭	切込炭	粉炭
一〇	一〇	八・二二	七・五四	八・六〇

第十九表 鮮人工運搬労働距離別毎時運搬能力表

運搬距離(米)	毎時能力(噸)	運搬距離(米)	毎時能力(噸)
五〇	一・五三	一〇〇	〇・九八
四〇	一・七二	九〇	一・〇五
三〇	一・九七	八〇	一・一四
二〇	二・三一	七〇	一・二五
一〇	二・七八	六〇	一・三七

第十八表 日本人工運搬労働距離別毎時運搬能力表

一〇〇	一・〇二	一・〇三	一・一二
九〇	一・一二	一・一四	一・一二
八〇	一・二八	一・三一	一・三七
七〇	一・三九	一・四二	一・五四
六〇	一・五八	一・六二	一・七七
五〇	一・八三	一・八八	二・〇七

第十七表 漢人石炭運搬作業距離別炭種別能力表(單位噸)

距離メートル	炭種	塊	中塊	粉
一〇	炭	五・一三	五・五三	六・四一
二〇	炭	三・五四	三・七三	四・二〇
三〇	炭	二・七〇	二・八一	三・一二
四〇	炭	二・一九	二・二六	二・四九

一〇〇	一・八四	一・八〇	一・八七
九〇	二・〇二	一・九七	二・〇四
八〇	二・二三	二・一七	二・二六
七〇	二・四九	二・四二	二・五二
六〇	二・八〇	二・七四	二・八六
五〇	三・二五	三・一四	三・三〇
四〇	三・八二	三・六七	三・八九
三〇	四・六七	四・四四	四・七七
二〇	五・九四	五・五八	六・一二

**第二十三表 土工運搬労働者の労働時間**

国籍別	項目	労働時間(分)	日本人を100とせる比率(%)
日本	純作業時間(分)	四五五・四七	六九
朝鮮		三四四・六三	六三
漢人		四八三・八一	七二

**第二十一表 荷役労働者の労働時間**

国籍別	項目	労働時間(分)	日本人を100とせる比率(%)
日本		六六一	100
朝鮮		五五〇	八三
漢人		六七二	102

**第二十二表 荷役労働時間消費割合の比較**

国籍別	項目	純作業時間(分)	一日労働時間に對する比率(%)
日本		四五五・四七	六九
朝鮮		三四四・六三	六三
漢人		四八三・八一	七二

**第二十表 漢人工運搬労働距離別毎時運搬能力表**

運搬距離(米)	毎時能力(噸)	運搬距離(米)	毎時能力(噸)
一〇	二・五八	六〇	一・四六
二〇	二・二四	七〇	一・三五
三〇	一・九八	八〇	一・二五
四〇	一・七七	九〇	一・一六
五〇	一・六〇	一〇〇	一・〇九

運搬距離(米)	毎時能力(噸)	運搬距離(米)	毎時能力(噸)
一〇	一・九六	六〇	〇・九九
二〇	一・六四	七〇	〇・九〇
三〇	一・四一	八〇	〇・八二
四〇	一・二三	九〇	〇・七六
五〇	一・一四	一〇〇	〇・七一

漢	朝	日
人	人	人
八五七	五九一	六一三
一四〇	九六	一〇〇

第二十四表 土工運搬労働時間消費割合の比較

漢	朝	日
人	人	人
五八〇	四一六	四三三
六七・七	七〇・三	七〇・七

第二十五表 土工運搬及歸還所要時間比較 (Lは運搬距離をメートルにて表せるもの)

往復別	國籍	運搬 (分)	歸還 (分)
日	日本人	〇・〇一四五L	〇・〇一五三L
朝	朝鮮人	〇・〇二一L	〇・〇一四L
漢	漢人	〇・〇一五五L	〇・〇一六〇L

第二十六表 國籍別運搬距離別能力

距離メートル	國籍	日本人	朝鮮人	漢人
一〇〇		二・七八	二・五八	一・九六
九〇		二・三一	二・二四	一・六四
八〇		一・九七	一・九八	一・四一
七〇		一・七二	一・七七	一・二三
六〇		一・五三	一・六〇	一・一四
五〇		一・三七	一・四六	〇・九九
四〇		一・二五	一・三五	〇・九〇
三〇		一・一四	一・二五	〇・八二
二〇		一・一六	一・一六	〇・七六
一〇		〇・九八	一・〇九	〇・七一

第二十七表 土工運搬毎時労働能力比較

(日本人を100としたる鮮漢人の距離別毎時能力比率)

距離メートル	国籍	
	日本人	朝鮮人
平均	一〇〇	一〇五
一〇	一〇〇	九三
二〇	一〇〇	九七
三〇	一〇〇	一〇一
四〇	一〇〇	一〇三
五〇	一〇〇	一〇五
六〇	一〇〇	一〇七
七〇	一〇〇	一〇八
八〇	一〇〇	一一〇
九〇	一〇〇	一一〇
一〇〇	一〇〇	一一一
七二	七二	七二
七一	七一	七一

### 三 労働移動

北支及蒙疆と滿洲の凡ての産業部門を通じて労働移動の現象は可成頻繁に行はれてゐる。其の主なる理由を觀

るに、

- 一 労働者中には季節的に往來する者が多數に含まれてゐること、特に滿、蒙に於て然り
  - 二 季節的に繁閑のある農民が労働者の大量を占めてゐること
  - 三 事變後の事業界が活況を呈し労働の需要を急増せしめたこと
  - 四 季節により繁閑の差の激烈な土建労働により需要の均衡が破れ勝ちなこと
- 等が一般的なものとして挙げられてゐる。これ等移動の状況の事實を原因、結果的に觀察すれば大略左の如く歸納される。

#### 一 原因別移動状態

労働移動原因はこれを

- (1) 業主の責に歸すべき原因
  - (2) 労働者の責に歸すべき原因
  - (3) 其の他の原因
- の三種に大別するを得べく更に之れを細別すれば
- (1) 業主の責に歸すべきもの
  - (イ) 作業條件の良否



- (ロ) 労働条件の良否
  - (ハ) 福祉施設の完否
  - (ニ) 事業組織の不完全、例へば勞務擔當の事務組織或は係員選擇の適否
  - (ホ) 上長、監督者の良否
  - (ヘ) 事業の性質上より來る災害事故の多寡並に程度
  - (ト) 事業の整理縮少若くは季節的繁閑
- (2) 労働者の實に歸すべきもの
- (イ) 移動辭
  - (ロ) 轉職の志望
  - (ハ) 業務の適否
  - (ニ) 各種の對人關係例へば把頭との折合面白からず或は労働管理者に對する不平嫌惡
  - (ホ) 老衰、疾病
  - (ヘ) 負債
  - (ト) 契約違反例へば逃走、懲罰、解雇等
  - (チ) 誘拐

(3) 其の他の原因

- (イ) 匪賊の襲來
- (ロ) 出身地關係
- (ハ) 事業地の氣候、風土
- (ニ) 生活環境

二 家族の有無に依る移動

移動は單身者多く有家族者に少いと云ふことは、常識化されて居る事柄であり、多くの事例にこの現象が表はれて居るが、これは注目すべき事柄である。

大體以上に於て労働者の移動する原因が明白にされたと思ふが、結局労働者移動は彼等自身の利害關係にたつてゐるころよが首肯される。しかして、その利害關係の頂點に達するやうな場合は、合法的に移動するのみでなく、どんどん逃亡するのが常である。

右の如き内容に依つて行はれつゝある移動率は北支に於て五〇%、滿洲六〇%——八〇%、蒙疆六〇%——八〇%と稱へられた。他の資料と同じく労働移動についても、移動率を正確に統計的に解析したものは、今のところないので、これを以て直ちに即断することは不可能であるが、労働の需給面から観るとき概數的には當を得た率と云へよう。

次に労働移動による損害であるが、これも前同様に

一 労働者の受くる損害

二 雇主の受くる損害

の二種に大別することが出来る。

一 労働者の受くる損害として

労働者がある地位より離れて移動し、新しき雇傭者を見るまでには多くの費用と時間とを無駄にするのみならず、新たに職場に入りたる時は概ね賃銀は安きのみならず、馴れざる職場に入りては傷害の危険に曝らされること多きものである。尙自然的に労働条件の有利なるものを追ふて移動する労働者自身には損害は考慮外におかれており、労働移動の高率なるに拘らず、労働者の利益を中心としての対策は未だあまり研究されてゐな

5。

二 雇主の受くる損害として

労働移動によつて雇傭者の受ける損害は、凡そ次の如き項目に對する費用である。

(I) 募集費

(2) 訓練費

(3) 新入労働者の不熟練より生ずる生産減少

(4) 新入労働者によつてなされる原料の濫費

(5) 新規労働者の雇入れられるまでの休業

しかして、従来労働移動の激しいのは、支那人労働者であり、俗に「苦力」と稱せられる下級労働者なるの故を以て、充分の考慮が拂はれなかつた。しかるに労働移動に依つて受くる損害は漸次生産コストに影響するに及んで、各種の企業が、各種の方法により、今やこれが防止に懸命に努めて居る。

これ等防止策の状態を体系的に見ると次の如く要約される。

三 移動防止方策

(1) 福利施設の充實

(2) 勤続奨励方法の實施

(3) 事業經營方法の改良

(4) 社會政策的施設の強化

(5) 労働条件の改善

(6) 臨時手當の支給

(7) 生活保證としての現物給の擴大

### 四 労働力の需給

昭和十五年七月興亞院華北連絡部に於て開催せられたる北支那産業開發計畫設定委員會第六分科會の報告により、昭和十五年度の北支那労働力の需給状況を観るに、北支那より供出され得る労働者の推定数は二四〇萬人にして、これに對する滿洲、蒙疆、北支那自體の需する労働者数は二二五萬人で、この範圍内よりする需給は大體均衡を保ち得る状況にあると推測される。しかしながら、滿、支の産業開發計畫の進展に伴ふ需勞働量の増加と、北支農村よりの供出力が治安關係及び募集、管理方策の拙劣乃至平均五〇%の労働移動が行はれつゝあると云ふ現段階にあつては必ずしも圓滑な状態にあるとは云へないやうである。従つて北支那主要産業開發に要する労働者九〇萬人も、これが保護培養なくしては確保するに困難なる形勢にある。

以下これらの點につき北支那産業開發計畫設定委員會第六分科會の昭和十五年六月會議の報告に基き具體的な觀察を遂げたい。

#### 一 北支那に對する労働者需要數

第二十八表 主要産業従業員現在數 (一五・六調)

業 別	員 數	總數に對する比(%)
交 通 運 送	七八、五〇六	六・一三
道 路 築 設	四七、九一二	三・七四
電 氣 業	一五、二五〇	一・一九
鹽 業	七四五	〇・〇六
産 業	六三六	〇・〇五
金 業	八〇〇	〇・〇六
土 産 業	四、九〇九	〇・三八
棉 花 業	一〇八、七〇〇	八・四九
土 産 業	六一、五一五	四・八一
紡 績 業	一一〇、〇一四	九・三七
紡 績 業	七、一三四	〇・五六
織 造 業	一〇四、〇五二	八・一三
石 炭 業	五五〇、一七三	四二・九八
小 計	二〇〇、〇〇〇	一五・六二

洋車夫	一八〇、〇〇〇	一四・〇六
自由労働者	一五〇、〇〇〇	一一・七二
小計	五三〇、〇〇〇	四一・四〇
特殊用労働者	二〇〇、〇〇〇	一五・六二
總計	一、二八〇、一七三	一〇〇・〇〇

右表に示されある如く北支那主要産業労働者数は五五萬、總計の四二%強を占め、其のうち北支那開發會社關係事業の労働者は一五萬人である。

しかして、北支那主要産業に於ける労働者の増加率は全體二六%、移動率五〇%と云はれてゐる。このことは昭和十三年度に興中公司在石炭外産業の開發計畫を樹てた數字が二六%であり、北支那産業開發計畫設定委員會第六分科(勞務)會に提出された十三會社昭和十六年度の勞務計畫も平均増加率二八・〇三%なる所より見れば大體妥當と見られ、又移動による損失五〇%も移動率の相當高度なる今日また當然なものであらう。従つてこれが需給を滿・支・蒙に於て參酌考慮するときは、相當數の餘剩労働力を必要とするであらう。

昭和十四年度に於ける北支那の労働力供給量は

滿洲向 九八五、六六九人

蒙疆向 三五、六〇八人  
 北支内 五五八、五九六人  
 合計 一、五七九、八七三人

であつた。

第二十九表 昭和十六年度勞力配分計畫(興亞院華北連絡部)(單位千人)

北支	河北省	山東省	山西省	河南・江蘇 其他省	計
滿洲	四〇七	一五	六五	四一	六六五
蒙疆	五二〇	六二四	一〇	四六	一、二〇〇
計	九八二	八〇六	七八	九九	一、九六五

二 將來の見透

北支、滿洲、蒙疆の産業開發に要する推定労働者数は二二五萬にして、これ等が北支那の労働資源に期待するとすれば、労働力給源地としてある北支那は之等の供給に對應せねばならぬ立場にある。

第三十表 華北農村の勞力供給可能推定數

種別	河北省	山東省	調査所
人口密度(一軒平方當)	二〇三人	二四二人	滿鐵・北支經調
農業人口數	二〇、九六三、二六一人	三〇、七七五、〇五六人	"
總人口に對する農業人口比	七三・六四%	八二・七〇%	"
農戶數	四、二二三、七〇四人	五、九一八、二八〇人	"
農戶一戸當人數	四・九六人	五・二〇人	"
經營面積一〇畝以下農家の總農戶に對する比	五一・四〇%	五七・三五%	"
農村人口差増率	一・三三%	一・三三%	バック支那農業論
總人口に對する男子の比	五三・六〇%	五四・〇〇%	滿鐵・北支經調

右を基礎に一〇畝以下の農家が一人の出稼人を出すとせば

河北省 二、一七〇、九八四人  
 山東省 三、三九四、一三四人  
 計 五、五六五、一一八人

(一畝は日本の二〇〇坪、一〇畝は七段弱に當る)

又増加人口中男子の數

河北省 一九四、三八四人  
 山東省 二二二、〇八六人  
 計 三七〇、四七〇人

但し右は半農半工の封建的勞働狀況及現在の治安關係等より現在供給を期待し得る數に非ざるも、今かりに治安良好なる土地六〇%として見れば、實際供出可能數は二四〇萬人にして、更に年々に於ける出稼中の歸農者が概數的には三〇萬人と推定されて居り、それだけ餘剩勞働力が循環してゐる。昭和十五年度に於ける北支に對する勞働力需要實數が北支那主要産業約九〇萬人、滿洲一四〇萬人、蒙疆六萬六千人、計二三六萬六千人であることより推測すれば、北支那に於ける勞働力供給のバランスは一應均衡がとれてゐるものと云へる。

然るに現在の北支那に於ける勞働力の需給は、所謂勞働市場として勞働力の不足が懸念され、現實に不足せる原因が觀られる。北支那主要産業勞働者も之を理想的に確保し稼働せしめる爲には、生産に要する稼働實數の三倍は常時在籍せしめる必要がありと云はれ、常識的には概ね左の如き説がなされる。

- 1 治安關係
- 2 滿、蒙、支勞働需要の急増
- 3 勞働移動による能率減

イ 農繁期に於ける移動

ロ 賃銀の不統一並に物價に比し賃銀の割安なること

ハ 労働管理に對する業者の理解の不足

ニ 業者間の引抜き及賃銀競争

ホ 滿蒙需要者による供給地の荒亂

ヘ 中國人の國民性

而して右の如き原因による實狀に對して要路の對策を觀るに支、滿、蒙連絡會議の設置、北支労働問題の基本的科學的調査、一元的労働統制並に指導機關の設置等を以て、これら問題の解決を計らんとしつゝあり、實現の嚆は支、滿、蒙に於ける労働の生産性が確保されるべく、そして労働力適性配分を期する爲に農村よりの労働力供出と供出後の基本對策が行はれるであらうし、官民相協力して労働力の保全乃至培養が鞏化されるであらう。

### 第三節 労働者状態

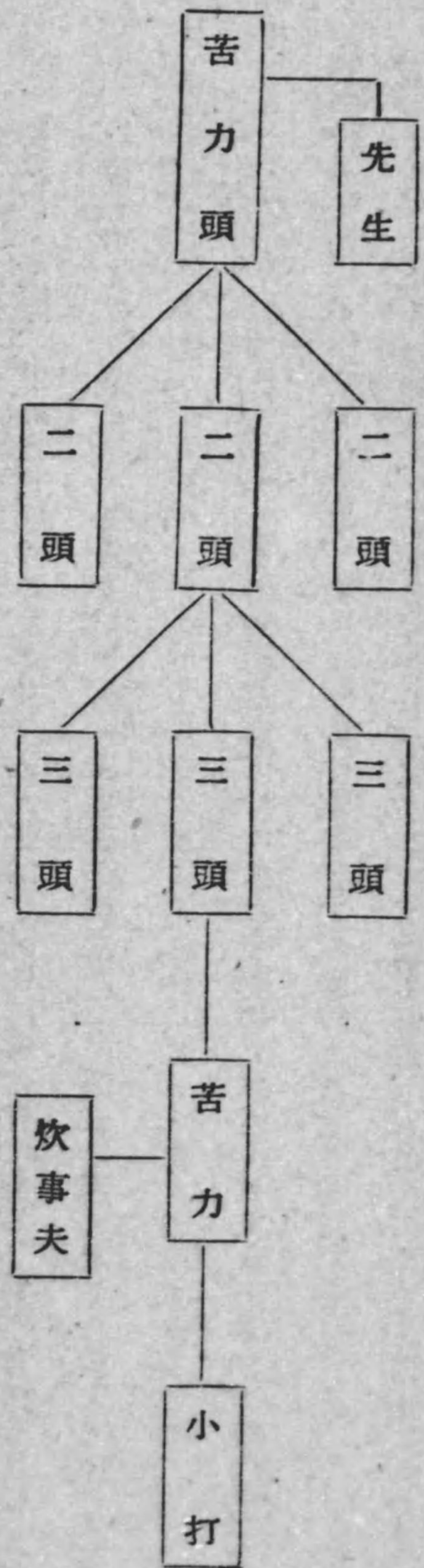
#### 一 工人(苦力)の組織

支那労働者中、技術的熟練労働者若くは個々單獨に雇傭されて居る労働者は一應問題外に、農村を給源力とする不熟練労働者たる工人(俗に苦力と云はれる)は一般に苦力頭によつて統轄されて居る。それでこゝでは苦力頭制度なるものを先づ考察して見ようと思ふ。

苦力頭、長夫目、把頭、工頭は日本人の間に於ては大體同じ意味に解されてゐる。嘗ては大苦力頭と云つて配下に二頭、三頭を介して多數の苦力を擁し、この大苦力頭が純然たる企業的立場にあると云ふやうな制度が多く行はれて居たが、其の弊害が少くなかつたので、現在ではこの制度は殆んど影を没するに至つた。そして中苦力頭制度がこれに代つて現はれてきた。この苦力頭は内地に於ける親方の如きものではあるが、配下苦力の多少により其格に於て甚だしきひらきがある。次に説明の便宜に苦力組織の圖解をする。

これは二百名内外の苦力が一團をなせる場合の組織にして、通常十四、五名の苦力を一班とし、三頭が班長として苦力と共に一つの作業に對し共同動作をとり、二頭は數名の班長を部下に持ち作業の指揮と統制の任に當り、

何れも作業の第一線に出動するのであるが、苦力頭は自ら作業にタッチすることなく配下苦力に對する管理の總



括的任務と事業主との間に於ける折衝の任に當るのである。従つて各々其の責任に輕重のある關係上、二頭、三頭乃至苦力の間に於ては賃銀の分配率に夫々差異がある。この點に關しては後に詳述するが、要するに苦力頭の任務としては作業の指導鞭撻は勿論、苦力の私生活上に於ける一切の世話をし、實質上苦力管理の實權を掌握してゐるわけである。この爲め配下苦力に對する一つの任免權とも稱すべきものを有し、且つ其の地方に於ける一つの顔役をなす社會的な地位を占めて居ることは「苦力幫」の項で述べた通りである。

こゝに具體的な例として北支の炭礦に於ける苦力頭の任務について一瞥することとする。

苦力頭即ち把頭は配下工人（苦力）に對し、配下工頭をして作業上必要な知識を與へしめ、また實際作業に當つてはその指導監督並に作業上の諸注意、技術等の教示をなさしめる。例へば原始的にはあるが、最も勞力

少くして作業効果を多からしむる動作型、作業順次等の如き、繰込にあたりては作業の難易に應じ、技倆の適當せる工人を配置し、怠慢又は成績不良なる工人に對しては或は鞭撻し或は自發的奮勵心を振起するやう仕向けるのである。

凡そ工人の炭礦當局に對して懐ける誠心なるものは皆無に近いまで甚だ貧弱であるが、入礦當初より一切の世話を受けしこれ等把頭に對しては尊敬心まことに強く、所謂親分兒分の關係により繋がれ、その命令のよく徹底するを通常とする。従つて作業上に於ける指導、鞭撻はこれ等把頭によりてなさしむれば人情風俗を異にする日本人係員によるよりも効果の著しいものがあるとされる。之を要するに作業上に於ける把頭の任務は工場に於ける職工長の任務に準るのである。

工人の不足する場合は炭礦當局の指令により直ちに工人の募集をなし、其の風紀、衛生等に對する私的保護をなすと共に思想動靜に對しては常に注意と觀察を怠らず、當該勞務係員を補佐し、且つ賃與せる工具保管の責任するるのである。

尙、先生、大師夫等も工人の組織上大なる分子をなしてゐる。先生と云ふのは書記で苦力頭に直屬し、賃銀の計算、金錢の出納其の他一般記録事務を擔當し、把頭から月給を受け、共同食事を攝り食費は自己が負擔せるものが多い。大師夫とは（大師傅、大什夫とも書く）炊事夫のことであるが、炊事のみをするものではなく、苦力の出勤中は留守番をなし、食事材料の購入、其の他宿舍の内部的な仕事一切をする、この大師夫のことについて

某炭礦に次のやうな話があつた。

「大師夫は所謂一軒の女房であり、大把頭以下工人の出働留守中の最も大切な家番であり、又小使である。家番としての任務も非常に重大なもので、某夜宿舍に泥棒が侵入し之を捕へるのに懸命になり、捕へた泥棒を撲つたのは實にこの大師夫以下の連中が最も激しかつたと云ふことで、是は彼等が平常如何に家番について責任を持たされてゐるかの反證である。」

尙又苦力頭が正しい頭刎ねの外に多少でも苦力の稼高より誤魔化して自己の収入増加を計る方法は主として共同炊事其他の共同買物の價格に關してであるが、其の相棒は師夫である、爲に往々大師夫は把頭の絶大なる信任者である。又菜飲の味の如何、食費經濟の手腕も亦大師夫にあるので、大師夫は却々大切にされ、それだけに又千々に心を碎き、誰にも不平のないやうに巧に料理鹽梅する。この外何處にもと云ふ譯ではないが、七、八十名以上の苦力が一團をなして居る箇所には二師夫、小打等が居る。二師夫は大師夫の下働きであり、小打とは小使である。小使は宿舍内の雑用、食事の運搬等をなす。大師夫、二師夫の給料は一般工人が負擔する向もないではないが、多くは把頭が負擔し、食事だけ工人負擔として共同炊事物を無料で食すると云ふのが普通で、小打は無月給にして食事を給され、小使錢など各工人から適宜貰ひ受けて居る向が多い。

以上が大體苦力幫に於ける組織の概要であるが其他の手工幫、機械工人幫、地方幫に於ても同様のことが觀られる。民國革命後例の労働組合運動が盛んになり、これらの組織が搖ぐかに觀えたが、純然たる労働者としての經

濟的地位に立つてゐない彼等労働者、農民の階級は依然として半封建的組織と労働制度の下に就勞してゐる。

## 二 労働者状態と賃銀

### 一 賃銀の高さ

賃銀問題は、支那現在の最も重要な社會問題の一つであり、一般の關心の中心に立つてゐる。南京政府が一九二七年（民國十六年〓昭和二年）に、國民黨の指導者故孫逸仙の民族、民權、民生の根本原則（三民主義）を指す國家強權を受繼いだ後も、この問題の解決は何等の進歩も遂げなかつた。なるほど、政府によつて労働者保護のために幾多の社會政策的法律が發布されたが、この努力は大體に於て何の効果も收めなかつた。それは支那の國民經濟が逼迫した状態にあるにも拘らず、殆んどいづれの點に關しても、そのための惠まれた條件を提供しなかつたからである。

然し、逼迫した經濟状態によつて條件づけられた、部分的には破局的な、支那の賃銀状態が如何に徹底的な改善を緊要としてゐても、この問題の全面的解決は困難である。何となれば、賃銀問題は支那の國民經濟の範圍内で疑ひもなく重要性と緊急性とを有つてゐるにも拘らず、支那の専門學者によるこの問題の科學的取扱ひは、殊に材料入手の大きな困難を考慮せねばならぬところから、殆んど實行されてゐないからである。公私の組織や科



學者によつて實行された賃銀問題に關する調査も一、三はある、然し、今までの努力によつて示された成果は、多くは不備なものであり、且つ、方法的にも統計に關しても甚だ異論の餘地が多く、殆んど判断の基礎として用ひ得ないのである。中央政府がその政治權力に基づいて各省で地方政府の援助を得て行つた賃銀状況に關する調査も一般に不満足なものである。省政府、即ち地方政府には、立派な統計的調査をなし得るが如き、事情に精通した専門家が殆んどゐないからで、多くの場合これらの當局は中央政府が調査を遂行する目的で交付した調査票に勝手に、そして推測的に、即ち統計對象の照會もなしに自分で書き込んで中央當局へ廻すことで満足してゐたのである。従つて、こゝでもこの歴史的成果の根據による以外に方法がつかないのである。

支那の經濟生活の自然的、道德的、心理的及び政治的——社會的基礎とこの技術的基礎からの説明に従へば、支那の労働者の賃銀は一般に低くなくてはならぬとされてゐる。特に儒教から生ずる道德的的心理的理由からすれば給付が直ぐ反對給付を得るものと考へるのは、支那では當を得てゐない。同胞に對する義務感が、高い程度に於て要求される。他人のために犠牲を拂ふことは、有徳のことである。この考へは、賃銀に影響せずにはゐない。或る者が他人には多くを與へ、自らは少しで満足することが出来れば、彼は有徳な自己完成を證明したのである。このことは、欲望を抑へ、生計を制限してのみ出来ることである。勤勉、節制及び節約は絶えず要求されるそれ故、儒教の倫理は、功利主義とは霄壤の差があるのである。

下層民衆、即ち労働者、農民の教育が甚だしく等閑に附され、支那の古典的著作を解するものは彼等のうちに

は殆んど皆無の状況にあると言へ、この儒教の倫理は傳統、風習及び環境によつて廣く行き渡つてゐるので、労働者、農民も、この倫理を原理的には承認してゐる。即ち彼等は、自分等に支拂はれる僅少の賃銀を以て容易に満足してゐるのである。

社會關係、特に相互に殆んど無制限に助け合ふを常としてゐる大家族の社會關係も、報酬を勤くして置く可能性を創り出してゐる。その際住民の多いこと特に労働者の多いことは、労働力の供給を増し、その結果、労働者の側からの言はばダンピングが起り、賃銀率を引下げざるを得ないのである。

最近、滿洲及び北支に在つて労働力の不足と移動が論議され、物價高に伴ふ労働者の生計費の漸嵩が賃銀高を示したと云はれてゐるが、これとても治安關係からくる原因を除けば、企業に支障が起る率にまで高められたとは云へない。勿論、こゝでも經營經濟として賃銀の原價構成に占める地位は相當大であるが、滿洲及び北支の労働能率はこれ等の賃銀高に均衡して高められるだけの餘裕は充分にある。

従つて支那に於ける賃銀の問題は未だ半封建的な國民經濟の範疇にあると云へる。従來より支那に於ては國家が社會政策を行はぬこと、住民、特に労働者層の生計がまだまだ簡素であること、そして支那の國民經濟の技術的基礎に於ても交通機關が不十分であること、及び貨幣制度や信用機關が改革を必要としてゐることを示してゐる。そしてこの不十分な状態は、宗教的、心理的並びに政治的及び社會的要因と重なり、國民經濟的發展の後進性と相俟つて、この國の生産性を著しく阻害してゐた。賃銀の低い理由は、此處にあるのである。既に演繹的に

支那に於ける賃銀は低くなくてはならぬと説明したが、今は、歸納的な方法に従つて周知の如く殆んど到る處で職業により、また地方によつて異つてゐる賃銀に關する二、三の事實上の統計數字を擧げ、不充分ではあるがこれを實證したい。

## 二 農業労働者

支那の労働者を語るときにはヨーロッパに於て屢々見られるやうに、工場労働者のことだけを考へてはならぬ。農業労働者は支那の労働者の主要部分を成してゐるので、何時でも先づ彼等のことが問題になるのである。こうした農村住民は、これを次の如く分類してゐるやうである。

- 一 農民
- 二 小作人(佃農)
- 三 労働者、而かも——
- イ 長期労働者
- ロ 日傭労働者
- 四 擔夫

ヨーロッパの標準で測れば、支那の農業經營形態は主として矮小經營若しくは小農的である。中農的經營は稀

にしか見當らない。大農經營は、若しくは大經營でさへ、例外を成してゐるのである。

百畝(十五畝が一ヘクター)持ちの地主は、富裕者に算へられる。約千畝を持つ地主は、住民の稠密してゐる地方では極く稀である。斯かる地方に於ては、十五畝が四人家族の最低限と見做されてゐる。即ち、この地面が斯かる家族を養ふために必要とする最小限なのである。その土地が園圃として利用されると、面積はもつと小さくともよい。然し、園圃經營のためには、灌漑設備が、そして就中比較的多くの經營資本が必要である。水が豊富で、果樹栽培に好く適してゐる南支では、極く小さな地産しか有たぬ多くの農民があると云ふ。

農村の、その土地を自分では耕さぬが、或は他の職業を有つてゐる地主は、その土地を賃貸してゐる。斯かる地主は、彼等の収入が豊富だと、利札切であつて、農業労働者の觀察にはあまり問題とならない。同じことは、その土地の上で他の労働者を使用してゐる者についても云へる。従つてこゝで對象となるのは寧ろ、他人の労働力なしにその土地を自分で耕してゐる農民と農業労働者——長期労働者にせよ、日傭労働者にせよ——とである。他の労働力なしに自分の家族の者と共にその土地を經營してゐる農民は、長期労働者に比して、自分が獨立してゐるといふ長所はあるが、その生計は通常長期労働者と同様に不如意なものであり、且つその労働も困難で骨の折れるものである。

滿鐵の「北支農村概況調査報告——彰德縣」に次の如く報告されてゐる。

自小作農と小作農の農業所得の比較

専農の経営面積の大なるもの及び小なるものの何れに於ても、その所有面積は同様に僅少なものであり、耕作面積の大なるものは小作面積の増加によつて出現したものであることは既に述べた通りであるが、此の関係よりして自小作農は経営面積の小なる農家群に多く、経営面積大となるに従つて小作農の割合が多くなるのである。茲に経営面積の小なる自小作農と経営面積の大なる小作農の農業所得を比較し、小作地の増加は所得に如何に影響するかといふ問題を吟味して見たいのであるが、筆者等の部落調査に於ては農家各個の農業所得まで追求し得なかつたため、遺憾ながら右の問題を正確に分析することが出来ないが、農業所得に代へるに農業粗収入より小作料を差引いたもので以て吟味を行ふことになり右の問題の傾向を観察せんとすれば次表の如き成績を得るのである。

専農の自小作別、経営面積別の農業粗収入より小作料支出を差引きたるものの比較表

自小作(元)	小作(元)	小作/自小作(%)
一〇畝以下	五九・一五	四一・〇七
一一—二〇畝	一〇五・五一	四四・四九
二一—三〇畝	二三四・一一	一六二・七一
三一—五〇畝	三二二・五二	二四一・九〇
五一—七五畝	三四四・七〇	二九三・一八
七六一—一〇〇畝	—	四一六・九六

右は農業粗収入から小作料を差引いたものを比較したのであるから、之を以て自小作農の農業所得の比較論は出来ぬことは勿論であるが、農業粗収入より小作料を差引きたるものに關する限りに於ては、部分的な特殊例もあるが大體小作農のそれは自小作農の七割乃至八割見當に當るといふ傾向のあることを認めるのである。即ち小作農は自小作農に比して十二割乃至十三割の面積を耕作することにより農業粗収入マイナス小作料の自小作農と同程度程度のものを收得し得るといふ如き傾向あることを逆説的に推定し得る。

次に耕作面積の同程度の自小作農と小作農を比較するとき、後者は前者に比して農業所得が少いことは當然であるが、その少い部分を何等かの方法で以て補はんとしつゝあるか否かを検討すべく、先づ俸給(自警團員としての俸給、商店員としての俸給)及勞銀収入を、日工等の如き臨時的な勞働による収入と、洋車引き、商店員、自警團員、年雇等の如き稍専門的な勞働による収入とに分け、自小作別に又経営面積別に各農家群の収入額を見れば次表の通りである。

専農の経営面積別、自小作別の各階級の俸給、勞銀収入

臨時的名もの	自小作農(元)	小作農(元)
一〇畝以下	二七・五〇	二一・五三
稍専門的なもの	二〇、〇〇	一一・六〇
計	四七・五〇	三四・一三

一〇一—二〇畝	臨時的なもの 計	一二・二五	三・六〇
	稍専門的なもの	六・〇〇	一八・〇〇
		一八・二五	二一・六〇
二一—三〇畝	臨時的なもの 計	一三・三三	三・二〇
	稍専門的なもの	一三・三三	一一・六〇
		一・八七	一四・八〇
三一—五〇畝	臨時的なもの 計	六・〇〇	一・八七
	稍専門的なもの	九・三三	一八・七五
		一五・三三	二〇・六二
五一—一〇〇畝	臨時的なもの 計	二・〇五	二五・二〇
	稍専門的なもの	二七・二五	

五六

本表によれば十畝以下の耕作農家群に於ては自小作、小作農の何れも俸給勞銀収入が十畝以上の耕作農家群の何れよりも多額であることが示されて居り、自小作農のそれが小作農よりも却つて高いことが示されてゐるが、耕作面積十一畝以上の農家群に在つては、耕作面積の大小を問はず一律に小作農の俸給・勞銀収入が自小作農のそれよりも幾分多く、殊に小作農に於ては臨時的な日工等による勞賃収入よりも稍専門的な性質の仕事

による収入の方が多いことを知るのである。即ち十畝以下の耕作農家の如きに在つては自小作農と雖も農業所得も少く、ために勞銀稼ぎにも没頭せねばならぬ事情にあり、自小作農に比し特に小作農が勞銀稼ぎに努めつゝあるといふことも見られぬが、耕作面積が大となるに従つて小作農が自小作農に比し俸給勞銀収入獲得により大なる努力を拂ひつゝあるといふ性質を有する傾向を認めるのである。併し小作農の斯かる努力は、自小作農に比して少い農業所得をカバーするだけの収入をもたらしてはゐない事は本表と前表より推算し得るところである。次に小作農が自小作農に比し少い農業所得を補はんとする手段として俸給・勞銀稼ぎ以外の副業は採用されてゐないかに就て吟味するに、本調査に於ては副業とも云ふべきものは殆んどなく、只僅かに三十一畝乃至五十畝を耕作する自小作農中に於て小規模製粉業を行ふものと、五十一畝乃至百畝を耕作する小作農中に彰徳驛附近の賣店を經營するものが見られるのみであり、更に他よりの送金が小作農の經濟を維持しつゝあるといふ如き事情はないかに就て吟味するに、彰徳縣宋村の専農中送金収入あるものは自作農に一戸、小作農に二戸の例を見得るに過ぎぬ。結局小作農は自作農に比し少い農業所得を他の方法で充分カバーする機会に恵まれて居らず、容易に解決される問題ではないが、小作面積を増加することのみが現在小作農に與へられた唯一の有力なる所得増加の方法であり、現状の儘に於ては餘剩勞働力の出稼による以外に道がないといふ感が強いことを推考するのである。

以上の如き滿鐵・北支經濟調査所の報告に於けるが如く、支那には矮少經營及び小農經營が多いのである。け

五七

れども、これらの經營の大部分が一人乃至二人の長期労働者を使ふことを餘儀なくされてゐる。そしてまた使ひ得る状態にあるのである。斯かる労働者には一般に事款かない。仕事を求めねばならぬ小産者若くは無産者が十分にあるのである。

長期労働者の雇入は、多くは紹介によつて行はれる。協定は口頭で行はれ、労働者に六箇月乃至十二箇月働く義務を課してゐる。この労働者が短期、例へば三箇月の期限で雇傭されるといふやうなこともある。

日傭労働者必ずしも全く無一物といふわけではない。土地を有つてゐる日傭労働者も尠くないが、彼等のその土地は彼等に必要な生計を保證するには足りないのである。日傭労働者は、收穫時に富裕な隣人の許で仕事をす。彼はまた、その郷里から時に幾軒も離れた隣村へ行つて仕事を採すこともある。彼は、收穫期間中其處に止まり、後になつて貯へた金を持つて歸つて来る。

農業労働者の賃銀の高さは、地方によつて甚だしい差があるが、その際需要供給が影響せずにはゐない。收穫季には賃銀は他の季節、例へば冬季や晩秋に於けるよりも高くなる。

報酬は多くは金で支拂はれるが、食事は必ず付いてゐる。長期労働者は、無料の食事を與へられるほかに、農民の家に住居を與へられる。之に反して日傭労働者は、無料の食事は與へられるが、住居は與へられない。一年を期限に雇傭された農業労働者は、劉氏の調査に従へば山東省に於て平均七十八元——九十七元、之に反して日傭労働者が一日に得る賃銀は、農繁期九十錢——一元十錢、然らざる時は三十錢——五十錢である。

これによれば日傭労働者の方が長期労働者よりも遙かに良い支拂を受けてゐるやうに見えるが、長期労働者が一年打通し働いてゐるに反して日傭労働者が短期間だけ、而かも賃銀の高い收穫季だけしか働かないことを看過してはならぬ。それには、長期労働者には無料の住居が與へられてゐる。

郷村では、今擧げた農業労働者のほかに、多數の者が擔夫として働いてゐる。彼等は通常一七〇元以上の穀物を擔いで一日二十軒以上を行く。彼等の日給賃銀は平均四〇錢——六〇錢である。これについて從來云はれてゐたことは、例へば天津等での貨物の積込に使はれ、面白いことに、「一頭の驢馬を連れた男を一人雇ふよりは六人の苦力を使つた方が廉くつく」と云はれたのである。J・B・テラーが書いた論文「支那に於ける労働者と工業」には次の如く言はれてゐる、——「彼等は多くの金を必要としないが、餘剰の労働力を有ち、生計のための努力に於て彼等自身の食慾を充たし、それによつて家での粟や玉蜀黍の消費を助けるだけで満足してゐる農業労働者がその背景をなしてゐる。」

最後に滿鐵・北支經濟調査所の「北支農村概況調査報告書」による、日工の雇傭事情、年工及月工の雇傭事情を摘録して置く。

#### イ 日工の雇傭事情

雇傭労働力の中最も普遍的なものは日工のそれである。日工は殆んど農繁期に於て（特に粟の除草期に多い）のみに見られるものであるが、此の期間中には彰德縣内各市鎮に於て自然發生的な工夫市が成立する。縣城附近

に於ては安陽稿及里家店の工夫市がある。その大體の模様を紹介すれば、この工夫市は四月下旬より七月下旬頃までの間に於て連日開かれてを、普通は之を中心とする約十里内外の範圍内より雇傭者及被雇傭者が集つて来る。被雇傭者は寢具として布團一枚に犁を携行して市場に來り雇傭者を求める譯である。雇傭者は被雇傭者中より適當な人物らしきもの及び優良な農具を所有するものを選び之と直接雇傭契約を結ぶのであるが、之を自家に運行し一日之を使用して不適當と認めたる場合は、雇傭者は直ちに之を解約し、若し適當なれば部落内の廟等に之を宿泊せしめて連續之を使用するのである。被雇傭者の宿泊所としては廟等の他に家が提供される場合は少く、夏期の青天には之等は野外に寢泊りすることが屢々目撃される由である。雇傭労働者の一日の労働時間は普通早朝より日没までとされて居り、その間約一時間半の休息の時間がある。勞賃は労働能率其他により一律には給與されず、本年の實情は最多忙時期は一日一元、然らざる時は一日五角乃至三角程度であつた。この最多忙時期は六月の下旬頃の數日間に過ぎぬとのことである。尙右の勞賃以外に尙一日三食が給與せられるのが普通である。勞賃の支拂ひは一日毎に之を行ふ場合が最も多し。

棉花採取及粟の收穫に雇傭労働力を採り入れる場合には之を部落内の婦人の労働力に求めることがある。その勞賃は棉花採取の場合は食事なしで一日一・五角程度、粟の收穫の場合は食事なしで一日一角程度である。

#### □ 年工及月工の雇傭事情

年工及月工を雇傭する農家は其の耕作面積の大なるものが多い。雇傭希望者は現存する年雇其他の仲介者に雇

傭希望を述べて置いて仲介者の紹介により之を雇入れるといふのが普通である。稀には雇傭勞賃を前貸しすることにより知つた者より之を求める場合も存在する。右の仲介者によつて紹介された被雇傭希望者は之を二、三日使用して見てその働きぶりを見てはじめて當人間に於て本契約を結ぶといふ場合が普通である。本契約が結ばれても仲介者に對して謝禮等のなされることは少い。

年工の待遇は現在は少し高くなつてゐるが従來は勞賃としては五十元乃至七十元給與されるのが普通であり、其他に賞與として正月に五元乃至二十元が與へられてゐた。食物以外の現物が之に給與されることは少く、殆んど總てが現金で處理されつゝある。年工の賃銀の支拂ひは普通契約後三箇月目より開始されてゐる。月工の勞賃も年工の勞賃と同様現在は稍高騰してゐるが、従來は月に七元乃至九元が支拂はれた。勿論之は食事付ではあるが、之には賞與等は與へられない。尙俸給の前拂の年工及月工のあることは前に述べて置いた通りで、之は殆んど雇傭者及被雇傭者が幾何でも知り合ひ關係に在る場合に限られてゐる感があり、ためにその待遇も俸給の前拂なるが故に他の被雇傭者と異るといふ如き場合は少いのである。

年工の雇傭は普通正月二十日(舊)前後に行はれ、月工の雇傭は五月頃より七月頃迄の間に於て爲される。年工及月工は雇傭者と同一部落の者が傭はれる場合は少く、近村より之が求められることが普通である。調査部落宋村に於ては年工は半里乃至三里位の範圍内の部落より來てゐた。部落民で以て年工になつて居るものは殆んど縣城の西南關の部落に傭はれてゐることが見られた。その理由を訊くにこの部落の待遇が良好であることに由る

らしい。宋村に備はれて来て居る年工がこの待遇の良好な地方に移動しないのは適當な紹介人を有せぬためとされてゐる。

年工は之を一箇年使用し尙雙方に異存なき場合は更に雇傭關係が繼續されることがあり、屢々斯かる繼續が十箇年にも及ぶ事例を見受けるのである。斯かる場合その賃銀は年毎に幾分づゝ高められるのが普通である。

### 三 小工業労働者

支那は、今のところまだ、工業國家と云ふことは出来ない。少しでも發達した工業が不足してゐる結果、支那の工業労働者の状態は劣悪である。屢々労働者の生活費にも足りない低賃銀、長い労働時間、生計の悪化、労働条件の不健康及び仕事場の不十分な設備は、甚だしい困窮の一部を特徴づけるものである、例へば工場監督、労働者保護の實施等によつて政府が労働者の状態を改善しようとする努力してゐるにも拘らず、支那に於ける労働者問題は、昔も今も相變らず重大な問題をなしてゐるのである。労働者の状態は、特に内政的混亂と自然的災害とによつて、絶えず悪化してゐる。事變前の二十年間に於ける内亂の頻發、旱魃及び洪水は、農業の基礎を震撼させそれと共に流亡が増加し、都市の過剰人口は激化した。その結果は失業の増加であつた。一九三二年といふ年は支那の國家が全く困窮し暗雲に蔽はれてゐた。全國民、特に労働者層がひどく苦しみ、經營は日々に閉鎖されて行き、なほ残つた企業も經濟的に殆んど維持出来なくなつてしまつた。斯かる事情の下に於て、企業家達は賃銀

引下及び労働時間の延長を多くは自明の、必要にして賢明な方策と考へてゐた。労働者も屢々、失業するのを怖れて、殊にストライキ等が雇主の地位を容易に揺り動かし得なかつた。

昭和六年の滿洲事變後、北支の小工業労働者の状態は幾分、労働者自身にとつて樂になつた。しかし彼等の賃銀收入の上昇率が低い爲め、近時の生計は相變らず苦しい現状にある。特に家内工業に於てそれが甚だしい、男子労働者の平均収入は七〇錢程度、女子労働者の平均収入は二三錢程度で、この賃銀は彼等の生活を保證するに足りない。

### 四 交通労働者

鐵道労働者の賃銀は月で計算される。彼等の賃銀は、多くの等級別（較差）を有つてゐる。一般に、技術的に教育された労働者の方が、純粹な肉體労働者より多くの賃銀を得てゐる。年末になると、彼等は契約の賃銀の外に賞與が與へられる。戰時體制の影響の結果、労働者数は甚だしく急増し、やがては需給調節の見地と、生活保證の見地からして、彼等の俸給乃至賃銀は上昇を示した。

現在の状態は生計品分配所の擴充と共に彼等の生活を充分に保證する域にまで達しつゝあるやうである。最低月額三〇圓—四五圓の賃銀線が確保されてゐる。

次に郵便労働者であるが、この収入は三種に分けられてゐる。即ち月給賃銀、補助金及びその他の収入に分け

られてゐる。補助金にはまた、諸種のものがある。郵政に関する法律に従へば、借家料補助金しかない。食料補助等、爾餘の補助金は、窮狀が克服された後には再びこれを廢止することが出来る。補助金を貰つてゐるものは郵便労働者總數の約十分の八であると云ふ。補助金はその労働者の十分の三の者について月額二圓乃至四圓五〇錢に達し、爾餘の多くが五圓乃至二十圓を得てゐる。

郵便労働者の労働時間については、支那には八時間制といふ決つた規準がある。この労働時間は、郵便事務の特殊の状態や必要を顧慮することなく延長したり短縮したりすることを許されないと云はれる。

次に交通労働者として運輸方面に於ける、積卸人夫、運搬夫の賃銀について見るに、最低日額六〇錢、最高一圓八〇錢、平均八五錢であり、からうじて生計を維持し得るものであると云はれ、その對策が考慮されつゝあると云はれる。

### 五 鑛山労働者

事變前の支那に於ては鐵道労働と郵便労働者との兩グループが最高の賃銀を得てゐた。これと反對の地位に立つてゐるものはあらゆる種類の労働のうちで最も骨が折れて、最も低い支拂を受けてゐるのが鑛山労働者であつた。或る一定のところを除く他の地下労働は特にひどかつた。

元來支那の労働者が過度の労働をせねばならず、且つ、支那に於て屢々言はれてゐるやうに、非人間的壓迫の

下で生活し苦惱せねばならぬことは、特に鑛山労働者について適切であると云はれてゐた。支那には鑛山労働者の賃銀について一定の賃率規定があるにも拘らず、それは大多數の場合紙上に止り、一九三三年に於ては、或る經營の如きは労働者に賃銀といふものを一文も支拂はなかつた。これは、支那の鑛業では屢々見られてゐた現象である。

事變後地下資源の開發は、これ等の労働者に対する極端な保護の程度にまで高まつた。その主たる理由は資源開發を前提とする北支那の産業労働に對する合理化であり、後節に於て述べるが如き労働統制の問題が、極めて良心的見地に於て處理されつゝあると云ふことである。

最後に昭和十五年六月、北支那産業開發計畫設定委員會に報告された主要労働者の賃銀を掲げるが、これについては次項に於て述べる如く、最近の北支那に於ける賃銀形態は漸次高度の實物給の傾向にあり、實收賃銀は左に掲げる賃銀よりも遙かに高いことに留意せねばならぬ。

第三十一表 業別労働者賃銀（一日）主要参考例（昭和十五年六月）

業 別	最 高（單位圓）	最 低（單位圓）	平 均（單位圓）
運 交 業 技 術 者			1.00



					石	鐵	其			
E	D	C	B	A	B	A	天	北	他	濟青
炭	炭	炭	炭	炭	炭	炭			の	
礦	礦	礦	礦	礦	礦	礦	津	京	揚	南島

									女	男
			坑	坑	坑	坑				
			内	外	内	外				
〇・九七一	〇・六九三	〇・五五五	二・一六	二・三四	〇・八九	二・四七五	一・二〇	二・六〇	〇・六八	一・一〇六

〇・六四二	〇・五一	〇・六〇	〇・六四	〇・六二	〇・七一	〇・五五	〇・二〇	〇・一〇	〇・二〇	〇・三三

〇・九〇〇	〇・六七一	〇・五七四	一・六七〇	一・二一〇	〇・七八	〇・六八	〇・八〇	〇・八七	〇・三七六	〇・四三一

六七

天										
續	土									
津	業	業	外	内	業	工	工	夫	工	工

女	男									
〇・七六四	一・〇七	一・六〇								

〇・二二一	〇・二五	〇・九〇								

〇・三九九	〇・四五八	一・二〇	〇・七〇	〇・九〇八	一・〇四	一・一六	〇・九四	一・〇〇	一・〇〇	〇・二二八

六六

	土 建 炭							
	G	F	E	D	C	B	A	F
	地 地 地 地 地 地 地							業 礦
								(苦)
	〇・九〇	一・二〇	一・〇〇	一・一五	一・〇〇	一・二〇	一・二〇	一・〇三
								(大)
	二・一〇	一・九五	一・八〇	二・一〇	二・〇〇	二・二〇	二・二〇	〇・五二
								(左)
	二・〇〇	一・九〇	一・八〇	二・二〇	一・九〇	二・二〇	二・二〇	〇・八七

備考 土建関係の高率なるは生活保護施設の皆無なるによるもので、産業福利施設の比較的充實化への傾向を辿りつゝある工業労働者の賃銀は、これを物價面と比較するとき、寧ろ高率にある。

### 三 賃銀の種類と賃銀の形態

賃銀の種類に關しては多くを言ふを要しない。たゞ現物賃銀が一つの役割を演じつゝあると云ふことである。農村に於ける地主は通常、その土地を零細な割地にして個々の借地に賃貸してゐる。小作人(佃農)は、元來賃銀労働者を多く出でゐない。彼等が農奴と異なるのはたゞ、彼等が地主の命令の下に立つてゐるといふ點だけで

ある。彼等の謝禮(小作料)は通常、收穫物に應じて百分率で定められる。彼等は、協定に應じて物を地主と四對六の割合で分けるか、或ひは折半してゐる。斯かる報酬は、穀物の製粉を依頼する磨坊でも行はれる。これ以外の所では、硬貨若しくは紙幣の形體の貨幣賃銀しか問題にならない。過去に於ては制錢が區々であつたために賃銀の高さは協定の際に一定の幣種で取決められてゐた。

各産業を通じて見るに大體に於て時間賃銀が有力であるが、それがまた一時間幾許、一日幾許若しくは一週間幾許といふ風に決められてゐる。所謂職長級は、工場に於て大體一箇月幾許で報酬を與へられてゐる。

出來高賃銀は、基礎産業、家内工業の間で多く見出される。そして近代的工場に於けるそれは極く少數で、一時出來高賃銀を採用したやうであるが、大きな成果は收めずにゐる。時間の一單位について計算された支那の労働者の能率は、日本の労働者のそれより低い。屢々、支那の労働者三人の能率が日本人二人の能率と等しいといふ意見も聞かれるのである。

現在の支那に於ては、今日云はれて居るところの所謂「社會的賃銀」の名の下に知られてゐる賃銀形成へのほんの萌芽が見えんとするに過ぎないのである。従つて、労働者が年齢の進むと共に多くを得るといふやうなことは廣く行はれてはゐない。また賃銀支拂に際してその労働者が結婚してゐるか否か、何人の子供を有つてゐるかといふやうなことも考慮されないのである。この要因が缺けてゐるのは、一つには支那に於ける社會政策的運動がまだ甚だ微弱であるからであり、また一つには支那には最近までヨーロッパ的勢力が資本主義的殖民地搾取を

繼續して来たことによるのである。

事變後の今日漸く、全北支に通用すべき貨銀を——出来れば地方制に分類して——定め始められやうとしてゐる現段階にあつては、この事實を確認するだけで満足し、抑々貨銀が斯の如き方法で分類されるのが望ましいことであるかどうか、謂ふところの貨銀學説が適用されていいかどうか、貨銀と能率の比例だけが決定的である方がよくはないかどうか、を論議するのは止めたい。

#### 四 労働者の生活状態

支那に於ける労働者の運命は概述した通りである。最近北支に於ける労働問題が次第に深刻化してゐるのは、労働力の配分、需給の見地からせられること勿論であるが、労働者の状態、特にその生計が、時の経過と共に深刻となり、労働移動が激烈化してゐることによるのである。多くの場合、現物給を以て貨銀の上昇が行はれてはゐるが、物價指數と生計費指數は彼等に對する貨銀値上げにも拘らず、そうした面では同時的減額を伴ふことがあるやうである。今支那労働者の生活を、三つの観点から觀察することが出来る。先づ労働者家族の収入額を觀察し、次に支出の配分を研究し、そして最後に都市に於ける生計費指數を比較してみる。

王子建の「中國の労働者の生活程度」によれば、一労働者家族の収入年額は、大多数の場合（七〇％）に於て四〇〇弗以下である。従つてこれが一労働者家族が支出し得る平均的最高額である。労働者家族の必要な生計費

の主要群の占むる割合は次の表からこれを見ることが出来る。

第三十二表 労働者家族生計費内容

	食料	燃料及び燈料	衣服	家賃	その他
最大限	七五—八〇％	一五—二〇％	二五—三〇％	三〇—三五％	三〇—三五％
最小限	三五—四〇％	五％以下	五％以下	五％以下	五％以下
中位	五〇—六〇％	五—一〇％	五—一〇％	五—一〇％	一〇—二〇％
平均	五七・五％	一〇・〇％	七・五％	七・五％	一七・五％

右の表から、食料のための支出が第一位を占め、次に「その他」の需要のための支出が來、續いて燃料及び燈料のための支出、衣服のための支出及び家賃のための支出が來ることがわかるのである。この食料、衣服、家賃燃料及び燈料の四種は、人間の必要不可欠の需要を形成してゐる。これらのものが全體で全需要の五分の四以上を占めてゐる。然し、例へば、租税、醫療費等の如き剩餘の項目のうちの多くは殆んど不必要と言つてよく、この項目の支出は右の必需費中に算入してしまつても差支へない位である。いづれにしてもこれらの敘述のすべてから、支那に於ける労働者生活が如何に簡素なものであるかどうかわかるのである。生活水準に關して、王子建は次の如く言つてゐるのである。

- 一 支那の労働者家族の生活水準は、家族の収入の増加と共に増加する。
  - 二 熟練労働者の生活水準は、不熟練労働者のそれよりも高い。
  - 三 一般に、支那の労働者の生活水準は、南に於て北に於けるよりも高い。
  - 四 支那の労働者の生活水準は時の経つと共にして上昇しない、逆に低下の傾向がある、各地の實質賃銀は何等明確な發展傾向を示してゐない。
- 生計費に關しては僅かに二、三の材料、而かも北京、天津及び上海の三市に關する材料を見出し得るに過ぎない。これらの都市の生計費指數を次に掲げる。

第三十三表 北京小賣物價指數 (市公署社會局) 一九三七年四月基準

時期	類別	總平均	食	物	燃	料	綿	布	雜	品
一九三七年四月		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
一九三八年		一三一・四	一一七・六	一五六・八	一三一・〇	一九六・三	一一九・九	一六三・二	一九一・五	二〇三・五
一九三九年		一七八・二	一六一・五	一九一・八	一九六・三	一六三・二	一九一・五	二〇三・五		
一九三九年十月		二〇七・四	一八三・〇	二一九・四	二三五・六	二四七・五				
一九三九年十一月		二一一・七	一六九・五	二二六・二						

時期	類別	總平均	食	物	燃	料	綿	布	雜	品
十一月		二二二・〇	一八一・二	二三四・九	二三八・六	一九三・二				
十二月		二二〇・九	二〇八・三	二三七・七	二四三・二	一九四・三				
一九四〇年一月		二三五・〇	二四一・三	二三〇・二	二五七・一	二一一・六				
二月		二八一・三	三〇九・〇	二五三・四	二九七・二	二六五・六				
三月		二九五・二	三二三・五	二五二・五	三〇四・八	二九九・九				
四月		三二〇・二	三五三・七	二七六・五	三四七・一	三〇三・四				
五月		三四九・五	三五二・二	二九〇・九	四三七・八	三一七・一				
六月		三三九・八	三三九・九	二九三・一	四〇二・三	三二四・〇				
七月		三二五・七	三二七・二	二八九・四	三六九・八	三一六・五				
八月		三三二・六	三三三・六	二八八・七	三九八・二	三二〇・〇				
九月		三三六・四	三三九・八	二八八・一	四〇九・八	三〇八・一				
十月		三三一・九	三五一・八	二八三・九	三八七・〇	三〇四・六				
十一月		三三九・二	三五八・九	二八五・一	四〇五・二	三〇七・六				
十二月		三五四・四	三七二・四	三一六・三	四二五・八	三〇三・〇				

第三十四表 天津工人生活費指數 (支研調査) 一九二六年基準

備考 一九三七年の指数は——六月平均にして事變直前なるに注目

時期	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	一 九 三 七 年	一 九 三 八 年	一 九 三 九 年	一 九 四 〇 年	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	
總 指 數	二九五・六二	二九七・八五	二九九・五五	三一・三〇	三四九・九九	四一二・八二	四二七・二三	四四九・四七	四六〇・三〇	四六一・七〇	四一七・七六	四〇九・八六	四二四・五七	四四四・二六	四四五・二二	四三三・二二	四三一・二四				
食 糧	三四六・八二	三四九・七三	三四七・七三	三五八・七六	四一九・一六	五一七・九二	五三五・六九	五六二・九七	五六一・七八	五六〇・二二	五〇一・八四	四七一・九七	四八五・五二	四九八・三七	四七三・〇八	四六一・九二					
衣 服 類	二六〇・六六	二五八・〇一	二四五・三二	二五六・六四	二八五・八二	三三三・七〇	三二七・四九	三七八・八九	四四三・六五	四五一・八六	四〇九・二五	四〇八・七四	四四四・六一	四三九・二〇	四三〇・五四	四四五・三二					
燃 料 及 水	二八九・三六	二八六・五一	二八九・六九	三一・八四	三一〇・六五	三一九・五〇	三三六・七四	三三六・七四	三八四・二七	三九五・八五	三五五・一五	四〇二・九七	四三一・二二	四三九・一六	四九〇・三五	五〇五・二五					
住 家	一二二・〇五	一四七・六四	一四七・六四	一六六・〇九	一七二・二四	一七二・二四	一七二・二四	一九五・九六	一九六・八五	一九六・八五	一九六・八五	一九六・八五	一九六・八五	一九六・八五	二五三・七九	二五五・九一	二五五・九一				

時期	一 九 二 七 年	一 九 二 八 年	一 九 二 九 年	一 九 三 〇 年	一 九 三 一 年	一 九 三 二 年	一 九 三 三 年	一 九 三 四 年	一 九 三 五 年	一 九 三 六 年	一 九 三 七 年	一 九 三 八 年	一 九 三 九 年	一 九 三 九 年	七 月	八 月
總 指 數	一〇五・六〇	一〇九・五一	一一五・六七	一一八・八一	一二三・八〇	一〇五・二四	九二・四八	八九・七〇	九九・〇二	一一二・二二	一二三・四一	一五六・八二	二四九・七二	二二二・七九	二二二・七九	二七二・三六
食 糧	一〇七・八二	一一一・六八	一一七・二七	一二〇・四九	一一〇・三八	一〇一・九八	八八・七〇	八三・八二	九八・四四	一一八・九〇	一三四・一二	一七八・五五	二九七・六七	二四六・七五	二四六・七五	三二八・七二
衣 服 類	一〇〇・一〇	一〇五・六四	一〇七・九九	一〇六・三九	一一六・二四	一〇二・三〇	九一・二七	八六・八一	八二・七九	一〇一・一八	一三〇・六九	二〇五・三六	二二一・五六	二二一・五六	二二一・五六	二四五・六九
燃 料 及 水	一〇二・〇三	一〇五・七八	一一一・七四	一二九・一七	一三六・二八	一一二・二五	一〇〇・〇七	一〇一・三四	一〇四・二〇	一一五・五〇	一一九・四六	一四〇・四九	二〇一・七七	一八二・八〇	一八二・八〇	二二九・六八
住 家	一〇二・四五	一〇五・六九	一〇六・七三	一〇七・五三	一〇六・三三	一〇四・六一	一〇三・八七	一〇三・八七	一〇二・八九	九七・五〇	九七・四七	一〇〇・〇五	一二五・五四	一一七・一三	一一七・一三	一二二・〇五

第三十五表 上海工人生活費指數（工部局發表）一九三六年基準

時期	類別	總指數	食	住	家	衣	着	燃	料	雜
一九三六年		一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一九三七年		一一八・一五	一二一・五二	九六・三八	一二一・四一	一三三・六三	一〇九・九三	一〇九・九三	一〇九・九三	一〇九・九三
一九三八年		一二五・九〇	一三三・九五	二四七・五八	一三六・九二	一七〇・三三	一三〇・九五	一三〇・九五	一三〇・九五	一三〇・九五
一九三九年		二〇三・二五	一九一・六八	二七六・一五	一七八・〇八	二二二・七六	一六六・六二	一六六・六二	一六六・六二	一六六・六二
一九三九年七月		一八八・五六	一七八・〇四	二八二・四一	一六三・二一	一七六・八一	一四九・九六	一四九・九六	一四九・九六	一四九・九六
一九三九年八月		二三四・一七	二二一・九五	二八二・四一	一八四・一〇	三〇七・七七	一八六・九八	一八六・九八	一八六・九八	一八六・九八
一九三九年九月		二八三・二三	二六二・七九	二八二・四一	一九七・三一	三九七・三三	一九四・二四	一九四・二四	一九四・二四	一九四・二四
一九三九年十月		二四八・二二	二三九・二〇	二八二・四一	二一七・四四	三一〇・七九	二〇五・一四	二〇五・一四	二〇五・一四	二〇五・一四
一九三九年十一月		二五四・五四	二四九・六三	二八二・四一	二一五・二六	三〇五・六一	二〇九・三五	二〇九・三五	二〇九・三五	二〇九・三五
一九三九年十二月		三〇四・六〇	三一八・〇八	二八二・四一	二二三・〇八	三五一・九六	二二六・八五	二二六・八五	二二六・八五	二二六・八五
一九四〇年一月		三二五・四四	三三七・九七	三〇四・八三	二四〇・七七	三七四・二五	二五五・八七	二五五・八七	二五五・八七	二五五・八七
一九四〇年二月		三七七・九二	三九四・〇七	三〇四・八三	二六四・三六	四三三・四八	三五五・九九	三五五・九九	三五五・九九	三五五・九九
一九四〇年三月		三六八・〇八	三六五・一五	三〇四・八三	二八九・一〇	四七四・六一	三八四・五四	三八四・五四	三八四・五四	三八四・五四
一九四〇年四月		三六四・七二	三五七・四三	三〇四・八三	三四二・一八	四七〇・七六	三八五・九七	三八五・九七	三八五・九七	三八五・九七

五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月
三八二・九一	四二二・九一	四四九・一八	四二二・九九	四八一・六六	五二四・四三	五四〇・六二
三八三・二四	四五一・七四	四八五・八〇	四七三・八〇	五三二・三七	五八六・七四	六〇四・九七
三〇四・八三	三〇四・八三	三四八・一九	三四八・一九	三四八・一九	三四八・一九	三四八・一九
四〇三・八五	三六〇・〇〇	三二六・七九	三三三・九七	三三七・四四	三五二・〇五	三七七・六九
四六四・二一	四五二・二〇	四四四・六二	四四四・二三	四五九・七三	五一五・一一	五四〇・七四
三九三・八九	三九四・五五	四〇四・七九	四一四・九九	四一九・八二	四四五・二九	四五八・〇〇

次に支那の生活様式であるが、一般に未だ日本に比してなほ甚だ單純である。既に宗教的理由から奢侈の欲望はかなりの程度まで抑へられてゐる。儒教は充分な生計の必要を強調した（衣食足つて禮節を知る）。さうでないと國民を指導することが出来なかつたからである。斯くしてのみ、秩序と平和とが維持されたのである。教養ある階級には、一切の慾情に對する節制と克己（及び非理性的若しくは不道德的な經常費の克服）は、最も重要な、自然（天）そのものによつて意欲された徳とされてゐた。全體として、彼等の單純な生計に於て支那の住民の間に大きな満足が支配してゐた。大家族制度も、必然的に、低い生計に作用した。小家族に於ては、各自はその生活を容易にその収入に適應させることが出来るが、大家族に於てはこれは不可能である。此處では當該者の収入のことは問題にならない。皆同じ水準に立つてゐる。それ故、各自が最初から低い生計を立て、それと共に

節約を守つてゐることは、良い風習であつて、この風習はまた家族の幸福の永續にも寄與してゐるのである。此處に至つて、支那に於ける單純な生計が賃銀及び土地の生産性の形成に如何に影響したかを研究する必要があるのであるが、これが支那の文化とあまり關係のないことをも強調したのである。辜鴻銘は次の如く言つてゐる。——人は生計の高さを正當にも文化の豫定條件と呼んでゐるが、然しこの文化の高さそのものは、まだ文化ではないのである。或る國民の生計の高さは經濟的理由から低下することもあるが、然しそれだけでこの國民の文化も低下してゐることは證明されはしないのである。なるほど、高い生計は通常高い生産性の結果と見做すことが出来るのではあるが、生計が高められたからと言つて、それによつて必ずしも生産性が高められるわけではないのである。例へば、今世紀に於ける技術と發明と科學の進歩とは、世界の消費を非常に高めたのであるが、消費の増大は直ちに發明及び進歩の増加を惹起することは出来ないものである。それ故、支那の國民がその生計をかなりまで生産に適應させたのは彼等の利益なのである。この見解とは反對に、低い生計は他の側から甚だ悲觀的に觀られた。例へばB・シモンド・ド・シスマンディは支那に於ける住民について、彼等は「彼等が動物の食ふ食料で満足してゐなければならぬとすれば、彼等が常に飢餓に脅かされてゐるとすれば、生計手段よりも激しく増加する。」(シスマンディはこの多數の人口を、力の源泉としてよりも寧ろ不幸と見做してゐるのである。)支那人の物質的欲望は、彼等ヨーロッパ人の物質的欲望とは甚だしく異つてゐるのである。爲にヨーロッパ人の幾多の旅行記では、ひどく誤解されてゐる。沈觀展の次の記述は、精確な説明として役立つであらう。

物質的欲望のうち、食、衣、住が専ら問題とされる最も重要な欲望と見做されてゐる。然し、この三者は地方によつて異つてゐる。支那の國の廣表が大であることとて、食、衣及び住の關係も各地一樣でなく、地方によつて、特に北支と南支との間に差異があることは當然である。同様にまた、港市に於ける住民の生計は、近代的な交通機關がまだあまりに發達してゐないこの國の奥地に於ける住民の生計とは異つてゐる。支那人の生活様式は氣候の差異、及びそれと關聯してこれらの地方の生産の差異は、生計に於ける差異を條件づけてゐる。例へば、中支及び南支人は主として米を食用してゐるが、之に反して北支人は小麥を、粟を食用してゐる。南支及び中支では毛皮の衣服は無くても済むが、北支ではこれはどうしても必要である。住居も南支では通風の且つ庇蔭的に造られねばならぬが、之に反し北支では密閉的且つ小さく造られねばならぬ。此處では、保温のため窓や戸を勤くせねばならぬのである。

食物に關して言へば、小麥、米及び粟が主食物をなし、それに豚肉、野獸、鳥獸類、魚類、海貝類、野菜等の副食物がある。調理には、専ら豚の脂肪が用ひられてゐる。牛の脂肪、牛乳及びその乳でつくつたバターチーズはあまり消費されない。支那人は、食物の榮養分よりも美味といふことに重きを置いてゐる。この惡習若しくはこの無知の下で多く苦しむのは富者よりも勞働者である。勞働者は元來給養が悪く、従つて彼等の一部のものは榮養不良であるからである。然し、大多數の農業勞働者は實に合理的に給養されてゐると云はれ、彼等は通常都會人よりも力強く、且つ高齢に達するのである。食物は食ふ前に細かに切り裂かれる。支那人は日本人と同じや

うに、歐米人の如くナイフやフォークを用ひずに、箸で食ふからである。甚だしく贅澤なこともある祝祭時の食物は別として、大都市では一九一九年に於て、勤くとも六人分を一緒に調理するものと前提して、上流のブルジョアの食費一人一箇月分九金マルク乃至十四金マルクであつた。労働者は、給養の點でブルジョアよりも遙かに要求が小さい。日傭労働者は一日二十金ベニヒ、即ち一箇月六金マルクで足りるのである。一人の労働者の毎月の支出額はその土地及びその時の食料品の價格に依存してゐる。商業都市に於ては、この價格は爾餘の地方に於けるよりも高い。そして一般的な凶作は、勿論全國に於けるすべての價格水準を、そしてそれと共にまた一人の労働者の毎日の支出額をも高める。食料品の價格は支那では甚だ低廉である。支那は農業専門の國であるからである。耕作に於ては近代的な技術の手段は殆んど全く用ひられず、人間の労働が主要な役割を演じてゐる。そして生計が低いので、生産物の價格も低廉である。都市の近郊に於て、多くの野菜が栽培されてゐる。此處では一年に屢々五回乃至六回も收穫される。東洋に關する或る雜誌に載つた一論文に従へば、上海に於ける米價は、世界戦争に一擔（一擔は六〇・五斤）當り約五墨弗であつた。従つて換算すれば、一磅の米が八・二金ベニヒしたのである。一人の労働者が一日に要する米を一・五磅と計算すれば、彼はそのために僅かに一二・三ベニヒしか支出するを要しないのである。これは一日の日給を四〇ベニヒとしてもその三分の一に足りないのであるが、なほ此處で一言注意せねばならぬのは、この四〇ベニヒといふのは、高くない方の賃銀であるといふことである。そして支那の労働者は寧ろ、雇主の許で無料で食はせて貰ひ住まはせて貰ふ方を選び、僅かの賃銀で満足してゐるのである。

ある。

南支に於ける米と、北支に於ける小麥とは、支那の労働者階級にとつては、ドイツに於けるパン及び馬鈴薯と同じ意義を有つてゐる。北支の労働者が粟だけで満足してゐると云ふのは間違つてゐる。これを證明するために周玉卿によつて報告されてゐる或る手工業者の献立表を附加へたい。これによると十日間に五回豚肉が出、そのほかの日には魚肉、鳥獸肉等が出てゐる。肉の割合は充分である。尙支那で特筆すべきは阿片飲用の生活がある。その作用はアルコールよりもつと悪い。阿片の吸飲に慣れたものは、最早それを手離せない。その結果、彼は肉體を壊し、最早健康な労働者として用ひられなくなる。煙草の種類は甚だ多い。國民一般に用ひられてゐる煙草は水煙草である。然し、最近では巻煙草が労働者階級の間でもかなり愛好されるに至つた。

衣服に關しては、次の如く言ふことが出来る。廣汎な層にとつては綿布が主要衣料である。絹の衣服を着てゐるのは富裕者だけであるが、中流の支那人も祝祭日の晴衣として絹の衣服を持つてゐる。羊毛類も着用されてゐる。冬は防寒のために綿入の衣服を着る。この綿入は、労働者にとつて主たる冬服を成してゐる。材料費及び加工費も毛皮の衣服のそれよりもつと低廉である。彼等にとつては流行といふやうなことは、殆んど何の意義も有つてゐない。形よりも寧ろ原料の如何が問題なのである。衣服に於ても北支人と南支人とで大きな相違がある。

住居に關しては、家屋は多く平土間だけしか有たない。家屋が密集せしめられねばならぬ大商業都市に於ては



それは幾階建かにされてゐる。北京は高層住家は少い。共同居住に於ては夫婦が一堂で満足してゐる。さういふ場合には、他の部屋や廣間は共同で利用される。労働者の居住状態は良くない。貧乏人は我慢せねばならぬ。屢々幾人かの子供連れの両親がたゞ一つの休息所だけしか有たぬといふやうなこともある。コツホの説に従へば「一九一〇年に於て、一戸一箇月の家賃は四マルクであつたが、その家に通常、幾家族もの労働者が住んでゐた。労働者が結婚しても、必ずしも自分の家計を始めはしなかつた。彼は通常、その雇主の農場に止まり、此處で食事も給せられてゐた。屢々、工場の高い貨幣賃銀よりも斯の種の報酬を選んだ。工場は夏と秋とはいつも労働者不足を訴へねばならぬ。その労働者は農業労働者として同時に宿舍をも見出せる農民の許へ行つてしまふからである。」

右の概要によつて、貧富の差異は物質的な生活要求よりも観念的な生活要求に表現されてゐることが見られる。一般に観念的な種類の欲望はあまり發達してゐない。儒教の宗教そのものが物質的欲望を出来るだけ制限せよと説教してゐるやうに、支那の政府も観念的欲望を覺醒させるためには何もしなかつたのである。國民の啓蒙のことなどは國民革命以來やつと問題になり得たのである。

日本で云ふ様味での公立の國民學校もありはするが、日本に做つた義務教育制はまだ充分に實施されてはゐないのである。更にまた、考慮せねばならぬのは、支那の文學のむづかしいことである。支那に文盲の多いのもこれがためである。讀むことの出来る者は學者だと言はれてゐる。支那人が學者を言ひ表はすに用ひてゐるのは

「讀書人」である。

改善は、字母書法の實施によつて開始され、この改革は、讀み書きの習得を著しく容易にした。郵便統計は近年郵送された印刷物の激増を示してゐる。日刊新聞や、新刊書や、また古典的著作も誰にもわかる言葉で刊行された。國民革命以來、從來に比して大きな進歩を遂げた。これによつておそらく労働者階級の観念的欲求をも高め得ることであらう。

しかし、労働者の間で現在行はれてゐることは、傳統によつて維持されて來た從來の観念的欲望は、多くは現存の儀禮の實行に限られてゐた。儀禮の元の意味の一部が失はれてしまつたので、最近では或る程度の緩和が認められるのである。今日なほ存在するものは、祖先崇拜と自然宗教とに結びつけられた儀式である。これらの儀式の執行は、多くは多額の費用を要する。労働者さへ僅かな金しか有つてゐないにも拘らず、これらの儀式を出来るだけその時に行はれてゐる慣習に従つて實行しようと努力する。されば、この儀式に親戚知己のすべてを招待するといふやうなことも珍らしくないのである。この習慣は、封建的な家族制度と密接な關聯を有つてゐる。この儀式の遣り方によつて他の家族を凌駕しようとする努力の見られることも、珍らしくないのである。あまり餘裕のないものも、日常の生計は節約しても、この儀式は他の仲間やるよりみすばらしいものにしようとはしない。この儀式がみすばらしいものであると、支那人の間で所謂「面子」を失ふのである。

廣汎な大衆の間には教養が缺知してゐることゝ、精神的快樂を求めざる欲望の小さいのは、當然のことである。

支那の舊劇は餘り教育の役には立たず、多くは觀客を楽しませることだけを目的とした茶番の様なものであるが、それと並んで道徳劇もある。之に反して所謂「新劇」は、屢々國民啓蒙を目的としてきた。然し、この「新劇」も、従來のものに完全に代り得るには到つてゐない。支那の劇場は二つの經營方法に區別することが出来る。

(一) 都市劇場　これは私的企業で、都市に於てのみ見出される。これらの劇場は、その決つた場所を持ち、規則正しく演出されてゐる。

(二) 移動舞臺　これは鄉村及び小都市にとつて意義を有つてゐる。祝祭日若しくは宗教上若しくは家族的な事件に關聯した儀式に際して、移動舞臺は野外、寺院若しくは或る家の中庭で演ぜられる。觀覽は無料である。俳優の俸給は町村の金庫から出るか、官吏や富裕な市民の義捐によつて支辨されるかしてゐる。従つて觀劇のための出費といふものは労働者側としては僅少である。

支那の住民の觀念的欲望が斯くも小さいといふことは、矢張りその原因を、長い労働時間の中に有つてゐるのである。

農業經營に於ける労働時間と大小の工業に於ける労働時間とを一應區別してみねばならぬのであるが、後者の種類の經營に於ても、新式の經營か舊式の經營かによつて、また大きな差異がある。

農業に於ける毎日の労働時間は一樣でない。労働日の長さは全く個人の事情にかゝつてゐるのである。労働時間は、一般にたゞ自然によつてのみ限定されてゐる。即ち明らいうちは労働するのである。そのみならず、月

明の下の野天で働いてゐるのも屢々見られるのである。然し、農業はまた、その性質から來る一定の休日をも有つてゐる。收穫が取入れられると、通常休養が取られる。然し、すべての農業労働者がこの休日を享樂するわけではない。何となれば、この農業労働者の大部分は、新しい儲けの途を探し、それがあつたと、この期間でも町へ出て行かねばならぬことも珍しくないからである。

舊式の大小の工業に於ては、労働時間は全然個人的なものであり、終日打通しに働くといふやうなことも珍しくないが、職業によつて或る程度の差異はある。「奥地の小さな土着企業家の所では支那人は十五時間以上も打通しに働いてゐる。天津に於てさへ、手工業者が早朝から夜晩くまで打通しに働いてゐるのが見られるのである。」こうした方面では一般に十五時間を毎日の労働時間の規準と想定することが出来る實狀にある。仕事場では勿論夜業が行はれてゐる。

近代的な労働様式は、近代的な設備を有つた工場に於て見出される。然し、その内容は未だ純粹なものではない。これは支那の經濟制度の歴史からくるのであるが、八時間労働制の實施には遙かに遠いものがあるやうである。

労働時間の完全な姿を得るためには、なほ休日のことも見る必要がある。休日といふのは、日曜日及び祭日のことである。

支那は未だ舊曆の時代である。一九一二年に共和制が施行されて以來、支那でも太陽曆が採用されるやうにな

つた。しかしそれは宗教的な理由などによるものではなくて、國際的交通を容易にするために施行されたものであつた。中華民國の創始された年、一九一二年を以て、新たな曆算が開始された。即ち一九二四年が民國十三年に當る。この革新は、或る程度まで日曜日の休息をも齎らした。

右の如く曆が變つたにも拘らず、昔からの祝祭日は不相變維持されてゐるのである。それは舊い概念にも新しい概念にも通用する。一年のうちに三大節、即ち夏節（陰曆五月五日）中秋節（陰曆八月十五日）及び年節（年末より一月半過ぎまで）がある。前二者の祝節はいづれも一日しか續かないが、年節は二日乃至五日續く。このほかになほ二、三の祝日があるが、それは一般的に休息日とされてはゐない。一年に全體で約十日以上の祝祭日がある。

## 第四節 労働政策

### 一 労働政策の基調

支那事變を劃期とする現段階に於ける北支那労働政策の中心は、云ふまでもなく國防と生産力擴充との綜合されたる要請點にあり、従つて政策の内容は産業開發に要する労働力の量的維持、配置の合理と、更に其の質的な改善である。これと關聯して主要な政策對象は、單に労働者のみでなく、農民をも含む廣汎な全勤勞民に對するそれである。今まで絶えて問題にされなかつた農民が、こゝに始めて労働力保全乃至は保護の對象物として登場したことは眞に劃期的である。しかし、こゝに最も注意すべきは、この労働力保護は労働者側乃至農民側の積極的な要請に對する讓歩としてあるのではなく、生産的、國防的な緊急要請に基くに外ならぬ。と云ふことこれである。即ち北支現在の労働力に對する異常な關心は労働者、農民の聲であるよりも、専ら、滿支の巨大な産業的要請によるもので、特に北支は對滿・蒙労働力の給源地として、場合によつては労働者、農民の主觀的な要請に反しても、積極的に主導的に労働力保護が遂行されねばならぬのである。労働の生産性と労働の適正配分は現段階における労働政策に對して客觀的に與へられた制約である。それ故に、今後に於ける労働統制の指導方針は、こ

これらの客觀的に與へられた性格に準據しつゝ之を創出して行かねばならぬのである。

八八

随つて、斯かる意味に於ける日、滿、支産業の現實的な要請は、目前の生産増大の爲、單なる勞働力の量的維持、配置の合理化、質的改善としてではなく、より積極的に東亞國防建設の一槓杆としての勞働政策の樹立を必要ならしめてゐる。既に種々の形態で北支那の産業開發體制の強化統制は長期を目ざして進捗、整備されつゝあるから、これに對應する直接には産業計畫に對應する、産業計畫の部分としての従つて所謂生産政策としての勞働政策が樹立されねばならぬ。

現在支那事變下の北支に於て産業並に財政金融政策、物動と相並んで勞働政策の確立が要求せられつゝあるのは、支那事變後の日、滿、支の工礦業の發展、就中重工業、化學工業確立の過程に於て、その人的資源としての勞働力が量的並に質的に從來の自由放任形態に於てはその需給の調整せられ得ない一應の限界にまで到達し、更に事變勃發後の當初に於て物資、資金、物價等の統制措置の不熟練、不均衡乃至不手際と相俟つて治安問題にからむその内容が滿、支の産業勞働力に暗影を投じ、更に現實の國防産業の開發が相當多量の勞働力を新規に所要せられるに至つた事等に起因するのである。従つて北支那勞働統制確立の問題は東亞今後の國防並に生産力擴充の遂行、特に滿、蒙のそれと關聯する國策の最も重要な問題として財政、貿易、金融、物動そして産業等との綜合的調整が絶對的に必要とされるのである。即ち、從來の勞働政策は勞資協調政策乃至分配政策として或は慈善救済的のみに、勞働者をその主體的に於てのみ採りあげて來た。然るに支那事變後の段階は、勞働者を廣汎な勞

働者・農民の意味に於て、特に北支那は滿、蒙に對する勞働力の給源地として、その客體性に於て勞働者を捉へ、生産計畫の基礎的な要請として、勞働の生産性と勞働力の適正配分の問題を確立することである。そしてこゝに最も留意すべきものは民族問題である。勞働政策に限らず他のどの部分に於てもそうであるが、特に勞働者・農民を直接の對象とする勞働政策にあつては特にそのことが政策を確立する前提條件となると云ふことである。従つて北支那勞働政策の先行的條件は民族摩擦を排除し、異民族相互に尊重しあふ職分協和を強化し、云ふところの國民政策として日、滿、支の社會的基底に於て彼等を育成し、統制ある組織を與へることのそれである。

斯の如く北支現段階に於ける勞働政策の樹立は實に廣汎にして深刻なる意義を持つものと云はねばならぬ。今や北支は之等多くの錯雜せる問題を「長期建設」の立場よりとりあげ、他の經濟部門乃至關聯部門に涉るそれを綜合的に解決し、日本總動員體制の部分として更に國民再組織の部分として、その指導原理、組織、機構に互る勞働政策の確立を急務とするのである。

## 二 勞働統制と其の機關

### 一 統制機關設立經過の概要

北支那に於ける勞働者人口の壓倒的地位及び、その爲に滿洲、蒙疆に對する勞働力給源地としてあつた北支那

の役割にも拘らず、従来の北支に於ける行政活動に何等かの見るべき労働機關を缺如し居りたることは、誠に奇異の感なしと謂はざるを得ない。

九〇

たゞ一つ昭和八年四月、天津に創立せられ、滿洲國入國労働者の査證、募集斡旋等の業務使命に任じて來た大東公司（昭和十四年七月一日滿洲勞工協會に統合され、爾後滿洲勞工協會國外部として活動中）は、斯る北支に於て最近迄に見出し得た唯一最大、最長の歴史を有する労働機關と謂ひ得べく、其の実績の跡には北支那の社會經濟、労働者生活に對して齎した幾多の貢獻を認め得る。然し其の本質は飽く迄も滿洲國労働統制の一翼的機關にして、北支自體の機關ではあり得なかつた。

事變後の北支那建設への努力は、當然斯る状態の進歩革新を要請した。この要請の線に萌芽したものが、新民會組織の中に生れた労働機關、濟南特務機關を中心に見られた山東省に於ける指導對策、其他蒙疆に於ける蒙疆労働統制委員會の成立であつた。

新民會組織に於ける労働機關は、各地方の新民會組織網と連絡し、労働者の組織的確保を企圖したのであるが昭和十四年七月蒙疆労働統制委員會との間に協定成立し、入蒙労働者の身許調査、同證明書の發給、募集斡旋等の業務を引受け、蒙疆労働統制委員會は、新民會労働機關の査證なき、北支労働者の入境を許可しない方針をとつた。新民會が徴する査證手数料は、労働者一人に付き八五錢（手数料五〇錢、寫真料其他三五錢）の規定である。

次に山東では濟南陸軍特務機關が指導の中心となり、山東勞務公司在昭和十三年八月十日設立され、同じく青島に同地特務機關の指導斡旋によつて、山東勞工福利局が昭和十三年九月設置されて、労働需給の機關としてそれぞれ活動した。

事變後の北支労働機關は右の如き状態に依り漸次發達したのであるが、一方、北支那の労働統制問題は、昭和十四年度滿洲國の北支労働力大量需要の決定を見るや愈々本格的問題となり、同年二月北京に滿支労働機關の關係會議が開催され、北支労働力の滿支間配分調整に關する大綱方針の決定を見、北支那労働統制活動の第一歩を印した。然し、同會議の結果は未だ統制の實行力形式につき、不十分なものであつた。越へて間もなく興亞院華北連絡部の事務開始と共に、中央労働統制機關設置の議が練られ、滿、蒙、支労働機關關係者の大連會議（昭和十四年十一月十五日）の審議を経て、其の案は直ちに臨時政府實業部案として採用され、實業部案として行政委員會に提出（昭和十四年十二月十一日）されたが、遂に決定するところとならず、漸く昭和十五年十一月「華北勞工協會條令」の決定を觀るに至つた。

而して、北支労働統制の意義及目標に關して關係者の論議されるところを綜合要約すれば次の如くである。即ち北支労働統制は一應北支自體としての統制を計畫するが、夫れは北支の自主制を徒に強調するが如きものではなく、寧ろ滿洲、蒙疆の労働政策と緊密なる連絡を保ち、相寄り相合して東亞新秩序建設推進手段たらしむる所に重要意義ありと謂はれ、其の當面する統制の目標としては、第一に北支労働力の滿、蒙、支に亘る需給配分

調整を圖ること、第二に北支労働資源の涵養並に労働素質の向上、技能者の養成を圖ること、第三に東亞防共民族戦線の結成強化を圖ることの三目標に重心が置かるべきものとされて居る。

愈々近く設立され北支那に於ける労働統制機關として活動することとなつた「華北勞工協會」を概観するに左の如し。

## イ 性格

條令による財團法人（實業部の管下に置く）

## ロ 基本金

四〇萬圓、政府、北支開發會社折半出捐

## ハ 本部及辦事處

本部北京、辦事處は北支重要地八箇所、辦事支處は十一箇所、其他滿洲（新京）蒙疆（張家口）に出張所を置く

## ニ 目的

北支労働力を一元的に統制、北支農村對策との關聯の上に之を運用し、滿洲労働力の依存性に對し計畫的に配分を實行す。

## ホ 業務内容

- (一) 労働力の統制 労働者の募集、供給斡旋、出國労働者の身許證明書發給の一元化
- (二) 國內労働者の登録 之に關聯して労働者の管理業務の指導、労働者の生活向上、保護、（施療、訓練所の設置）労働市場の公設、之に伴ひ從來の惡質ブローカーの淘汰を強化
- (三) 労働力の調査 計畫經濟の遂行に即應して業態別労働力の數量、地域別労働力態樣等の計畫經濟の強化進展に資す
- (四) 東亞經濟ブロック内各區との連絡調整 滿洲勞工協會、蒙疆労働統制委員會、關東州勞務協會と連絡の爲「支、滿、蒙連絡會議」を持ち、労働力調整交流の統制を圖る、この連絡會議は各代表六名を以つて構成する。

## 二 統制機關設立の理論的經過の概要

前述の如き過程に於て成立する「華北勞工協會」に關しては諸種の面よりの理論的構成がなされたのであるが茲に一應其の底流をなした論を摘記して、これからの該協會に對する、大方の参考に供することゝしたい。

先づ第一に問題となるのは政策の基礎であるが、從來の労働政策が久しい間、自由主義經濟或は自由放任經濟の生み出した社會的弊害に對する「上からの」または「外からの」干涉として理解されて來た。即ちそれは資本主義的な經濟生活の自己法則性がつくり出した「腫物」に對する外科的療法として考へられ、且つ行はれて來た

ものであり、全く資本主義經濟一般が労働政策を必要とするのではなく、特にその自由主義的形態がその必要を作り出したと云ふのが労働政策論の常識であつた。従つて従來の労働政策の提唱者は經濟の自己法則性に對しては本能的な嫌惡を感じ、それを拒否することによつて始めて労働政策は理論的に基礎づけられたものと信じてゐたのであつた。ところが、このやうな労働政策論は著しい錯覺に陥つてゐたのである。労働政策が始めて登場した十九世紀の前半に於ては右の主張は明らかに妥當してゐたが、其の後自由放任の終焉が告げられ經濟の自己法則性が變質して、かの自由主義の夜警國家が統制的な經濟國家に進展した後に於ても労働政策の必要性は減退せずして、寧ろその量に於てその質に於ても益々緊急のものとなつたのである。更に労働政策の機構的必然性が、自由放任や經濟の自己法則性の支配してゐる場合にのみ生ずると考へるのが、如何に誤謬であるかは自由主義經濟の否定の上に立つ統制經濟が却つて生産的職能を持つところの労働政策の必要を創り出してゐると云ふ點を反省すれば明らかであらう。そしてこゝに云ふ労働政策の生産的職能とは一見言葉の矛盾であるかの如く響く。この疑問は労働政策本來の對象が社會的な要保護者にあるのではなく、産業のために生産的「労働力」或は商品としての「労働力」であること、特に滿洲、北支那の場合には半封建的性格を持つ勤勞者であること、そして戰時經濟統制の一環としての労働政策は、この「労働力」この「人的資源」を特定目的へ向けて生産的に動員し、配置することを要求してゐるのだと云ふ現實を觀ることによつて解ける。従つて労働政策の對象は「労働者の保護」であると云ふよりは、嚴密に云へば「労働力の保全」とりわけその再生産のための産業機構再編成のための

産業的保全であり、此の認識が労働統制の政策的位置を定めるについての鍵である。

北支の産業を開發し確立する爲の労働統制は、日本に於ける都市對農村の關係にたつ、それに類似する所謂「零細農としての出稼苦力」の問題と共に治安維持の問題、民族協和の問題、思想淨化の問題等を「日、滿、支」の政治經濟的意思によつて咀嚼せねばならぬ爲に、問題は一層の複雑性を帯びてゐるのである。そしてこれは東亞建設の長期戦と其の生産擴充に備へるために解決せねばならぬ前提條件である。そしてこの産業開發に要する生産的「労働力」は日、滿、支の社會的基底に於て育成し、養護管理せねばならぬ。このことは北支労働統制自體の對象となる労働力が所謂労働者・農民としての「苦力」として、その範疇に於ては労働の經濟的價値の優位性即ち低賃銀の強味を持つて、出稼労働者として支那各省から、就中、河北、山東から滿、蒙及び鮮、臺に、そして支那内部へ絶えず新陳代謝して充當されてゐる歴史的な本質によつて明らかであらう。

そして斯の如き労働統制の具體的な政策の内容は自ら歸納されてゐる。即ち労働の生産性を増強し、保全すること及び労働力の適性配分をなす政策の目標乃至労働管理の目標が、北支那の労働統制を一元的に實施する強力な機關によらねばならぬと云ふことである。

#### イ 北支那労働統制の目標

##### (1) 治安の維持

北支那に於て就勞する労働者は民族の如何に關せず、査證統制して之を組織化し、不逞分子の潛入、労働組

- 合其他の抗日勢力の策動を防止し、後方擾亂の源を絶ち平戦時に於ける治安確保方策の一單位的組織とす
  - (2) 産業基礎の確保
    - 勞力配給を合理化する爲勞働者を査證し、之に必要事項を登録せしめ、以て勞働者の再組織編成をなし、勞働治安を確保して、各種産業基礎の安定を計る
  - (3) 民族的勢力の増大抑制
    - 民族的勢力の増大を抑制し、産業開發各分野の安定を計る。
  - (4) 勞働力需給の合理化
    - 勞力需給を調整して源資開發の圓滑を期するの外、勞力の過不足より生ずる諸問題發生の防止をなす
  - (5) 勞働者の生活安定と其の向上促進
    - 勞働者の保護統制施設を通じて勞働者の資質向上を促し、勞働の逃避を防止する
  - (6) 賃銀統制
    - 前項保護施設の統制と相俟つて地域別、職能別に賃銀の統制強化を計り勞働移動を防止する
  - (7) 工人の訓練及養成
    - 熟練工、就中單能工を養成し、勞働の生産性の増強を計ると共に、一般工人の訓練に資す
- 以上が北支那勞働統制の當面する目標であるが、更に勞働需給に関する統制、勞働條件に関する統制、勞働保

護に関する統制等の勞働統制政策を決定する題目として左の如きものがある。

- (1) 東亞各民族の國民的勞働管理
  - (イ) 階級的差別、民族的差別による勞働條件より惹起する勞働治安の問題、殊に滿、蒙、支に於ては階級闘争よりも民族闘争に發展する性質を持つことを重視す
  - (ロ) 各職能による各民族勞働者の生活安定、特に勞働の生産性を確保するを重視す
- (2) 北支勞働力需給調節
  - (イ) 出稼勞働者の一元的需給調節
  - (ロ) 勞働者の募集及配給の合理化
  - (ハ) 勞働市場の公營確立
  - (ニ) 一般就業紹介の適性化
  - (ホ) 勞働力の維持調整による勞働力の向上確保
- (3) 熟練勞働者の養成
  - (イ) 日人指導による産業資源の技術的、能率的開發並に勞働力の一般的向上
  - (ロ) 平戦時産業體制の安全化を目標とする基幹工、單能工の合理的育成
- (4) 勞働條件の適性化



(イ) 生産力の維持培養並増進を目的とする労働条件の適性化、即ち能率化を計る  
 (ロ) 労働力の需給、労働保護の内容に均衡する労働条件を確立し、労働移動を防止する  
 等を平戦時に於ける勞力資源の管理培養方策とし、要すれば民族、資本、労働の綜合點に於ける國民的労働統制を計るにあり、期するところ之等を一貫して、最も大切なものは労働組織の問題である。従つて労働統制及機關を労働組織の問題より觀れば左の如きことが云へる。

#### □ 労働組織の基礎條件

- (1) 北支那産業開發に於ける生産力擴充を遂行してゆく爲の労働力確保の主體的組織たるべきこと
  - (2) 労働力の保全、訓練並に技能者養成の自治的擔當機關たるべきこと
  - (3) 東亞新秩序の建設、高度國防國家の創建を目標とする現段階に對應する各民族、各階級の職分協和乃至國民同志的組織たるべきこと
  - (4) 従つて労働組織は、日、滿、支産業の綜合的開發の基礎たる産業開發擔當者の國民的地位並待遇を、其の社會的基底に於て確保する爲に其の均衡を保持し、生活の刷新並に向上を圖り、又このことを政治經濟の推移の各段階に於て正しく認識し、主張し得る組織たること
- 即ち、労働統制の内容たる労働需給、労働條件、労働保護の統制を、産業の合理的開發の意圖の下に組織する恒久的労働組織たることにして、労働の主體性は勿論、客體性を労働の生産性の部面に於て解決し得

る組織たることなり。

#### ハ 労働統制機關の内容的是否

労働統制の必要性より起る統制主體の問題は、昭和十三年五月頃より論議され、其の第一案は「勞工協會」(官半民組織の財団法人)にして、第二案は「勞工會社」(統制的營利事業組織の株式會社)第三案は「労働局」(行政機關)の設置等であつたが、結局滿洲勞工協會の例に倣ひ第一案の方針に落着いたのであるが、其の當時論議された右三案の得失並可否に關する意見は左の如きものであつた。

#### (一) 勞工協會的管理の可否

- (1) 可とするもの
  - (イ) 社會公益を目的とするに適すること
  - (ロ) 統制機能を労働統制の全部門に涉つて具體化し易きこと
  - (ハ) 資産の構成が寄附並に補助により成つてゐる爲其の資産の活用上資本的拘束を受けぬこと
  - (ニ) 營利を目的とせざる結果、關係各箇所に對しては公平なる態度をとり得ること
- (2) 否とするもの
  - (イ) 實際問題として業務の進行過程が敏速を缺く虞れあること
  - (ロ) 労働統制全般に涉るを以て勞工需給に勞工會社の如き能率を擧げ得ないこと

## (二) 勞工會社的管理の可否

## (1) 可とするもの

(イ) 營利主義より來る必然の結果として社業の敏速と積極的合理化の可能なること

(ロ) 營利を目的とする關係上必然勞工供給より受くる利益のみを主眼とするを以て供給敏速なること

## (2) 否とするもの

(イ) 株主總會が最高機關なるを以て、執行機關は總會に拘束され易く、全面的統制機能を發揮し難きこと

(ロ) 資金の構成は株主組織なるを以て株主の利益配當を常に考慮に入れねばならぬ

(ハ) 營利主義なるを以て營利を追及する方面のみ勞働統制が行はれること

(ニ) 勞働統制の永續性に反すること

## (三) 勞働局的管理の可否

## (1) 可とするもの

(イ) 國家機關なるを以て其の統制完全に行はるること

(ロ) 特種事業に對しては直接其の任に當り得ること

(ハ) 國家機能を有するを以て強制的に命令を以て實行に當り得ること

## (2) 否とするもの

(イ) 勞働統制に要する豫算編成の困難なること

(ロ) 敏活なる事業遂行困難なること

(ハ) 自治的效果を多く期待し得ざること

## 三 勞働統制の勞務管理に及ぼす影響

愈々近く「華北勞工協會」の設立されると相俟つて滿、支、蒙に渉る勞働統制が實施されるものであるが、勞働統制の一般的概念は思想的、政治的、經濟的諸問題を合法的に處理し、勞働者對資本案の階級關係を最も合理的に解決するを眼目とする勞働統制機關を主體とし、勞働需給調節の統制、勞働條件の統制、勞働保護の統制等の事項を其の國の國家イデオロギ―並に社會構成の實態に照し、其の國独自の統制内容と形式を決定するを通則とする。

従つて現實の日、滿、支の社會構成が其の産業行動に於て高度國防國家の建設と規定し得る實質に在る場合の勞働統制は、勞資の協調は勿論、更に進んで職分協和乃至職域奉公を其の本質的な内容として、階級矛盾の有機的解決をなすことを眼目とせねばならぬ。即ち勞働者の國家的、國民的統制これである。殊に大局的な政治理念としては職分協和乃至職域奉公の産業行動建設の過程にある滿、支に於ける勞働統制の問題は、其の理論的内容たる勞働者對資本案問題と共に、日、滿、支の政治經濟的意志並に民族問題を咀嚼せねばならぬ。

故に北支那の労働統制は現實の思想的、政治經濟的性格、其の特殊性に依つて行はれ、労働力給源地としては滿、蒙の産業開發計畫を考慮せねばならぬ。近く設立せらるゝ「華北勞工協會」はこれらの目的に向つて進むであらうが、其の重要な政策は同協會條令の第二條に掲出されてゐる通りである。

しかし茲に最も注意すべきことは、所謂労働統制を以て直ちに勞務管理なりとする誤謬を侵し勝ちなことである。完全なる労働統制を行ふ爲には、産業行動自體が有する勞務管理の合理的鞏化と相俟たねばならぬ。従つて労働者の合理的管理を徹底する爲に、産業活動自體の有つ勞務管理も凡そ次の如き項目の内容的な實踐を行はねばならぬ。

- 1 労働者募集の統制配分の圓滑化に對する協力
- 2 労働者登録に伴ふ労働力の再編成
- 3 労働者の訓練による質的向上
- 4 労働者動員單位、即ち作業所用勞力單位の合理化
- 5 労働條件、就中労働賃銀、労働時間の統制に協力し労働の生産性を向上せしめる
- 6 労働保護、就中労働力の培養乃至労働移動を防止する労働福祉事業の統制強化に協力し労働力の再生産への確保をなす
- 7 労働移動の損害と移動防止を合理的に處理する

8 把头制度を強化すること

しかしして労働統制の勞務管理に及ぼす影響としては右の事項が科學的に處理された後に於てのみ問題となるものであらう。

附

錄

附 錄 目 次

一 滿洲國勞働統制關係法規……………一〇九

1 滿洲勞工協會法……………一〇九

2 勞働統制法……………一一一

3 勞働統制法施行規則……………一二五

4 十本指紋登錄實施ニ關スル件……………一二六

5 勞働統制法施行ニ關スル訓令……………一二三

6 勞働者雇入並ニ使用ニ關スル全國協定……………一三三

一一 蒙疆勞働統制關係法規……………一四〇

1 勞働統制法……………一四〇

2 勞働統制委員會法……………一四一

3 勞働統制委員會法施行規則……………一四三

4 勞働統制委員會官制……………一四三

5	勞働者募集取締規則	一四五
6	勞働登録及勞働票發給規則	一四九
7	勞働統制委員會華北出張所規程	一五九
8	勞働統制委員會華北出張所事務分掌規程	一六〇
9	勞働統制委員會辦事處規程	一六一
10	勞働統制委員會辦事處事務分掌規程準則	一六三
11	蒙疆勞工協會法	一六四
12	蒙疆勞工協會定款	一六七
13	成紀七三五年蒙疆勞工協會業務實施計劃書	一六九

三 華北勞働統制關係法規

1	華北勞工協會條令	一七三
---	----------	-----

一 滿洲國勞働統制關係法規

一 滿洲勞工協會法

(康德四年十二月十四日勅令第四百五拾六號)  
 (改正 康德六年六月勅令第一六三號)

- 第一條 政府ハ國內ニ於ケル勞働者ヲ保護シ勞働力ノ配給ヲ調整シ以テ勞働資源ノ涵養ヲ圖ル爲滿洲勞工協會ヲ設立セシム
- 第二條 滿洲勞工協會ハ財團法人トシ左ノ事業ヲ行フ
- 一 國內勞働者ノ募集、供給及輸送ノ斡旋
  - 二 國外勞働者ノ招致及輸送ノ斡旋
  - 三 入國勞働者ノ配給ノ斡旋
  - 四 勞働者ノ登録及勞働票ノ發給
  - 五 勞働者ノ訓練及保護施設ノ經營
  - 六 勞働市場ノ管理經營及一般職業紹介
  - 七 勞働ニ關スル各種調査
  - 八 其他政府ヨリ特ニ命セラレタル事項

- 第三條 滿洲勞工協會ハ本部ヲ新京特別市ニ置ク
- 第四條 滿洲勞工協會ノ基本金ハ四拾萬圓トシ内貳拾萬圓ハ政府ノ出捐トス
- 第五條 滿洲勞工協會ノ事業費ハ事業收入、基本金利息其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ充ツルノ外必要ニ應シ政府之ヲ補助ス
- 第六條 滿洲勞工協會ニ理事長一人、理事十人以内及幹事三人以内ヲ置ク（康六・第一六三號本條中改正）
- 第七條 理事長ハ滿洲勞工協會ヲ代表シ其ノ業務ヲ綜理ス
  - 理事長事故アル時ハ理事中ノ一人其ノ職務ヲ行フ
  - 理事ハ理事長ヲ輔佐シ滿洲勞工協會ノ業務ヲ掌理ス
  - 監事ハ滿洲勞工協會ノ業務ヲ監査ス
- 第八條 理事長、理事及監事ハ政府之ヲ任命ス
  - 理事長及理事ノ任期ハ四年監事ノ任期ハ三年トス
- 第九條 理事長、理事及監事ハ民政部大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス
- 第十條 協會ニ評議員若干人ヲ置キ政府之ヲ委嘱ス
  - 評議員會ハ重要業務ニ關シ理事長ノ諮問ニ應ス
  - 評議員會ハ重要業務ニ關シ理事長ニ建議ヲ爲スコトヲ得
- 第十一條 民政部大臣ハ協會ノ業務ニ關シ監督上、公益上其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 第十二條 滿洲勞工協會ハ業務上必要アルトキハ民政部大臣ノ認可ヲ得テ業務ノ一部ヲ他ニ委任又ハ委嘱スルコトヲ得
- 第十三條 滿洲勞工協會ハ年度毎ニ事業計畫ヲ定メ豫メ之ヲ民政部大臣ニ提出スヘシ其ノ計畫ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキ亦同シ

- 第十四條 滿洲勞工協會ハ年度毎ニ豫算ヲ定メ且其ノ決算ヲ行ヒ民政部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第十五條 滿洲勞工協會ハ民政部大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ重要ナル財産ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス
- 第十六條 民政部大臣必要アリト認ムルトキハ滿洲勞工協會ヲシテ其ノ業務若クハ財産ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ所部ノ官吏ヲシテ其ノ金庫帳簿其ノ他諸般ノ文書物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
- 第十七條 民政部大臣ハ滿洲勞工協會ノ理事長、理事又ハ監事ノ行爲カ本法若クハ其ノ他ノ法令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルモノト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

附 則

- 第十八條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十九條 政府ハ設立委員ヲ命シ協會ノ設立ニ關スル一切ノ業務ヲ處理セシム
- 第二十條 設立委員ハ定款ヲ作成シ民政部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二十一條 設立委員ハ滿洲勞工協會ノ設立登記ヲ完了シタルトキハ遲滯ナク其ノ事務ヲ理事長ニ引渡スヘシ

二 勞働統制法

（康 德 五 年 十 二 月 十 八 日 勅 令 第 二 百 六 十 八 號 改 正 康 德 七 年 八 月 勅 令 第 一 九 八 號）

- 第一條 本法ハ勞働力ノ有效ナル使用ヲ圖ル爲勞働資源ヲ涵養確保シ勞働者ヲ保護輔導シ勞働力ノ需給ヲ調整スルヲ目的トス
- 第二條 勞働者ヲ使用又ハ供給スル事業者ニシテ民政部大臣ノ定ムルモノハ其ノ認可ヲ得テ勞働者ノ募集、雇入、使用若ハ解

雇又ハ労働ノ對價若ハ條件ニ關シ統制協定ヲ締結スルコトヲ得(庚七・第一九八號本條中改正)

第三條 統制協定ノ變更、廢止及脫退ハ民政部大臣ノ認可ヲ受ケタルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス(同)

第四條 第二條ノ事業者統制協定ヲ締結セサル場合ニ於テ民政部大臣必要アリト認ムルトキハ當該事業者ニ對シ労働者ノ募集、雇入、使用者ハ解雇又ハ労働ノ對價若ハ條件ニ關シ統制協定ヲ締結スヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ事業者前項ノ命令ニ從ハサルトキハ民政部大臣ハ前項ノ事項ニ付統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得(同)

第五條 民政部大臣必要アリト認ムルトキハ統制協定ヲ變更又ハ廢止スルコトヲ得

第六條 民政部大臣必要アリト認ムルトキハ第二條ノ事業者ニシテ統制協定ニ加入セサル者ニ對シ統制協定ニ加入スヘキコトヲ命スルコトヲ得(庚七・第一九八號本條中改正)

第七條 民政部大臣ハ労働者ノ募集雇入、供給又ハ移動ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得(同)

第八條 民政部大臣ハ労働ノ代價又ハ條件ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得(同)

第九條 民政部大臣ハ労働者ノ保護又ハ輔導ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得(同)

第十條 民政部大臣労働者ヲ確保スル爲必要アリト認ムルトキハ第二條ノ事業者ニ對シ労働者ノ保有ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ處分ニ因リ生シタル損失ハ民政部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ補償スルコトヲ得

第十一條 公共ノ事業ヲ行フ爲緊急已ヲ得サル場合ハ滿洲勞工協會ハ當該事業地ヲ管轄スル省長又ハ新京特別市長ニ對シ労働者ノ募集ノ斡旋ヲ申請スルコトヲ得

省長前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ管内ノ市長、縣長又ハ旗長ニ對シ募集ニ應セシムヘキ労働者ノ員數ヲ割當テ募集ノ斡旋ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

爲スコトヲ得

前項ノ處分ニ因リ生シタル損失ハ民政部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ補償スルコトヲ得

第十二條 公共ノ事業ヲ行フ爲緊急已ヲ得サル場合ハ滿洲勞工協會ハ當該事業地ヲ管轄スル省長又ハ新京特別市長ニ對シ労働者ノ募集ノ斡旋ヲ申請スルコトヲ得

省長前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ管内ノ市長、縣長又ハ旗長ニ對シ募集ニ應セシムヘキ労働者ノ員數ヲ割當テ募集ノ斡旋ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

爲スコトヲ得

前項ノ處分ニ因リ生シタル損失ハ民政部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ補償スルコトヲ得

第十三條 前二條ノ場合ニ於テ省長又ハ新京特別市長ハ滿洲勞工協會ニ對シ募集ニ應シタル労働者ノ發給其ノ他ノ待遇ニ關シ保護上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十四條 労働者ノ供給ヲ業トゼントスル者ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル省長又ハ警察總監ノ許可ヲ受ケヘシ

第十五條 労働市場ハ地方團體又ハ滿洲勞工協會ニ非サレハ之ヲ管理又ハ經營スルコトヲ得ス

第十六條 外國労働者ハ治安部大臣ノ指定スル外國ノ労働者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ非サレハ入國スルヲ得ス但シ條約ニ依リ入國ニ付旅券査證ヲ要セサル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 當該國政府ノ發給スル身分證明書ヲ有スル者

二 治安部大臣ノ指定スル者ノ發給スル身分證明書ヲ有スル者

第十七條 前條第二號ノ身分證明書ヲ發給スル者ハ治安部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ヲ得テ手数料ヲ徴收スルコトヲ得

第十八條 民政部大臣ノ定ムル労働者ニ付テハ本人又ハ使用者ハ民政部大臣ノ定ムル所ニ依リ労働者登録及労働票ノ發給ヲ受ケヘシ

第十九條 民政部大臣ハ労働者ヲ使用スル事業者ニ對シ民政部大臣ノ定ムル所ニ依リ定期又ハ臨時ニ労働者ノ使用計畫書ノ提



出ヲ命スルコトヲ得

第二十條 民政部大臣ハ勞働統制上必要アリト認ムルトキハ勞働者ヲ使用若ハ供給スル事業者ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ事業ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得  
當該官吏前項ノ職務ヲ執行スル場合ハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯スヘシ（康七・第一九八號本條中改正）

第二十一條 民政部大臣ハ本法ニ依ル權限ノ一部ヲ省長又ハ新京特別市長ニ委任スルコトヲ得  
省長ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル權限ノ一部ヲ市長、縣長又ハ旗長ニ委任スルコトヲ得（康七・第一九八號本條追加）

第二十二條 統制協定ニ違反シタル者又ハ第四條第二項若ハ第六條ノ命令ニ違反シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 第七條乃至第九條ノ命令又ハ第十條ノ處分ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス（康七・第一九八號本條中改正）

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

一 第十四條ノ許可ヲ受ケスシテ勞働者ノ供給ヲ業ト爲シタル者

二 第十五條ノ規定ニ違反シタル者

三 第十九條ノ規定ニ違反シ使用計畫書ヲ提出セス又ハ虛偽ノ使用計畫書ヲ提出シタル者

四 第二十條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務ノ執行ヲ阻障シタル者（同）

第二十五條 前三條ノ規定ノ適用ニ付テハ康德五年勅令第二百二十五號行政法規ノ罰則適用ニ關スル件ニ依ル

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（康德六年二月勅令第一六號ヲ以テ同年二月二十日ヨリ之ヲ施行）

本法施行ノ際現ニ勞働者ノ供給ヲ業トスル者本法施行ノ日ヨリ一月以内ニ其ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル省長又ハ警察總監ニ届出タルトキハ本法ニ依ル許可ヲ受ケタルモノト看做ス

### 三 勞働統制法施行規則

（康德六年一月三十日  
民政部令 第二號  
治安部令 第三號）

改正 康德六年七月民政部令第二九號、一月民政部令第五八號、七月五月第一二二號、九月第二三號、治安部令第四三號、第四七號

第一條 勞働統制法第二條ニ於テ勞働者ヲ使用ナル事業者ト稱スルハ林業、鑛業、工業、交通業ノ管理者又ハ經營者ヲ謂フ  
勞働統制法第二條ニ於テ勞働者ヲ供給スル事業者ト稱スルハ前項ニ掲クル事業者ニ勞働者ヲ供給スル事業者ヲ謂フ

第二條 勞働統制法第二條ニ依リ勞働者ヲ使用又ハ供給スル事業者統制協定ヲ締結セントスルトキハ當該協定ニ加入セントスル者ノ中ヨリ代表者ト爲ルヘキ者一人ヲ選定シ左ノ事項ヲ具シ省長又ハ新京特別市長ヲ經テ民政部大臣ニ認可ヲ申請スヘシ  
一 協定加入者ノ代表者ノ氏名及住所  
二 協定加入者一覽表  
三 協定事項

前項第二號ニ掲クル加入者一覽表ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 加入者ノ氏名及住所（法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者名又ハ代理者名）

二 加入者ノ工場又ハ事業場ノ位置

三 加入者ノ事業ノ種類  
四 加入者ノ使用労働者數

第三條 統制協定ノ全部又ハ一部ヲ變更セントスルトキハ代表者ハ加入者全員ノ同意ヲ得タル後其ノ事項ニ付理由ヲ附シ省長又ハ新京特別市長ヲ經テ民政部大臣ニ認可ヲ申請スヘシ  
統制協定ヲ廢止セントスルトキ又ハ統制協定ニ加入若ハ之ヨリ脫退モントスル者アルトキ亦前項ニ同シ

第四條 労働統制法第四條第一項ノ規定ニ依リ統制協定ノ締結ヲ命セラレタル者ハ命令ヲ受ケタル日ヨリ一月以内ニ第二條ニ

定ムル事項ヲ具シ省長又ハ新京特別市長ヲ經テ民政部大臣ニ統制協定ノ認可ヲ申請スヘシ  
第五條 統制協定ノ加入者ハ其ノ管理又ハ經營スル工場又ハ事業場ノ位置、事業ノ種類又ハ本人ノ事務所ニ付異動アリタルト

キハ異動アリタル日ヨリ七日以内ニ其ノ旨代表者ニ届出スヘシ  
第六條 代表者ハ第一號様式ニヨル加入者名簿ヲ作成スヘシ  
代表者前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ其都度加入者名簿ノ訂正ヲナスヘシ

第七條 労働統制法第六條ニ依リ統制協定ニ從フヘキコトヲ命セラレタル者アルトキハ代表者ハ之ヲ加入者名簿ニ記入シ協定ニ從フヘキコトヲ命セラレタル旨ヲ附記スヘシ第五條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八條 労働者ヲ使用又ハ供給スル事業者労働者ヲ募集セントスルトキハ第二號様式ニ依ル申請書ヲ募集地ヲ管轄スル市長、縣長又ハ旗長ヲ經テ省長ニ提出シ其ノ認可ヲ受ケヘシ募集地カ新京特別市内ニアルトキハ新京特別市長ノ認可ヲ受ケヘシ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第九條 省長又ハ新京特別市長前條ノ認可ヲ爲シタルトキハ第三號様式ニ依ル募集認可證ヲ交付スヘシ  
第十條 募集従事者タラントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ寫眞二葉(プロニ半截型)ヲ添ヘ本人ノ住所ヲ管轄スル警察總監、警

察廳長、縣長又ハ旗長ノ許可ヲ受ケヘシ

一 氏名及生年月日  
二 出生地又ハ本籍地及住所  
三 職業及經歷  
四 労働者ヲ使用又ハ供給スル事業者トノ關係

第十一條 警察總監、警察廳長、縣長又ハ旗長前條ノ許可ヲ爲シタルトキハ第四號様式ニ依ル募集従事者許可證ヲ交付スヘシ

第十二條 警察總監、警察廳長、縣長又ハ旗長ハ募集従事者ニシテ不都合ノ行爲アリ又ハ不適當ト認メタルトキハ許可ヲ取消スコトヲ得

第十三條 労働者ノ募集ニ従事スルトキ第八條ノ認可ヲ受ケタル者ニ在リテハ募集認可證募集従事者ニ在リテハ募集認可證又ハ其ノ寫及募集従事者許可證ヲ携帯スルニ非サレハ募集ニ従事スルコトヲ得ス

第十四條 募集ノ認可ヲ受ケタル者其ノ募集ヲ終リタルトキハ募集地ヲ管轄スル市長、縣長又ハ旗長ヲ經テ運滞ナク左ノ事項ヲ省長ニ届出ツヘシ募集地カ新京特別市内ニアルトキハ新京特別市長ニ届出ツヘシ

一 募集労働者實數  
二 募集ノ開始及終了ノ年月日  
三 募集地及就勞地又ハ供給先

第十五條 労働者ヲ使用又ハ供給スル事業者國外ニ於テ労働者ヲ募集セントスルトキハ第二號様式ニ依ル申請書ヲ民政部大臣ニ提出シ其ノ認可ヲ受ケヘシ

第十六條 労働統制法第十條第二項ニ規定スル補償ハ補償審査委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定ム

補償審査委員會ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

一一八

第十七條 滿洲勞工協會労働統制法第十一條ニ依リ労働者募集ノ斡旋ヲ申請セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ當該事業地ヲ管轄スル省長又ハ新京特別市長ニ申請スヘシ

- 一 労働者ヲ使用スル事業者ノ氏名及住所（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者名又ハ代理者名）
- 二 募集員數
- 三 募集労働者ノ就勞スヘキ作業ノ種類
- 四 就勞場ノ名稱及位置
- 五 就勞ノ日時及期間
- 六 労働條件

第十八條 新京特別市長、市長、縣長又ハ旗長労働統制法第十一條ニ依リ管内ノ労働者ニ對シ募集ニ應スヘキコトヲ命セントスルトキハ左ノ各號ニ掲クル者ヲ除キ之ヲ爲スヘシ

- 一 年齢十三歳以下ノ者
- 二 不具廢疾者
- 三 現ニ賦役ニ従事スル者

第十九條 労働者ノ供給ヲ業トセントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ其ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル省長又ハ警察總監ニ許可ヲ申請スヘシ

- 一 氏名及生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者名又ハ代理者名）
- 二 出生地又ハ本籍地及住所

### 三 經 歴

#### 四 事務所所在地

前項第四號ノ事項ヲ變更シタルトキハ當該地ヲ管轄スル省長又ハ警察總監ニ届出ツヘシ

第二十條 省長又ハ警察總監前條第一項ノ許可ヲ爲シタルトキハ營業許可證ヲ交付スヘシ

第二十一條 地方團體又ハ滿洲勞工協會労働市場ヲ管理又ハ經營セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ省長又ハ新京特別市長ヲ經テ民政部大臣ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更又ハ廢止セントスルトキ亦同シ

#### 一 位置及名稱

#### 二 施 設

#### 三 事業經營ニ關スル規定

#### 四 經 費

#### 五 其ノ他必要ナル事項

第二十二條 労働統制法第十六條第二號ノ治安部大臣ノ指定スル者ハ外國労働者ニ對シ其ノ入國前第五號様式ニ依ル身分證明書ヲ發給スヘシ

前項ノ身分證明書ニハ本人ノ寫眞ヲ貼付シ之ニ契印ヲ爲スヘシ

但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ右食指指紋ヲ以テ寫眞ノ貼付ニ代フルコトヲ得

第二十三條 治安部大臣ノ指定スル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ身分證明書ヲ發給スルコトヲ得ス

#### 一 身元確實ナラサル者

#### 二 身體強健ナラサル者

一一九

三 就勞ノ見込ナキ者

四 入國又ハ本邦居住ヲ禁止セラレタルコトアル者

第二十四條 外國勞働者ハ入國ノ際治安部大臣ノ指定スル者ノ發給スル身分證明書ヲ當該警察管吏ニ提示シ入國許可ノ檢印ヲ受ケヘシ

第二十五條 外國勞働者身分證明書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ第六號様式ニ依ル申請書ヲ治安部大臣ノ指定スル者ニ提出シ其ノ再發給ヲ受ケヘシ但シ第三十七條ノ規定ニ依リ滿洲勞工協會ノ檢印ヲ受ケタル身分證明書ニ付テハ第四十一條ノ規定ニ依ル

第二十六條

治安部大臣ノ指定スル者前條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ調査ノ上遲滞ナク身分證明書ノ再發給ヲ爲スヘシ

第二十七條

治安部大臣ノ指定スル者ハ其ノ取扱ヒタル外國勞働者ニ對シテ左ノ義務ヲ負フモノトス

一 入國及歸還ノ周旋

二 官廳ノ命令ニ依ル送還

三 病災救助

第二十八條

警察總監、警察廳長、縣長、旗長又ハ警察隊長ハ外國勞働者ニシテ安寧秩序ヲ紊リ又ハ風俗ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ退去ヲ命スルコトヲ得

第二十九條

治安部大臣ハ其ノ指定スル者ノ行爲ニシテ本令又ハ本令ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ其ノ指定ヲ取消スコトヲ得

治安部大臣ノ指定スル者前項ノ規定ニ依リ其ノ指定ヲ取消サレタル場合ト雖モ既ニ入國シタル外國勞働者ニ對スル義務ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十條

治安部大臣ノ指定ヲ受ケタル者ニ非サレハ外國勞働者ニ對シ身分證明書ヲ發給スルコトヲ得ス

第三十一條

常時三十人以上ノ勞働者ヲ使用スル森林伐採業、工場、鑛山、土木建築業及交通通信業ノ管理者又ハ經營者ハ其ノ使用スル勞働者(日僱勞働者ヲ除ク)ノ爲履備ノ日ヨリ十日以内ニ勞働者登錄ヲ受ケ勞働票ノ發給ヲ受ケヘシ

前項ノ場合ニ於テ經營者又ハ管理者ハ勞働票ノ發給ニ付納付シタル手数料ニ相當スル金額ヲ當該勞働者ニ請求スルコトヲ得

第三十二條

左ノ各號ニ掲クル勞働者ハ前條ノ規定ニ該當スル勞働者ヲ除クノ外就勞ノ日ヨリ七日以内ニ勞働者登錄ヲ受ケ勞働票ノ發給ヲ受ケヘシ

一 伐木夫

二 炭燒夫

三 採金工

四 採鹽勞働者

五 瓦、煉瓦、土管製造工

六 陶磁器製造工

七 硝子、硝子製品製造工

八 木型工

九 珐瑯引製品製造工

十 鑄工

十一 鍛工

十二 機械工

- 十三 銅 工
- 十四 機械器具裝置工
- 十五 電機用品製造工
- 十六 電 工
- 十七 發火物製造工
- 十八 油房工
- 十九 船大工
- 二十 大 工
- 二十一 左 官
- 二十二 石 工
- 二十三 屋根職
- 二十四 葺 職
- 二十五 靴製造工
- 二十六 製革工
- 二十七 皮革製造工
- 二十八 塗 工
- 二十九 製網工及製網工
- 三十 製材工

- 三十一 合板製造工
- 三十二 土石採取労働者
- 三十三 蹄 鐵 工
- 三十四 乗用馬車夫(自家用ヲ除ク)
- 三十五 人力車夫(自家用ヲ除ク)
- 三十六 荷馬車夫
- 三十七 船 夫
- 三十八 日傭労働者

第三十三條 労働者登録及労働票ノ發給ハ滿洲勞工協會ヲシテ之ヲ行ハシム

前項ノ事務ニ要スル經費ハ滿洲勞工協會ノ負擔トス

滿洲勞工協會ハ民政部大臣ノ許可ヲ受ケ労働票ノ發給ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第三十四條 労働者登録及労働票ノ發給ヲ受ケントスル者ハ第七號様式ニ依ル申請書ヲ滿洲勞工協會ニ提出スヘシ

第三十五條 滿洲勞工協會前條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ直ニ登録彙帳ニ左ノ事項ヲ登録スヘシ

- 一 出生地又ハ本籍地
- 二 現住所
- 三 性別
- 四 氏名
- 五 年齢

- 六 民族別
  - 七 産業中分類
  - 八 職業小分類
  - 九 職能
  - 十 現職
  - 十一 労働者（日僱労働者ヲ除ク）ノ雇主ノ氏名及事業ノ種類
  - 十二 寫眞（己ムヲ得サル場合ハ右食指指紋）
  - 十三 十本指紋
  - 十四 前各號ニ掲クル事項ノ外特ニ指定スル事項
- 前項第十三號ノ實施ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム
- 第三十六條 滿洲勞工協會前條ノ規定ニ依リ労働者登録ヲ爲シタルトキハ直ニ第八號様式ニ依ル労働票ヲ發給スヘシ労働票ニハ本人ノ寫眞ヲ貼附シ之ニ契印ヲ爲スヘシ但シ己ムヲ得サル事由アルトキハ右食指指紋ヲ以テ寫眞ノ貼附ニ代フルコトヲ得
- 第三十七條 第三十一條又ハ第三十二條ニ規定スル労働者カ外國労働者ナルトキハ滿洲勞工協會ハ前條ノ規定ニ拘ラス當該外國労働者ノ有スル身分證明書ニ檢印ヲ爲シ労働票ノ發給ニ代フルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ檢印ヲ受ケタル身分證明書ハ之ヲ労働票ト看做ス
- 第三十八條 労働票ハ常時之ヲ携帯シ他人ニ貸與又ハ讓渡スルコトヲ得ス
- 第三十九條 労働票ノ有効期間ハ労働票發給ノ日ヨリ滿三年トス但シ一年ヲ經過スル毎ニ檢印ヲ受クルニ非サレハ當該労働票ハ之ヲ無効トス

- 第四十條 滿洲勞工協會ハ民政部大臣ノ許可ヲ受ケ前條ニ規定スル労働票ノ檢印ニ付手数料ヲ徴收スルコトヲ得
- 第四十一條 労働票ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ遲滞ナク第九號様式ニ依ル申請書ヲ滿洲勞工協會ニ提出シ労働票ノ再發給ヲ受ケヘシ毀損ノ場合ニ在リテハ當該労働票ヲ申請書ニ添付スルコトヲ要ス
- 第四十二條 滿洲勞工協會前條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ調査ノ上遲滞ナク労働票ノ再發給ヲ爲スヘシ
- 第四十三條 労働票ノ發給ヲ受ケタル者登録事項ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ滿洲勞工協會ニ届出ツヘシ
- 滿洲勞工協會前項ノ届出アリタルトキハ登録簿及労働票ノ修正ヲ爲スヘシ
- 第四十四條 労働票ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ效力ヲ失フ
- 一 毀損又ハ亡失シタルトキ
  - 二 他人ニ貸與又ハ讓渡セラレタルトキ
  - 三 有効期間滿了シタルトキ
  - 四 登録申請ニ付不正ノ事實アリタルトキ
  - 五 偽造變造セラレタルトキ
- 第四十五條 労働者國外ニ出テントスルトキハ労働票ヲ滿洲勞工協會ニ返納スヘシ但シ關東州ニ出テントスル場合又ハ雇主ノ證明アリ且其ノ國外滞在期間三月以内ノ場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
- 前項但書ノ場合ニ於テハ滿洲勞工協會ノ檢印ヲ受ケヘシ
- 第四十六條 民政部大臣ノ指定スル労働票類似ノ證票ヲ所持スル労働者ハ滿洲勞工協會ニ届出テ労働者登録ヲ受ケ當該證票ニ檢印ヲ受ケヘシ
- 労働票類似ノ證票ハ之ヲ滿洲勞工協會ノ發給シタル労働票ト看做ス

第四十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

一 第五條又ハ第六條ノ規定ニ違反シタル者

二 第八條又ハ第十五條ノ認可ヲ受ケスシテ労働者ヲ募集シタル者

三 第十條ノ許可ヲ受ケスシテ労働者ノ募集ニ從事シタル者

四 第十三條又ハ第十四條ノ規定ニ違反シタル者

第四十八條 第三十條ノ規定ニ違反シタル者ハ二月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十九條 第三十一條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ二月以下ノ禁錮、百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第五十條 第三十二條ノ規定ニ違反シタル労働者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第五十條ノ二 第三十一條及第三十二條ノ規定ハ康徳六年勅令第二百三十二號職能登録令第二條及第三條ノ規定ノ適用ヲ受ケル者ニ付テハ之ヲ適用セス

附 則

第五十一條 本令ハ労働統制法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(康徳六年二月二十日)

第五十二條 康徳二年民政部令第一條外國労働者取締規則及康徳五年民政部令第六十三號暫行労働票發給規則ハ之ヲ廢止ス

本令施行前暫行労働票發給規則ニ依リ爲シタル労働者登録及労働票ノ發給ハ本令施行ノ日ニ於テ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五十三條 本令中労働者登録及労働票ノ發給ニ關スル規定ハ當分ノ間別表ニ掲ケル地域ニ限り之ヲ施行ス

附 則 (康徳六年七月一日民政部令第二九號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (康徳六年十一月十四日 民政部令第五八號)  
治安部令第四三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (康徳七年五月一日 民政部令第一二號)  
治安部令第二二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (康徳七年九月二十四日 民政部令第二三號)  
治安部令第四七號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別 表

名稱	區域
新京特別市	新京特別市
奉天省	奉天市、撫順市、營口市、鞍山市、遼陽市、四平街市、鐵嶺市、本溪湖市、遼陽縣、本溪縣、撫順縣、瀋陽縣、開原縣、海城縣、蓋平縣、復縣、西安縣、清原縣、鐵嶺縣、梨樹縣、海龍縣
吉林省	吉林市、永吉縣、舒蘭縣、蛟河縣、敦化縣、樺甸縣、長春縣、磐石縣、懷德縣
龍江省	齊齊哈爾市、白城縣、龍江縣、訥河縣、洮南縣
熱河省	承德縣
濱江省	哈爾濱市、阿城縣、五常縣、葦河縣、東興縣、雙城縣
錦州省	錦州市、阜新市、錦縣、錦西縣、黑山縣、盤山縣、義縣、吐默特左旗、吐默特中旗、吐默特右旗
安東省	安東市、安東縣、鳳城縣、寬甸縣、莊河縣

間島省  
三江省  
通化省  
牡丹江省  
黑河省  
東安省  
北安省  
興安北省  
興安東省  
興安西省  
興安南省

延吉縣、汪清縣、琿春縣、和龍縣、安圖縣  
佳木斯市、方正縣、依蘭縣、勃利縣、樺川縣、湯原縣、富錦縣、蘿北縣、通河縣、鶴立縣、綏濱縣  
通化縣、臨江縣、長白縣、撫松縣、輝南縣、濛江縣、輯安縣  
牡丹江市、寧安縣、東寧縣、穆稜縣、綏陽縣  
瑯琿縣、孫吳縣、奇克縣、呼瑪縣  
密山縣、虎林縣、林口縣、寶清縣  
北安縣、鐵力縣、綏稜縣、海倫縣、綏化縣、嫩江縣、拜泉縣  
索倫旗、新巴爾虎右翼旗、滿洲里街、海拉爾市  
莫力達瓦旗、布特哈旗  
開魯縣  
科爾沁右翼前旗、通遼縣

#### 四 十本指紋登錄實施ニ關スル件

改正 康德六年七月部令第三〇號、七年四月第九號、九月第二四號

第一條 十本指紋登錄ハ別表ノ地域ニ之ヲ實施ス(康六・第二九號本條改正、七・第九號、第二四號本條中改正)

(康德六年一月三十日)  
民政部令 第三〇號

第二條 十本指紋登錄ハ勞働統制法施行規則第三十一條及第三十二條各號ニ掲クル勞働者ニ就キ之ヲ實施ス(康六・第二九號本條改正)

第三條 十本指紋登錄實施地域ニ於テ勞働票ノ發給ヲ受ケントスル者ハ別紙様式ニ依ル申請書ヲ滿洲勞工協會ニ提出スヘシ  
前項ノ申請書ハ之ヲ規則第三十四條ニ規定スル申請書ニ代フルモノトス

附 則 本令ハ勞働統制法施行規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(康德六年二月二十日)

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(康德六年七月一日民政部令第三〇號)

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(康德七年四月二十四日民生部令第九號)

附 則 本令ノ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(康德七年九月二十四日民政部令第二四號)

別表

名稱	區域
新京特別市	新京特別市
吉林省	吉林市、永吉縣、蛟河縣、敦化縣、樺甸縣、磐石縣、長春縣、懷德縣及舒蘭縣
龍江省	齊齊哈爾市、龍江縣、訥河縣、白城縣及洮南縣



北 安 省
黑 河 省
三 江 省
東 安 省
牡 丹 江 省
濱 江 省
間 島 省
通 化 省
安 東 省
奉 天 省
錦 州 省
熱 河 省
興 安 西 省
興 安 南 省
興 安 東 省
興 安 北 省

北安縣、綏德縣、鐵嶺縣、綏化縣、海倫縣、拜泉縣及嫩江縣  
 瑷琿縣、孫吳縣、呼瑪縣及奇克縣  
 佳木斯市、樺川縣、富錦縣、勃利縣、依蘭縣、方正縣、通河縣、湯原縣、鶴立縣、蘿北縣及綏濱縣  
 密山縣、林口縣、寶清縣及虎林縣  
 牡丹江市、寧安縣、穆稜縣、綏陽縣及東寧縣  
 哈爾濱市、阿城縣、五常縣、雙城縣、東興縣及葦河縣  
 延吉縣、汪清縣、琿春縣、和龍縣及安圖縣  
 通化縣、輝南縣、濛江縣、撫松縣、長白縣、臨江縣及輯安縣  
 安東市、安東縣、莊河縣、鳳城縣及寬甸縣  
 奉天市、瀋陽縣、撫順市、撫順縣、本溪湖市、本溪縣、遼陽市、鞍山市、遼陽縣、海城縣、營口市  
 蓋平縣、復縣、鐵嶺市、鐵嶺縣、四平街市、梨樹縣、開原縣、西安縣、海龍縣及清原縣  
 錦州市、錦縣、黑山縣、盤山縣、錦西縣、義縣、阜新市、吐默特左旗、吐默特中旗及吐默特右旗  
 承德縣  
 開魯縣  
 科爾沁右翼前旗及通遼縣  
 布特哈旗及喜扎嘎爾旗  
 索倫旗、新巴爾虎右翼旗、新巴爾虎左翼旗、滿洲里街及海拉爾市

### 五 勞働統制法施行ニ關スル訓令

（康徳六年二月十日  
 民政部訓令第二二號  
 治安部訓令第五號）

#### 記

- 一 勞働統制法ニ依ル統制協定ニハ滿洲勞工協會支部長又ハ出張所長ヲ加入セシメタル上當該協定代表者ニ充ツル如ク措置スヘシ、但シ未ダ滿洲勞工協會支部又ハ出張所ノ設置ヲ見サル地ニ在リテハ適當ト認ムル代表者ヲ以テ之ニ充ツル如ク措置スヘシ
- 二 統制協定ノ締結、變更若ハ廢止ノ認可申請アリタルトキハ省長又ハ新京特別市長ハ協定事項ニ付其ノ意見ヲ具申スヘシ
- 三 統制協定加入者ノ異動ニ關スル事項ハ代表者ヲシテ届出テシメ毎月一回十日迄ニ前月分ノ異動ヲ取纏メ民政部大臣宛報告スヘシ
- 四 省長又ハ新京特別市長ハ勞働者ノ募集ヲ認可シタルトキハ勞働統制法施行規則第八條ニ依ル認可事項ヲ其ノ都度民政部大臣宛報告スヘシ
- 五 勞働者募集認可申請書ハ滿洲勞工協會出張所ノ設置シアル市縣又ハ旗ニ在リテハ該出張所ヲ經テ之ヲ市長、縣長又ハ旗長ニ提出セシムル如ク轉令スヘシ
- 六 新京特別市長ニ在リテハ滿洲勞工協會支部ヲ經テ提出セシムヘシ
- 七 勞働者募集ノ認可申請ヲ受ケタル省長又ハ新京特別市長ハ之カ認可ヲ爲スニ當リテハ豫メ滿洲勞工協會支部長ニ協議スヘシ尙新京特別市長ニ在リテハ豫メ警察總監ニモ協議シ置クコトヲ要ス

省長労働者募集ノ認可事務ヲ市長、縣長又ハ旗長ニ委任シタルトキハ労働者募集認可申請書ヲ受理シタル當該市長、縣長又ハ旗長ヲシテ認可事務ヲ爲スニ際シ滿洲勞工協會出張所長ニ協議セシムヘシ  
尙市長ニ在リテハ所在地ノ警察廳長ニ豫メ協議セシムルコトヲ要ス

七 募集従事者ノ許可ニ付テハ滿洲勞工協會出張所ノ設置シアル市、縣又ハ旗ニ在リテハ轉令シテ該出張所ヲ經テ警察廳長、縣長又ハ旗長ニ許可申請書ヲ提出セシムヘシ之カ許可ニ當リテハ省長ハ警察廳長、縣長又ハ旗長ヲシテ滿洲勞工協會出張所長ニ協議セシムヘシ労働者供給業者ノ許可ニ付テハ滿洲勞工協會ヲ經テ許可申請書ヲ提出セシムヘシ  
此ノ場合亦前項ヲ準用スルモノトス

但シ省長ハ其ノ事務ノ一部ヲ警察廳長、縣長又ハ旗長ニ委任スルコトヲ得  
新京特別市ニ在リテハ前各項ノ許可ニ當リテハ滿洲勞工協會支部ヲ經テ警察總監ニ許可申請書ヲ提出セシムヘシ此ノ場合警察總監ハ豫メ滿洲勞工協會支部長ニ協議スルヲ要ス

第一項及第二項ノ場合警察廳長、縣長又ハ旗長ニ轉令シテ其ノ事務ヲ下級警察官署長ニ委任セシムルコトヲ得第三項ノ場合警察總監ハ其ノ事務ヲ下級警察官署長ニ委任スルコトヲ得

八 労働統制法施行規則第十四條ニ依ル届出ハ滿洲勞工協會出張所ノ設置シアル市、縣又ハ旗ニ在リテハ該出張所ヲ經テ市長縣長又ハ旗長ニ提出セシムル如ク轉令スヘシ  
新京特別市ニ在リテハ滿洲勞工協會支部ヲ經テ提出セシムヘシ  
前各號ノ届出ヲ受理シタル省長又ハ新京特別市長ハ届出事項ヲ其ノ都度民政部大臣宛報告スヘシ

九 省長ハ労働市場ヲ有スル地域ニ在リテ一定地域ヲ指定シ其ノ地域内ニ於ケル日傭労働者ノ労働市場外ニ於ケル雇入及集合同ヲ禁止スヘシ但シ新京特別市ニ在リテハ警察總監ハ日傭労働者ノ労働市場外ニ於ケル雇入及集合同ヲ禁止スヘシ

労働市場ト稱スルハ日傭労働者ノ求職ヲ目的トシテ集合スル一定ノ場所及施設ヲ謂フ

### 六 労働者雇入並ニ使用ニ關スル全國協定

(康徳六年五月十八日)  
民政部指令第三七八號

#### 第一章 總 則

第一條 本協定ハ労働者雇入ニ關スル需要者相互ノ競合ヲ排除シ労働者ノ不當移動ヲ防止シ併セテ其ノ使用労働者ヲ保護シ以テ労働力ヲ涵養確保シ労働能率ノ向上ヲ圖ルヲ目的トス

第二條 本協定加入者ハ労働者ノ雇入並ニ使用ニ付労働統制法及關係法令ニ據ルノ外本協定ニ據ルモノトス

第二章 労働者ノ雇入  
第三條 協定加入者ニシテ地區協定ノ締結セラレタル地域ニ於テ労働者ヲ募集セントスルトキハ當該地區協定ノ定ムルトコロニ從フモノトス

第四條 労働者ノ募集ニ際シテハ募集條件、労働條件等ニ付虚偽ノ宣傳ヲ爲スコトヲ得サル外他人ノ募集ニ際シ妨害ヲ爲ササルモノトス

第五條 協定加入者ノ使用スル募集従事者ノ募集行為ニ關シテハ當該協定加入者一切ノ責任ヲ負フモノトス  
募集従事者ニシテ不正行為アリタル者ハ爾後之ヲ募集ニ從事セシメサルモノトス

第六條 労働者ノ募集ニ要シタル募集並ニ斡旋手数料及労働者ノ旅費(宿泊料、食費、車馬賃、雜費)等ハ一切労働者ニ負擔セシメサルモノトス但シ雇傭期間一年未滿ノ労働者ヲ募集シタル場合ハ之ニ要シタル募集費ノ中食費ハ之ヲ労働者ノ負擔ト

スルコトヲ得ルモノトス

一三四

前項募集費ノ外金品ノ給與ヲ爲サントスルトキハ募集地カ國內ノ場合ハ滿洲勞工協會ニ、募集地カ中國ノ場合ハ大東公司ニ其ノ内容ヲ豫メ提示シ其ノ承認ヲ受クルモノトス

第七條 募集地カ國內ノ場合募集並ニ斡旋手数料ニ付テハ募集地ノ滿洲勞工協會出張所（滿洲勞工協會出張所ノ設置ナキ地域ニアリテハ滿洲勞工協會支部）ノ指示ヲ受クルモノトシ但シ労働者一名ニ付各二圓五角ヲ超ユルコトヲ得サルモノトス  
募集地カ中國ノ場合募集並ニ斡旋手数料ニ付テハ大東公司ノ指示ヲ受クルモノトス

第八條 労働者ノ募集時ニ於ケル労働者ニ對スル前貸金ハ之ヲ貸付ケサルヲ原則トシ必要アル場合ニ限り直接労働者ニ對シ五圓以内ヲ貸付ケ證書ヲ徴スルモノトス

前項前貸金ハ就勞後三ヶ月以上ニ分割シ賃銀ヨリ控除スルモノトス

第九條 特殊ノ事情ニ依リ前條ニ據リ難キ場合ハ豫メ其ノ事由ヲ募集地カ國內ノ場合ハ滿洲勞工協會ニ、募集地カ中國ノ場合ハ大東公司ニ申出テ其ノ統制ニ依リ前貸金ノ増額並ニ控除數ノ短縮ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第十條 中國労働者募集ノ認可申請書ハ團體ヲ結成セルモノニアリテハ團體ニ於テ團體中ノ各需要者ヲ代表シテ之ヲ爲スモノトス

第十一條 前條募集行為ハ團體ニ於テ一括シテ之ヲ爲スモノトス

但シ特別ノ事情ニ依リ前項ニ據リ難キ場合ハ其ノ事由ヲ大東公司ニ申出テタル上其ノ承認ヲ得テ別途ニ募集スルコトヲ得ルモノトス

第十二條 中國労働者ノ募集認可ヲ受ケタル者ハ募集手續並ニ労働條件ニ關シ附録ノ協定ニ從フモノトス

第十三條 協定加入者ハ労働統制法施行規則（以下單ニ規則ト稱ス）第五十三條ニ定メラレタル地域内ニ於テ労働票ヲ所持セ

サル労働者ヲ雇入タルトキハ雇入ト同時ニ當該労働者ノ爲労働登録ノ申請ヲ爲スモノトス

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル労働者ハ之ヲ雇入ルコトヲ得サルモノトス但シ第三號該當ノ労働者ヲ除ク他ノ労働者ニシテ前雇主ノ諒解ヲ得タル者及第三號、第四號、第五號該當ノ労働者以外ノ者ニシテ退職後九十日ヲ經過シタル者又ハ引續キ九十日以上缺勤セル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 現ニ他業者ニ於テ雇傭中ノ者

二 規則第五十三條ニ定メラレタル地域内ニ在リテハ労働票ニ前雇主ノ解雇印ナキ者（日傭労働者ヲ除ク）但シ雇傭關係ノ解消シタル事實ナルモノニ付テハ滿洲勞工協會ノ承認ヲ得テ之ヲ雇入ルコトヲ得ルモノトス

三 労働票所持者ニシテ労働票記載事項ノ異動手續ヲ完了セサル者

四 工場鑛山技術工ニアリテハ雇傭中ハ固ヨリ雇傭後百八十日ヲ經過セサル者

五 前號見習工又ハ養成工ニアリテハ契約義務年限ヲ經過セサル者

六 前第四號及第五號以外ノ労働者ニシテ不當ナル術策ニ依リ誘導退職セシメラレタル者又ハ同様ノ手段ニ依リ退職シタル者

第十五條 労働者ノ雇入ニ際シテハ雇傭條件（標準労働時間給與及雇傭期間）ヲ明示スルモノトス

前項ノ雇傭條件ヲ履行セテレサル場合労働者ヨリ退職申出アリタルトキハ之ヲ拒否スルコトヲ得サルモノトス

第十六條 法令ニ依リ設置セラレタル労働市場ノ所在地ニ於ケル日傭労働者ノ雇入ハ労働市場外ニ於テ之ヲ爲ササルモノトス

第十七條 前借金未済及其ノ他雇傭契約不履行ノ儘前雇主ニ無斷移動シタル労働者ヲ情ヲ知ラスシテ雇入レタル者ハ前雇主ノ左記各號ノ要求ニ從フモノトス

一 前雇主ノ當該労働者引取ニ應ジ之ヲ解雇ス

一三五

二 當該労働者ノ前雇主ニ對スル前借金並ニ前雇主ノ要シタル募集費辦償金ノ取立及送金ヲ爲ス養成工又ハ見習工ニアリテハ賠償義務金ノ取立及送金ヲ爲ス

労働者不常移動ノ事實ヲ知悉シ當該労働者ヲ雇シタル者ハ前項第二號ノ諸費ヲ負擔スルモノトス又之カ送還ノ要求アリタル場合ハ送還ニ要スル費用ヲ負擔スルモノトス

自ラ不當ニ移動シタル労働者ノ引取ニ要シタル費用ハ滿洲勞工協會ノ承認ヲ得テ當該労働者ヲシテ負擔セシムルコトヲ得ルモノトス

第十八條 労働者ヲ雇入レ又ハ解雇シタルトキハ規則第五十三條ニ定メラレタル地域内ニアリテ労働票ノ解雇欄ニ必要事項ヲ記入スルモノトス

第十九條 規則第四十三條ノ届出ハ雇主其ノ使用スル労働者ニ代リテ之ヲ爲スモノトス但シ規則第五十三條ニ定メラレタル域外ニアリテハ此ノ限りニアラス

第二十條 事業ノ縮少若ハ工事ノ終了等ニ依リ同時ニ五十人以上ノ労働者(日傭労働者ヲ除ク)ヲ解雇セントスルトキ雇主ハ十五日迄ニ當該労働者ノ種類、員數、解雇ノ時期及解雇者ニ對スル處置等ヲ作業場所在地ノ滿洲勞工協會出張所(滿洲勞工協會出張所ノ設置ナキ地域ニアリテハ作業場所在地ノ滿洲勞工協會支部)ニ通知スルモノトス

第二十一條 業務ノ都合ニ依リ労働者ヲ解雇セントスルトキハ解雇スヘキ労働者(日傭労働者ヲ除ク)ニ對シ其ノ旨ヲ豫告シ且解雇ト同時ニ債務ノ精算ヲ爲スモノトス

第三章 労働者ノ使用

第二十二條 労働者ニ對スル賃銀ノ支拂ハ毎月一回以上之ヲ爲シ出來高拂制度ニシテ精算不能ノ場合ハ概算拂ヲナスモノトス特別ノ事情ニ依リ前項ニ據リ難キ場合ハ最寄滿洲勞工協會出張所若ハ支部ニ届出テタル上労働者ノ諒解ノ下ニ支拂ヘキ金

額ニ付毎月一ヶ月分ノ賃銀及控除金ノ明細ヲ記シタル計算書ヲ労働者若ハ當該労働者ノ代表者ニ交付スルモノトス

第二十三條 賃銀ノ支拂ハ雇主直接労働者ニ之ヲ爲スモノトス

但シ已ムヲ得サル事由アル場合ハ間接支拂ヲ認ムルモ其ノ場合ハ賃金ノ不拂ナキ責任ヲ以テ監督スルモノトス

賃銀ノ支拂ハ労働者又ハ當該労働者ノ代表者ニ其ノ明細書ヲ交付シタル上當該労働者ノ受領印若ハ右食指印ヲ押捺シタル證憑ヲ徴スルモノトス

第二十四條 労働者ノ收容施設ヲ設置スル場合ハ其ノ設置ニ要スル費用ハ雇主ノ負擔トス

第二十五條 労働者ノ收容施設及屋内作業場ニ關シテハ通風、保温、排水等ニ付労働者ノ健康ヲ維持スルニ必要ナル設備ヲ爲スモノトス

第二十六條 労働者ノ炊事制度、食物及食費ニ付テハ労働者ノ希望ヲ參酌シタル上決定シ且中間ニ於テ不正ノ行爲ナキ責任ヲ以テ監督スルモノトス

第二十七條 使用労働者ニ對スル食物ノ選擇及供給ニ關シテハ労働者ノ保健上支障ヲ來ササル様處置スルモノトス

第二十八條 協定加入者ノ下請人又ハ把頭等ノ行爲ニ依リ労働者ニ損害ヲ與ヘタルトキハ協定加入者ニ於テ責任アル處置ヲ爲スモノトス

第二十九條 事業ノ都合ニ依リ労働者ノ就勞地ヲ變更セシムル場合労働者ノ移動ニ要スル一切ノ費用ハ労働者ニ負擔セシメサルモノトス

第三十條 労働者ノ傷病及死亡ニ對シテハ責任ヲ以テ適切ナル救済方法ヲ講スルモノトス

前項ノ場合ニ於テ傷病ニ依リ労働者ヲ雇集地ニ歸還セシムル場合ハ之ニ要スル費用ハ雇主ニ於テ負擔スルモノトス

第三十一條 労働者ノ使役、解雇、賃銀支拂及前借金ノ回收等ニ關シ協定加入者ト労働者トノ間ニ紛議ヲ生シ若ハ生スル畏レ

アル場合又ハ労働者ノ雇入使役ニ關シ協定加入者ニ紛議ヲ生シ生スル畏レアル場合ハ滿洲勞工協會ハ關係官廳ト連絡ノ上之  
カ調停ヲ圖ルモノトス

一三八

第三十二條 協定加入者下請人又ハ把頭ヲ使用スルトキハ其ノ氏名、生年月日、出身地、住所、作業場ノ位置、作業ノ種類、  
經歷、配下把頭氏名、配下労働者數及口錢ヲ作業場所在地ノ滿洲勞工協會出張所（滿洲勞工協會出張所ノ設置ナキ地域ニア  
リテハ作業場所在地ノ滿洲勞工協會支部）ニ届出ツルモノトス  
下請人又ハ把頭ヲ使用セサルニ至リタルトキハ其ノ旨届出ツルモノトス

附 則

第三十三條 本協定ハ認可ヲ受ケタル日ヨリ效力ヲ生スルモノトス

第三十四條 本協定ノ變更若ハ廢止ニ關シ協定代表者之ヲ必要ト認メタル場合又ハ協定加入者全員ノ十分ノ一以上ノ要求アリ  
タル場合ハ協定代表者協定加入者全員ノ同意ヲ得テ民政部大臣ノ認可ヲ受ケルモノトス

第三十五條 本協定中大東公司ニ關スル事項ハ該公司カ滿洲勞工協會ニ統合セラレタル場合之ヲ滿洲勞工協會ニ於テ取扱フモ  
ノトス

附 則

「労働者雇入並ニ使用ニ關スル全國協定」

第十二條ニ關スル協定

第一條 労働者雇入並ニ使用ニ關スル全國協定第十二條ニ關シテハ本協定ニ據ルモノトス

第二條 協定加入者中國労働者募集ノ認可ヲ受ケタルトキハ認可申請書寫及認可證寫ヲ大東公司ニ送付スルモノトス

第三條 大東公司前條ノ認可申請書寫及認可證寫ヲ受理シタルトキハ全國協定及本協定ノ定ムルトコロニ從ヒ募集人員、募集

時期、募集地域ニ必要ナル指導ヲ爲スモノトス

第四條 大東公司第二條ノ認可申請書寫及認可證寫ヲ受理シタルトキハ當該募集従事者ニ對シ第一號様式ニ依ル中國労働者募  
集従事者章ヲ交付スルモノトス

第五條 募集従事者中國労働者ノ募集ヲ爲シタルトキハ第二號様式ニ依ル募集團體身分證明書發給申込書ヲ身分證明書ノ發給  
ヲ受クヘキ大東公司事務所ニ提出スルモノトス

第六條 大東公司事務所前條ノ申込ヲ受理シタルトキハ第二條ノ中國労働者募集認可申請書寫ニ照合全國協定及本協定ニ違背  
ナキヲ確メタル上身分證明書ノ發給ヲ爲スモトス

第七條 中國労働者ノ労働條件ハ協定加入者ヨリ民政部大臣ニ認可申請シタルトコロニ據ルモノトス（様式略）

統制協定外申合

一 労働者ノ募集ニ際シ之カ宣傳手段トシテポスター又ハ傳單等ヲ使用スル場合ハ之等ヲ募集認可申請ニ當リ募集地ノ滿洲勞  
工協會出張所（滿洲勞工協會出張所ノ設置ナキ地域ニアリテハ募集地ノ滿洲勞工協會支部以下同シ）ヲ經由關係官署（申請  
官署並ニ警察官署）ニ提出スルモノトス

二 労働者ノ募集ニ際シ募集従事者手不足ノ場合ハ募集地ノ滿洲勞工協會出張所ノ斡旋協力ヲ受クルモノトス

三 國內ニ於テ募集シタル労働者ニ付縣公署、協和會、滿洲勞工協會若ハ労働者ヨリ要望アリタルトキハ次ノ措置ヲ爲スモ  
トス

(一) 郷里ニアル家族ニ對スル通信又ハ送金ノ斡旋

(二) 募集地ノ縣公署、協和會、滿洲勞工協會出張所ニ對スル就勞狀況ノ通報

四 雇主自己ノ使用スル労働者ニシテ斷リナク移動シタルモノアリタルトキハ別紙第一號様式ニ依リ分明ノ範圍ニ於テ之ヲ

作業場所在住ノ滿洲勞工協會出張所ニ届出ツルモノトス

五 雇傭主ハ労働者ノ雇入、使用及解雇ノ狀況ニ付毎月末現在ニ於テ一ヶ月分ヲ整理シ之ヲ別紙第二號様式ニ依リ翌十日迄ニ作業場所在地ノ滿洲勞工協會出張所ニ届出ツルモノトス。(様式略)

## 一一 蒙疆労働統制關係法規

### 一 労働統制法

(蒙疆聯合委員會令第三七號)  
成吉思汗紀元七三四年七月十日  
民國二十八年七月十日  
改正成紀七三四年二月六日法律第七號

- 第一條 本法八十人以上ノ労働者ヲ雇傭スル雇傭主(以下單ニ雇傭主ト稱ス)労働者及労働者ヲ供給スル事業者ニ之ヲ適用ス
- 第二條 労働者ノ賃銀ハ労働統制委員會ノ定ムルトコロニ依ル
- 第三條 現ニ雇傭セラレツアル労働者ハ其ノ雇傭主ノ同意ヲ得シテ濫リニ契約ヲ破棄スルコトヲ得ス
- 第四條 何人ト雖モ他ノ雇傭主ノ現ニ雇傭スル労働者ヲ雇傭スルコトヲ得ス
- 第五條 雇傭主カ其ノ雇傭スル労働者ノ消費ニ係ル食料、雜貨其ノ他ノ日用品ヲ配給スル場合ニ在リテハ其ノ價額ハ實費ヲ超ニルコトヲ得ス
- 第六條 雇傭主又ハ労働者ヲ供給スル事業者本法ノ規定ニ違反シタルトキハ労働者ノ雇傭又ハ供給事業ヲ禁止シ若ハ停止スル

コトヲ得

第七條 雇傭主、労働者又ハ労働者ヲ供給スル事業者本法若ハ本法ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ一年以下ノ有期徒刑又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ第四條ノ規定ニ違反シタル者ニシテ現ニ他人ノ雇傭ニ係ル事實ヲ知ラサリシトキハ之ヲ罰セス

第八條 前條ノ規定ノ適用ニ付テハ成吉思汗紀元七三三十四年會令第一八號行政法規ノ罰則適用ニ關スル件ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 一二 労働統制委員會法

(蒙疆聯合委員會令第三八號)  
成吉思汗紀元七三四年七月十日  
民國二十八年七月十日  
改正成紀七三三四年二月六日法律第六號

- 第一條 民政部長管理ノ下ニ労働者ノ需給及賃銀ノ調整ヲ行フ爲メ労働統制委員會ヲ置ク
- 第二條 本會ハ労働力ノ需給調整ヲ行フ爲メ左ノ事項ヲ管掌ス
  - 一 地域外ヨリノ労働者招致
  - 二 労働者ノ配給
  - 三 労働者募集許可及斡旋

- 四 労働者ノ地域外流出取締
  - 五 労働者ノ逃亡及引拔ノ防止
  - 六 労働賃銀ノ決定及之カ運用
  - 七 労働賃銀ノ中間搾取ノ防止
  - 八 労働者收容所施設及其ノ改善
  - 九 労働者所要物資ノ價格調整
  - 十 労働登録及労働證ノ發行其ノ他労働者ノ保護
  - 十一 其ノ他労働統制上必要ナル事項
- 本會ハ前項ノ事項ニ關シ雇傭主、労働者及労働者ヲ供給スル事業者ニ對シ監督上及公益上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得
- 第三條 労働者ヲ募集セントスルトキハ豫メ労働者ノ使用計畫ヲ具シ民政部令ノ定ムル所ニ依リ募集計畫ヲ本會ニ提出シ其ノ許可ヲ受クヘシ募集計畫ヲ變更セントスルトキハ亦同シ但シ募集労働者二十人未滿ナルトキハ此ノ限ニ非ラス
- 第四條 雇傭主又ハ労働者ヲ供給スル事業者第二條第二項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ労働者ノ雇傭又ハ供給事業ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得
- 第五條 雇傭主、労働者又ハ労働者ヲ供給スル事業者第二條第二項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ一年以下ノ有期徒刑又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第六條 本會ノ組織ハ民政部令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (成紀七三四年十一月六日 法律第六號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 三 労働統制委員會法施行規則

(蒙疆聯合委員會令第三九號)  
 成吉思汗紀元七三四年七月十日  
 民國二十八年七月十日

- 第一條 雇傭主労働統制委員會法第三條ノ規定ニ依リ募集計畫ニツキ労働統制委員會ノ許可ヲ受ケントスルトキハ別記様式ニ則リ労働者募集許可申請書ヲ労働統制委員會ニ提出スヘシ
- 第二條 労働者募集ノ許可ヲ受ケタル雇傭主許可ノ日ヨリ三月内ニ募集ヲ開始セサルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ
- 労働統制委員會ハ正當ノ理由アリト認メタル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラス願出ニ依リ前項ノ期間ヲ延長スルコトヲ得
- 附 則
- 第三條 本令施行ノ際現ニ十日以上引續キ十人以上ノ労働者ヲ雇傭スル雇傭主ハ本令施行ノ日ヨリ三十日内ニ別記様式ニ準シ労働統制委員會ニ報告シ其ノ許可ヲ受クヘシ
- 第四條 本令ハ労働統制委員會法施行ノ其日ヨリ之ヲ施行ス

### 四 労働統制委員會官制

蒙 國務院 聯合 委員會 第四〇號  
成 吉 思 汗 紀 元 七 三 四 年 七 月 十 日  
民 國 二 十 八 年 七 月 十 日  
改 正 成 紀 七 三 四 年 一 月 六 日 教 令 第 五 八 號

一四四

- 第一條 勞働統制委員ハ民政部長ノ管理ニ屬シ勞働者ノ需給及賃銀ノ調整ニ關スル事項ヲ掌ル
  - 第二條 本會ハ委員長及副委員長一人、委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス
  - 第三條 委員長ハ民政部長ヲ以テ之ニ充テ副委員長ハ民政部長ヲ以テ之ニ充ツ
  - 委員ハ政府、政廳及盟公署ノ職員及民間經驗者中ヨリ民政部長之ヲ命シ又ハ委囑ス
  - 第四條 委員長ハ會務ヲ綜理ス
  - 副委員長ハ委員長ヲ輔佐シ委員長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
  - 委員長及副委員長事故アルトキハ委員長ノ指定シタル委員其ノ職務ヲ代理ス
  - 第五條 本會ニ幹事長一人及幹事若干人ヲ置ク
  - 幹事長及幹事ハ政府、政廳及盟公署ノ職員及民間經驗者中ヨリ民政部長之ヲ選任ス
  - 幹事長ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ常務ヲ掌理ス
  - 幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
  - 第六條 勞働統制委員會ハ委員ノ半數以上出席スルニ非サレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス
  - 第七條 勞働統制委員會ノ議事ハ出席員數ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (成紀七三四年十一月六日 教令第五十八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 五 勞働者募集取締規則

(民 政 部 令 第 一 號)  
成 紀 七 三 四 年 十 一 月 十 六 日

- 第一條 勞働者ノ雇傭主若ハ管理者又ハ勞働者ヲ供給スル事業者勞働者ヲ募集セントスルトキハ勞働統制委員會法第三條ニ基キ第一號様式ニ依ル募集許可申請書ヲ勞働統制委員會ニ提出シ其ノ許可ヲ受クヘシ但シ募集勞働者カ管内勞働者ナルトキハ募集地ヲ管轄スル勞働統制委員會辦事處(以不單ニ辦事處ト稱ス)ニ許可申請書ヲ提出シ其ノ許可ヲ受クヘシ
- 前項ノ勞働者募集計畫ヲ變更シタルトキハ亦同シ
- 第二條 勞働統制委員會委員長又ハ辦事處長必要アリト認ムルトキハ許可ヲ取消若ハ停止スルコトヲ得
- 第三條 勞働者ノ募集ハ第一條ノ許可證(第二號様式)ヲ携帶スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
- 第四條 第一條ノ許可ヲ受ケタル者募集ヲ完了シタルトキハ募集許可ヲ受ケタル當該機關ニ遲滞ナク左ノ事項ヲ報告スヘシ
  - 一 募集勞働者實數
  - 二 募集地及就勞地又ハ供給先
  - 三 募集開始及終了ノ年月日
- 第五條 所轄辦事處長第一條ノ許可ヲ爲シ又ハ前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ其ノ都度之ヲ勞働統制委員會ニ報告シ其ノ寫ヲ政

一四五





許可第 號		
勞働者募集許可證		
一、姓 名	一、住 所	一、事務所所在地
一、事業種類		
一、募集勞働者數	一、募集期間	一、募集地
一、募集勞働者就勞地		
一、募集勞働者使用期間		

← 3.2 寸 →      ← 3.2 寸 →      ← 3.2 寸 →

備 考

一、表 色

一、裏 色

一、紙 質

模 造 紙

(二百五十斤)

右勞働者募集ヲ許可ス
成 記 年 月 日
勞働統制委員會 印
一、本證ハ勞働者募集ノ際必ス攜帶スヘシ 一、本證ヲ亡失シタルトキハ再發行ヲ受ケヘシ 一、本證ハ他人ニ貸與又ハ譲渡スルコトヲ得ス 一、本證ハ募集期間滿了後直ニ許可ヲ受ケタル當 該機關ニ返納スヘシ

↑ 11.7 釐 ↓

← 3.2 寸 →      ← 3.2 寸 →

### 六 勞働登録及勞働票發給規則

(民政 部 令 第二號)  
成紀七三四年十一月十六日

第一條 勞働統制委員會ハ勞働力ノ需給ヲ調整シ勞働資源ヲ涵養確保スルタメ勞働登録ヲ爲シ勞働票ヲ發給ス

第二條 本令ニ於テ労働者ト稱スルハ雇傭契約ニヨリ賃銀ヲ得テ労働ニ従事スル者ヲ謂フ  
第三條 常時十人以上ノ労働者ヲ使用スル事業者又ハ管理者ハ其ノ使用スル労働者ノ爲雇傭ノ日ヨリ七日以内ニ労働登録ヲ受ケ労働票ノ發給ヲ受ケヘシ

前項ノ場合ニ於テ事業者又ハ管理者ハ労働票ノ發給ニ付納付シタル手数料ニ相當スル金額ヲ當該労働者ニ請求スルコトヲ得  
第四條 前條第一項ノ規定ニ該當スル労働者ヲ除ク労働者ハ就勞ノ日ヨリ七日以内ニ労働登録ヲ受ケ労働票ノ發給ヲ受ケヘシ  
第五條 労働登録及労働票ノ發給ハ労働統制委員會之ヲ行ヒ之ニ關スル事務ハ所轄辦事處ニテ取扱フ

労働統制委員會ハ労働票ノ發給ニ對シテ手数料(實費五十錢)ヲ徴收スルコトヲ得

第六條 労働登録及労働票ノ發給ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ニ依ル申請書ヲ所轄辦事處ニ提出スヘシ

第七條 辦事處前條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ直ニ登録簿帳ニ左ノ事項ヲ登錄スヘシ

- 一 本籍地
- 二 現住所
- 三 性別
- 四 氏名
- 五 年齢
- 六 民族別
- 七 讀書ノ能不能
- 八 同居家族數
- 九 職能

十 現職

十一 労働者(日傭労働者ヲ除ク)ノ雇主ノ氏名及事業ノ種類

十二 寫眞

十三 前各號ニ掲クル事項ノ外特ニ指定スル事項

第八條 前項ノ規定ニヨリ労働登録ヲナシタルトキハ直ニ第二號様式ニ依ル労働票ヲ發給スヘシ

第九條 第三條又ハ第四條ニ規定スル労働者及北ヨリノ入蒙労働者ニシテ華北所轄機關ノ發行スル入蒙身分證明書ヲ所持スル者ナルトキハ當該入蒙身分證明書ニ檢印ヲ爲シ労働票ノ發給ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ檢印ヲ受ケタル入蒙身分證明書ハ之ヲ労働票ト見做ス

第十條 労働票ハ常時之ヲ携帯シ他人ニ貸與又ハ讓渡スルコトヲ得ス

第十一條 労働票ノ有効期間ハ労働票發給ノ日ヨリ滿三年トス但シ一年ヲ經過スル毎ニ檢印ヲ受クルニ非サレハ當該労働票ハ之ヲ無効トス

第十二條 労働票ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ運滯ナク第三號様式ニ依ル申請書ヲ所轄辦事處ニ提出シ労働票ノ再發給ヲ受ケヘシ

毀損ノ場合ニ在リテハ當該労働票ヲ申請書ニ添付スヘシ

第十三條 労働票ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ效力ヲ失フ

- 一 毀損又ハ亡失シタルトキ
- 二 他人ニ貸與又ハ讓渡シタルトキ
- 三 有効期間滿了シタルトキ

四 登録申請ニ付不正ノ事項アリタルトキ  
五 偽造變造セラレタルトキ

第十四條 労働者離蒙セントスルトキハ労働票ヲ所轄辦事處ニ返納スヘシ但シ雇主ノ證明アリ且外國滞在期間三月以内ノ場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合及歸蒙ノトキハ所轄辦事處ノ檢印ヲ受クヘシ

第十五條 労働票ヲ所持セル労働者ハ労働統制委員會經營ノ労働者宿泊所及就勞斡旋機關ヲ利用スルコトヲ得

第十六條 第二條ノ規程ニ該當セル労働者ハ労働票ヲ所持セサルトキハ就勞スルコトヲ得ス

第十七條 第三條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ二月以下ノ有期徒刑又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ拘役ニ處ス

附 則

第十九條 本令ノ施行期日ハ別ニ之ヲ定ム

第二十條 本令施行前舊北政廳、大同勞工公會及察南政廳ヨリ發給ヲ受ケタル労働票ハ本規定ニ基ク労働票ト見做ス但シ期間滿了後ハ本規定ノ労働票ノ發給ヲ受クヘシ

第一號様式(表)

労働登録呈請書		像片		登錄年月日及登錄番號		處理人	
		二年度檢印	三年度檢印	年	姓及登錄番號	成紀年月日	第號
本籍	民族	入蒙年月日	同居家族	職能	年	月	日生當歲
再發給年月日				讀書不能	宗教(教)	再發事由	給發由
再發給年月日				成紀年	成紀年	成紀年	成紀年
再發給年月日				成紀年	成紀年	成紀年	成紀年
再發給年月日				成紀年	成紀年	成紀年	成紀年

如右記呈請登録並乞准豫發給労働票

成紀 年 月 日

呈請人

労働統制委員會 鈞鑒

㊟



事項注意		住 所		住 所		住 所		住 所		住 所		住 所		住 所		住 所		住 所	
本票於工作之際須常執帶之	本票被日發行日起有檢印時有效三年	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知	本票所持人如遷移住址須隨時通知
成紀年	成紀年	成紀年	成紀年	成紀年	成紀年	成紀年	成紀年	成紀年	成紀年	成紀年	成紀年	成紀年	成紀年	成紀年	成紀年	成紀年	成紀年	成紀年	成紀年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

第三類附片(表)

勞働票再發給申請書		處理人	
像 片	檢二年 印度	前登錄年月日	年 月 日
	檢三年 印度	及登錄番號	第 號
第 號	前登錄所名	姓 名	別性
年 月 日	年 月 日	年 月 日	男 女
職 能	備 考	讀 書	宗 教 ( 教 )
年 月 日	給 發 再 日 月 年	年 月 日	再 事 給 發 再 日 月 年
本 籍	民 族	年 月 日	給 發 再 日 月 年
年 月 日	同 居 族 扶	年 月 日	給 發 再 日 月 年

如右記呈請登錄並乞准發給勞働票

年 月 日

呈請人

勞働統制委員會 鈞鑒



第六條 所員ハ上司ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル

附 則

第七條 本規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一六〇

## 八 勞働統制委員會華北出張所事務分掌規程

(民政部令 第四號)  
(成紀七三四年十一月六日)

第一條 出張所ニ左ノ三股ヲ置ク

庶務 股

募集 股

查證 股

第二條 庶務股ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 印鑑ノ管守ニ關スル事項

二 文書ノ收發及保管ニ關スル事項

三 豫算及決算ニ關スル事項

四 收入及支出ニ關スル事項

五 他股ノ主管ニ屬セサル事項

第三條 募集股ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 勞働者募集並斡旋ニ關スル事項

二 勞働者ノ輸送統制聯絡ニ關スル事項

三 其ノ他募集並輸送上必要ナル事項

第四條 查證股ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働查證ニ關スル事項

附 則

本規程ハ成吉思汗紀元七百三十四年十一月十六日ヨリ之ヲ施行ス

## 九 勞働統制委員會辦事處規程

(民政部令 第五號)  
(成紀七三四年十一月十六日)

第一條 勞働統制委員會管理ノ下ニ左ノ通辦事處ヲ置ク

厚和辦事處(巴彥塔拉盟公署內)

察南辦事處(察南政廳內)

晉北辦事處(晉北政廳內)

辦事處管轄區域ハ其ノ所在政廳及巴彥塔拉盟公署區域トス

第二條 辦事處ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 管內勞働者ノ募集許可並斡旋ニ關スル事項

一六一



- 二 管内労働者ノ募集及配給ニ關スル事項
- 三 労働登録及労働票ノ取扱ニ關スル事項
- 四 労働者所要物質ノ配給斡旋ニ關スル事項
- 五 労働者收容所ノ施設ニ關スル事項
- 六 労働者ノ福祉及保護ニ關スル事項
- 七 其ノ他労働統制上必要ナル事項

第三條 辦事處ニ左ノ職員ヲ置ク

處長 一名

副處長 一名

職員 若干名

第四條 處長ハ労働統制委員會ノ委員中ヨリ委員長ヲ任命ス

處長ハ委員長ノ命ヲ承ケ職務ヲ綜理ス

第五條 副處長ハ労働統制委員會ノ幹事中ヨリ委員長之ヲ任命ス

副處長ハ處長ヲ輔佐シ處長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代行ス

第六條 職員ハ處長之ヲ任命ス

職員ハ上司ノ命ヲ承ケ職務ヲ掌ル

第七條 辦事處ノ事務分掌規程ハ労働統制委員會委員長ノ認可ヲ得テ辦事處長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 一〇 労働統制委員會辦事處分掌規程準則

(民政部訓令第十八號)  
(成紀七三四年十一月十六日)

第一條 辦事處ニ左ノ三股ヲ置ク

庶務 股

業務 股

管理 股

第二條 庶務股ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 印鑑ノ管守ニ關スル事項

二 文書ノ收發及保管ニ關スル事項

三 豫算及決算ニ關スル事項

四 收入及支出ニ關スル事項

五 他股ノ主管ニ屬セサル事項

第三條 業務股ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 管内労働者ノ募集ノ許可並斡旋ニ關スル事項

二 管内労働者ノ募集配給並輸送ニ關スル事項

- 三 業務資料ノ蒐集調査統計ニ關スル事項
- 四 勞働者所要物質ノ配給斡旋ニ關スル事項

第四條 管理股ハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 勞働者登録發給ニ關スル事項
- 二 勞働票發給ニ關スル事項
- 三 勞働票ノ出納保管ニ關スル事項
- 四 勞働市場ノ管理及一般職業紹介ニ關スル事項
- 五 工人宿泊所ノ管理ニ關スル事項
- 六 勞働者ノ保護福祉ニ關スル事項

附 則

第五條 本規程ハ成吉思汗紀元七百三十四年十一月十六日ヨリ之ヲ施行ス

## 一一 蒙 疆 勞 工 協 會 法

(法律第十三號)  
(成紀七三五年五月六日)

- 第一條 政府ハ蒙疆地域内ニ於ケル勞働力ノ配給ヲ調整シ勞働者ヲ保護シ勞働資源ノ涵養ヲ圖ル爲蒙疆勞工協會ヲ設立セシム
- 第二條 蒙疆勞工協會ハ財團法人トシ左ノ事業ヲ行フ
  - 一 勞働者ノ募集、供給及輸送並其ノ斡旋

- 二 勞働登録及勞働票ノ發給
- 三 勞働市場ノ管理及經營
- 四 勞働者ノ訓練及保護施設ノ經營
- 五 勞働者簡易宿泊所ノ經營
- 六 勞働者衣糧ノ購入及配給並其ノ斡旋
- 七 勞働ニ關スル各調査
- 八 其ノ他政府ヨリ特ニ命セラレタル事項

第三條 蒙疆勞工協會ハ本部ヲ張家口市ニ置キ必要ナル地ニ支部又ハ出張所ヲ置クコトヲ得

第四條 蒙疆勞工協會ノ基本金ハ三拾萬圓トシ内拾萬圓ハ政府ノ出捐トス

第五條 蒙疆勞工協會ノ事業費ハ事業收入基金利息及政府補助金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第六條 蒙疆勞工協會ニ理事長一人理事五人以内及監事二人以内ヲ置ク

第七條 理事長ハ蒙疆勞工協會ヲ代表シ其ノ業務ヲ綜理ス

理事長事故アルトキハ理事中ノ一人其ノ業務ヲ行フ

理事ハ理事長ヲ補佐シ蒙疆勞工協會ノ業務ヲ掌理ス

監事ハ蒙疆勞工協會ノ業務ヲ監査ス

第八條 理事長、理事及監事ハ政府之ヲ任命ス

理事長理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第九條 理事長、理事及監事ハ民政部長ノ認可ヲ受クルニ非サレハ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス

第十條 協會ノ本部及支部ニ評議員若干人ヲ置キ理事長又ハ支部長之ヲ委嘱ス

評議員會ハ重要業務ニ關シ理事長ノ諮問ニ應ス

評議員會ハ重要業務ニ關シ理事長ニ建議ヲ爲スコトヲ得

第十一條 民政部長ハ協會ノ業務ニ關シ監督上又ハ公益上其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 蒙疆勞工協會ハ業務上必要アルトキハ民政部長ノ認可ヲ經テ業務ノ一部ヲ他ニ委任又ハ委嘱スルコトヲ得

第十三條 蒙疆勞工協會ハ事業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ豫メ之ヲ民政部長ニ提出スヘシ其ノ計畫ニ重要ナル變更ヲ加ヘントス  
ルトキ亦同シ

第十四條 蒙疆勞工協會ハ事業年度毎ニ豫算ヲ定メ且其ノ決算ヲ行ヒ民政部長ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條 蒙疆勞工協會ハ民政部長ノ認可ヲ受クルニ非サレハ重要ナル財産ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

第十六條 蒙疆勞工協會ノ定款ノ變更ハ民政部長ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第十七條 民政部長必要アリト認ムルトキハ蒙疆勞工協會ヲシテ其ノ業務若ハ財産ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ所部ノ官吏ヲシテ  
其ノ帳簿及文書其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十八條 民政部長ハ蒙疆勞工協會ノ理事長、理事又ハ監事ノ行爲カ本法若ハ其ノ他ノ法令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルモノト  
認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

附 則

第十九條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十條 政府ハ設立委員ヲ命ジ協會ノ設立ニ關スル一切ノ業務ヲ處理セシム

第二十一條 設立委員ハ定款ヲ作成シ民政部長ノ認可ヲ受クヘシ

第二十二條 設立委員ハ蒙疆勞工協會ノ登記ヲ完了シタルトキハ遲滯ナク其ノ事務ヲ理事長ニ引渡スヘシ  
第二十三條 成吉思汗紀元七百三十四年蒙疆聯合委員會第三十八號勞働統制委員會法及同年教令第五十八號勞働統制委員會官  
制及民國二十八年八月十日晉北自治政府令第二十五號晉北勞工公會法ハ之ヲ廢止ス

一一一 蒙疆勞工協會定款

第一條 本協會ハ財團法人蒙疆勞工協會ト稱ス

第二條 本協會ハ基本金三拾萬圓トス

第三條 本協會ハ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス

一 勞働者ノ募集供給及輸送並其ノ斡旋

二 勞働登錄及勞働票ノ發給

三 勞働市場ノ管理及經營

四 勞働者ノ訓練及保護施設ノ經營

五 勞働者簡易宿泊所ノ經營

六 勞働者衣糧ノ購入及配給並其ノ斡旋

七 勞働ニ關スル各種調査

八 其ノ他政府ヨリ特ニ命セラレタル事項

第四條 蒙疆勞工協會ハ政府並事業者側ノ出捐ニ係ル財産ヲ以テ基本財産トス

第五條 本協會ハ本部ヲ張家口市ニ置キ必要ナル地ニ支部又ハ出張所ヲ置ク

第六條 本協會ノ定款ヲ變更セントストルキハ理事會ノ決議ヲ經テ民政部長ノ認可ヲ受クルモノトス

第七條 本協會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事 長 一人

理事 五人以内

監 事 二人以内

第八條 理事中一人ハ有給トシ他ハ無給トス

第九條 理事長、理事及監事ハ民政部長ノ任命トス

理事長ハ本協會ヲ代表シ其ノ業務ヲ綜理ス

理事長事故アルトキハ理事中一人其ノ職務ヲ行フ

理事ハ理事長ヲ輔佐シ本協會ノ業務ヲ掌理ス

監事ハ本協會ノ業務ヲ監査ス

理事長及理事ノ任期ハ三年トシ監事ノ任期ハ二年トス

第十條 理事長、理事及監事ハ民政部長ノ認可ヲ受クルニ非サレハ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス

第十一條 理事長及理事ヲ以テ理事會ヲ組織シ重要ナル事項ヲ議決ス

第十二條 本協會ニ評議員會ヲ置ク

第十三條 評議員會ハ理事長ノ委嘱セル若干名ノ評議員ヲ以テ組織シ支部ノ評議員會ハ夫々支部長ノ委嘱セル若干名ノ評議員

ヲ以テ之ヲ組織ス

第十四條 評議員會ハ重要業務ニ關シ夫々理事長、支部長ノ諮問ニ應シ又ハ必要ナル事項ノ建議ヲ爲スコトヲ得

第十五條 評議員會ハ理事長又ハ支部長之ヲ招集ス

第十六條 本協會ハ業務上必要アルトキハ民政部長ノ認可ヲ得テ業務ノ一部ヲ他ニ委任又ハ委嘱スルコトヲ得

第十七條 本協會ノ經費ハ事業收入基本金利息及政府補助金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十八條 本協會ノ會計年度ハ毎年一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ル

第十九條 本協會ハ決算期毎ニ財産目錄貸借對照表、事業報告書及收支決算書ヲ調製ス

### 一三 成紀七三三五年蒙疆勞工協會業務實施計畫書

本協會ハ其ノ設立ノ趣旨ニ則リ協會自體ノ業務執行機構ヲ整備充實シ地區内勞働力ノ統制、供給、調整ヲ實行シ勞働資源ノ開發ト勞働力ノ涵養ヲ計リ以テ勞力需給調整ノ完備ヲ期セントス

各業務別實施要領

一、機構ノ整備

一) 協會機構ノ充實

本協會ノ業務執行機關ハ本部ヲ張家口市ニ置キ地域内ニ於ケル所要ノ地ニ支部、出張所ヲ設置スル豫定ナルモ先ツ本年度ニ於テハ左記ノ個所ニ本部及支部、出張所ヲ設置セントス

本部	張家口市
支部	張家口市
同	大同市
同	厚和市
同	北京市
出張所	包頭市
評議員會設置	

(二) 協會ノ業務遂行ノ圓滑ト各關係機關トノ協力連絡ノ緊急化ヲ期スルタメ本部ニ評議員會ヲ設置ス

二、勞働力ノ需給調整  
 本年度ニ於テハ不取敢各種事業ニ必要ナル勞働力ヲ地域内或ハ華北ヨリ招致スルト共ニ更ニ地域内ニ於ケル勞働力ノ徹底的實態調査ヲ實施シ管内供給可能勞働力ノ積極的勸誘ニ着手シ管外勞働力ヘノ依存性ヲ緩和スルト共ニ經濟政策ノ合理化ヲ圖ラントス

(イ) 勞働者ノ募集  
 本年度ニ於テハ機構並職員ノ整備不充分ナルヲ以テ勞働者ノ募集ハ管内ノミトシ管外勞働者ノ募集ハ特別ノ場合ヲ除キ使用事業者ノ直接募集ニ俟ツモノトス管内勞働者ノ募集ハ協會ニ於テ之ヲ實施スルト共ニ地方各業者自體ヲシテ爲サシム募集ニ當リテハ勞働者カ安シテ就勞シ得ル如ク待遇條件等ニ關シ危懼ナカラシムル如ク措置シ就勞希望者ヲシテ進ンテ募集ニ應セシムル如キ方策ヲ講スルト共ニ各地方別ニ地方勞務委員會ヲ中心トシテ關係機關ノ協力支援ノ下ニ募集ヲ實施ス

(ロ) 日傭勞働者ノ配給

日傭勞働者ヲ一轄把握シソノ配給ノ的確ヲ期スルヤ否ヤハ特殊事情下ニアル當地域ノ勞務管理ノ歸趨ヲ決スル緊要事ナルヲ以テ協會ニ於テハ直接其ノ管理ノ下ニ主要地域ニ勞働市場ヲ設置シ日傭勞働者ノ圓滑ナル配給ヲ爲スト共ニ日傭勞働者ニ關スル對價條件ノ決定ヲ具體的ニ且詳細ニ關係者ト協定シ各需要者ノ必要勞働者數ハ事前ニ連絡セシメ之ニ對シ協會ハ適正公平ナル配給ヲナシ得ル様最善ノ力法ヲ講ス

(ハ) 協會手持勞働者ノ保有並ニ配給  
 當地域リ於ケル日傭勞働者ノ配給ハソノ絕對的ノ不足ニ鑑ミ種々支障ヲ生スル虞レアルヲ以テ協會手持勞働者ヲ管外並管外ヨリ募集保有シ勞力配給ノ確實化ヲ期セントス

三、勞働登録及勞働票ノ發給  
 (イ) 管内勞働者ノ登録及勞働票ノ發給  
 勞働力ノ各地域ニ於ケル保有狀況ヲ常ニ明確ナラシメ一朝有事ニ際シ的確迅速ナル勞務總動員ニ備ヘ且又勞働者ノ不當移動ノ防止ヲ爲シ勞働力ノ需給ヲ調整ナラシムル爲勞働登録及勞働票ノ發給ヲナス  
 本年度ニ於ケル登録ノ範圍ハ不取敢工、鑛、交通業ニ從事スル勞働者(自營ヲモ含ム)及日傭勞働者トシ主要地域ヨリ逐次實施セントス

(ロ) 管外勞働者ノ登録  
 管外(華北)ヨリノ入蒙勞働者ハ總テ新民會ニ於テ發給スル入蒙身分證明書ヲ所持スル者ナルヲ以テ之カ入蒙者ニ對シテハ協會ニ於テ檢印登録ヲナシ(當該檢印完了ノ身分證明書ハ當協會ニ於テ發給セル勞働票ト看做ス)入蒙勞働者ノ需給狀況ヲ明確ナラシメ其ノ統制ノ合理化ヲ期セントス

四、勞働者ニ關スル保護並其ノ他ノ福祉施設

勞働者ノ保護並福祉、醫療等ノ諸施設ニ付テハ之ヲ可能範圍ニ於テ整備シ不取敢本年度ニ於テハ衛生施設施設、治療藥ノ配給等ニ依リ治療方法ヲ講ス尙扶助ニ關シテハ勞働者扶助法ノ制定ヲ待チ勞働者ノ福祉ニ努メントス

一七二

### 三 華北勞工協會關係法規

#### 一 華北勞工協會條例

(昭和十五年十一月四日)  
政務委員會通過

第一條 華北勞工協會ハ財團法人トシ華北内ニ於ケル勞働者ヲ保護シ勞働力ノ涵養ヲ圖リ華北内外ニ對スル勞働力ノ供給配分交流ヲ圓滑ニシ以テ勞働對策ノ遂行ニ資スルヲ目的トス

第二條 華北勞工協會ハ左ノ事業ヲ行フ

- 一 華北内勞働者ノ募集、供給及輸送並其ノ斡旋
- 二 出國(境)勞働者ノ募集配給輸送並其ノ斡旋
- 三 入國(境)勞働者ノ配給ノ斡旋
- 四 勞働者ノ登録並身分證明書及勞働票ノ發給
- 五 勞働者ノ訓練及保護施設ノ經營

六 勞働市場ノ管理經營及一般職業紹介

七 勞働ニ關スル各種調査

八 前各項ニ附帶關聯スル事項

九 其ノ他華北政務委員會ヨリ特ニ命セラレタル事項

第三條 華北勞工協會ハ本部(主タル事務所)ヲ北京特別市ニ置キ所要ノ地ニ辦事處及辦事支處ヲ設ク

第四條 華北勞工協會ハ華北政務委員會及其ノ他一般ヨリノ出捐ニ係ル財產ヲ以テ基本財產トス

第五條 華北勞工協會ノ經費ハ事業又ハ財產ヨリ生スル收入並寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルノ外華北政務委員會之ヲ補助ス

第六條 華北勞工協會ニ理事四名以内及監事二名以内ヲ置ク

理事ノ中一名ヲ理事長トス

第七條 理事長ハ華北勞工協會ヲ代表シテ其ノ業務ヲ綜理ス

理事長事故アルトキハ理事中ノ一名其ノ業務ヲ行フ

理事ハ理事長ヲ輔佐シ華北勞工協會ノ業務ヲ掌理ス

監事ハ華北勞工協會ノ業務ヲ監査ス

第八條 理事長、理事及監事ハ實業總署之ヲ任命ス

理事長、理事及監事ノ任期ハ二年トス但シ再選ヲ妨ケス

第九條 理事ヲ以テ理事會ヲ組織シ重要ナル事項ヲ議決ス

第十條 華北勞工協會ニ評議員若干名ヲ置キ理事長之ヲ委嘱ス

一七三

評議員ヲ以テ評議員會ヲ組織シ重要ナル事項ニ關シ理事長ノ諮詢ニ應シ又ハ建議ヲ爲スコトヲ得

第十一條 實業總署督辦ハ協會ノ業務ニ關シ監督上、公益上其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 華北勞工協會ハ業務上必要アルトキハ實業總署督辦ノ認可ヲ得テ業務ノ一部ヲ他ニ委任又ハ委囑スルコトヲ得

第十三條 華北勞工協會ハ年度毎ニ事業計畫ヲ定メ豫メ之ヲ實業總署督辦ニ提出スヘシ其ノ計畫ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキ亦同シ

第十四條 華北勞工協會ハ年度毎ニ豫算ヲ定メ且其ノ決算ヲ行ヒ實業總署督辦ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條 華北勞工協會ハ左ノ事項ニ關シ實業總署督辦ノ認可ヲ受クル事ヲ要ス

一 寄附行爲ノ變更

二 重要ナル財産ノ讓渡又ハ擔保ノ供與

三 解 散

四 其ノ他重要ナル事項

第十六條 實業總署督辦必要アリト認ムルトキハ華北勞工協會ヲシテ其ノ業務若クハ財産ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ所部ノ官吏ヲシテ其ノ金庫、帳簿其ノ他諸般ノ文書物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第十七條 實業總署督辦ハ華北勞工協會ノ理事長、理事又ハ監事ノ行爲カ本法若ハ其ノ他ノ法令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルモノト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第十八條 本法ハ中華民國 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

GANNAN HOTEL  
嚴南堂書店

CL
NO. 1128



